

令和元年

決算審査特別委員会会議録

開 会 令和元年10月 9日

閉 会 令和元年10月11日

忠 岡 町 議 会

令和元年 決算審査特別委員会会議録（第1日）

令和元年10月9日午前10時、決算審査特別委員会を忠岡町委員会室に招集した。

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	三宅 良矢	副委員長	小島みゆき
委員	杉原 健士	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	前川 和也

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教育長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

委員長 (三宅良矢議員)

おはようございます。本日は、ご多忙のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私、過日、この委員会に委員長として選出されました三宅でございます。副委員長には小島委員が選ばれておりますので、2人ともどもよろしくお願いいたします。

では、着座にて進めさせていただきます。

本日は、去る9月9日開会の第3回定例会におきまして、当委員会に付託されました平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定につきまして、平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定につきまして、その審査をお願いするものであります。審査がスムーズに、また実り多いものでありますことをお願い申し上げまして、ただいまより決算審査特別委員会を開会させていただきます。

(「午前10時00分」開会)

委員長 (三宅良矢議員)

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶願います。

町長 (和田吉衛町長)

はい。

委員長 (三宅良矢議員)

町長。

町長 (和田吉衛町長)

皆さん、おはようございます。先日の6日、本町施行80周年をともに祝うことができました。記念式典の出席、ご苦労さまでございました。これからもともに町政を推進していきたいと存じます。ご指導、ご鞭撻のほどお願いします。

お願いと申しますと、平成30年度決算報告を提出いたしましたところ、早速決算審査特別委員会を開催していただき、ありがとうございます。去年は台風で思わぬ出費があり、脆弱な財政の本町、決算が心配されましたが、単年度ですが黒字となり、財政の健全化を進める本町ですが、健全化に関する4指標は確実に安定を図ることができたように思います。これからも気を引き締めて、引き続き無駄を省く、無理をしない、そして入りを図り、堅実・慎重に財政運営を実行したいものであります。

ご承知のように、本町は市に囲まれ、政令都市に近い地域にありますので、周りに目が行く、そういう町民の感情は理解できますが、しっかりと町民理解をして、ここまで来た以上、失政をしないよう、かじ取りをしたいと決意しているところでございます。

ご案内のように、平成30年度会計決算を報告するものでございます。よろしくご審査賜りたく存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございました。

本日の出席委員は6名で、委員会は成立しております。

お諮りします。会議録署名委員は、先例により、委員長の指名としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議ないものと認めますので、私から指名をさせていただきます。前川和也委員、杉原健士委員を指名させていただきます。

委員長（三宅良矢議員）

それでは、一般会計から審査を行います。理事者におかれましては、各委員の質疑に対しまして、その趣旨をよく把握した上で、明確かつ簡潔に答弁を行っていただき、会議が円滑に進行できますようお願いいたします。

また、議事の進行及び会議録作成の関係上、皆様には発言に際しまして、委員長の許可を求めてから発言されますとともに、必ずマイクのスイッチを入れていただき、発言後はスイッチを切っていただきますよう、あわせてお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

それでは、決算書の8ページから34ページまでの一般会計の歳入に入ります。

まず初めに、提出されております平成30年度一般会計決算資料、及び今後の財政収支見通しにより、財政課長から歳入の説明も含め、町財政全体の内容と今後の見通しにつきまして説明された後、歳入に係る質疑をお受けいたします。

それでは、財政課長の説明を求めます。

（村田財政課長：説明）

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりとなります。

ご質疑をお受けいたします。

なお、質疑につきましては、歳入と、説明のあった財政全体についてでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

平成30年度の決算の質問をさせていただきます。

昨年度は台風21号の対応で皆さん大変ご苦勞を、大変な思いをされたと思います。住民の方もほんとに大きな被害で大変だったと思いますが、それに当たっていただいて、どうもご苦勞さまでした。その中身からいろいろ見えてきたこともございますので、また歳出のところ等でその点は質問させていただきます。

そしたら、まず決算全体について大づかみをするという意味で質問をさせていただきます。今回のこの一般会計は、財政調整基金を取り崩さずに実質収支が7,210万2,000円という黒字になったということであります。要因についてはいろいろあるかと思えます。地方交付税がちょっとふえた、ふるさと応援寄附金がふえたと、いろいろあるんですが、主な要因は何なのかをもう少し詳しくご説明いただきたいと思えます。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

黒字になった要因といたしましては、先生、先ほどおっしゃっていただいた分で、普通交付税9,805万8,000円、あと29年度と30年度を比べますと、公債費が1億8,805万2,000円減少しております。この入がふえ、出が大幅に減ってるという部分が一番大きな要因やということで分析いたしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その要因の1つの普通交付税が9,800万円ほどふえたという中身についての、もう少し詳しいご説明をいただきたいと思えます。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

普通交付税につきましては、平成30年度、算定方法が若干変わった部分がございます。障がい児保育の密度補正というものが導入されております。そういった部分で約1億100万円程度、大幅に基準財政需要額が伸びていると、そういったことが大きく影響されているものと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その密度補正の係数が1億大きくふえたというところが、大変財政的にも効果が大きかったということでもありますね。

あと、その公債費のところですが、公債費が大きく減ったというところではありますが、もう少し公債費がどのようにどれだけ減ったというところをご説明いただきたいと思えます。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

申しわけございません、説明のほうが抜けていたかと思えます。平成29年度でシビックセンターのほうの庁舎建設債の大部分が償還完了となっております。

委員長（三宅良矢議員）

課長、すみません、何ページを見たらいいかぐらいはちょっと言っていただけますか。今のでしたら多分5ページになると思うんで。この資料でいえばです。資料でいえば何ページを見ていただければとか、もしあれば言うていただければいいかと思えます。

財政課（村田健次課長）

資料で言いますとですね。

委員（是枝綾子議員）

元利償還のところでしょうかね、見るとしたら。

財政課（村田健次課長）

そうですね。

委員（是枝綾子議員）

資料3ぐらいですか。

財政課（村田健次課長）

委員長、申しわけございません。歳出でいうと、文字ではちょっと記載があれなんですけども、4ページのところに公債費ということで30年度上がっておりまして、6億8,107万8,000円出ておりまして、この右にずれていただいたところで、1億8,805万1,000円という部分が減少していると、そういう部分が大きかったことにより、公債費が落ちているというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

課長、今是枝委員は多分もう少しその辺の内訳を詳しくという質問やったと思うんで。

下にはシビックセンターという言葉が入ってますけど、それ以外に何かあるのかということやと思います。お願いします。

財政課（村田健次課長）

そうですね、償還金額というのはいろいろ動いていくんですけども、一番大きなものとしてはやはりシビックセンターの分が大きかったというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

公債費が減っていったというところで、シビックセンターの元利償還が終わったと、大きなところの、それが大きいということですね。

あと、その元利償還のところで、この決算の資料の後ろの資料というところの資料の3ページのところですね。30年度元利償還金目的別内訳というところの、この表のところでちょっとご質問したいと思います。

今後、元利償還で大きなものでありますとか、そのあたりを、何が一番今後大きな償還になっていくのかと。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

同じ表の資料3のところに、土木関係のところに、「うち憩いの広場」というところが記載されておるかと思うんですけども、そこのところの元利合計のところで1億29万4,000円と書かれております。これが一番、今後元利償還が大きな山となってくるようなものでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたらこの憩いの広場というのは、東洋紡の跡地ですね、塩漬けの。その約半分以上のところの部分であったかと思えます。15年償還ぐらいの分だったかと思えますが、それはあと、聞くところによると、令和5年までこれが1億ずつ続いていくというところで、これがあと大きな部分であるということですね。そう聞いております。わかりました

ということです。

あと、続けてよろしいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

公債費のところで財政見通しのところ、財政見通しについてということで、令和元年9月時点という財政見通しですね、五、六年間の。

委員長（三宅良矢議員）

何ページになりますか。

委員（是枝綾子議員）

ページというか、資料の1枚物ですけど、1枚しかない横の表ですね、今後の収支の見通しというところで、主な普通建設事業の予定ということで予定されている。もちろんこれ起債で、全額キャッシュでそんなんすることはできないと思いますので、今後また新たな起債を発行していくというところがあります。元利償還が減ってきて、シビックセンターの分が減って、ああ、ちょっと財政よくなったなというふうに思ったら、今後まだまだこのように建設事業があると。必要なものもあるかと思うんですが、一番大きなこの令和3、4年度にある東忠岡地区認定こども園整備事業、この7億6,000万円、概算で、これはかなり大きな事業なので、これをするによって、また財政指標が大変になっていく、公債費が上がっていくということが懸念されるんですが、その影響はどのように見込んでいらっしゃるのでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

東忠岡地区認定こども園でございますけれども、令和3年度ということで記載させていただいております。実質償還が、これ考えておる部分が、一応20年償還という形で考えております。で、据え置きを3年というふうに見込み上は計算させていただいて、計算をさせていただいてということでございます。令和3年度に借り入れて、償還が始まるのが、実質元利が始まるのが、3年据え置きますので、令和7年から元金の償還が始まるという形になります。

先ほど、先生おっしゃっていただいたように、憩いの広場というのが約1億ほど令和5年で最終年度を迎えます。令和6年度からはその1億何がしかが低くなると。そこで、令和7年度で、単純に7億円ぐらいを20年で割ると、大体年間3,500万ぐらい上がるという形になってこようかと思うんですけれども、その部分が1億下がって3,500万

ぐらい上がるという形で、すごく大まかな説明で申しわけないんですけども、そういうふうに見込んでおりますので、財政上はこういった事業が実施できるものというふうと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後の話ということではありますが、決算上もいろいろとこの準備についても出てきている部分もございますので、ちょっと触れて申し上げたんですが、財政としては憩いの広場の元利償還が令和何年で終わると言うたかな、令和5年で終わって、約1億と。その終わった翌年度から大体、利子の部分はもう即、1年目から据え置きはないので、元金だけは3年据え置きで令和7年からということに入れかわりということ、財政的には影響がないと見込んでいるということになりますか。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

実際その事業だけではございません。影響がないとまでは言い切れないとは当然思っておるんですけども、実際、我々としては事業を推し進めていかなければいけないというふうには考えておるということでご理解いただければというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

監査委員の意見書にもありましたけれども、やはり公債費というのは今後、新たな起債、町債というのはできるだけ発行しないようにというふうな意見も添えられております。それは財政指標が大変そんなによくないと、公債費比率が高いということと言われてますので、よく精査をするということは意見がついておったかと思しますので、今後そういう建設事業に関しては、ちゃんとその点をよく見ていただきたいということと、議会自身も厳しくその辺をチェックしていくということと臨んでいきたいと思っております。

続きで、今のこの表のところでもう1点だけ、すみません。経常収支比率のところなんですけれども、経常収支比率が忠岡町は大変、もう100を超えていて、大阪府下の市町村の中で2番目に高いということが平成29年度でありました。平成30年度、まだどこともちょっと、発表はされてるかと思っておりますけど、府としてまとめているのがまだ出てい

ないということではありますが、忠岡町、109.4から5.5ポイント改善して103.9ということになりましたけれども、これは府下でいえばどのような位置にあるのかという、悪いほうからですよ。ということと、少し改善になったというのは、先ほどの決算がよくなったという理由とほぼイコールであろうかと思しますので、それは聞きませんが、どの程度の位置にあるのでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

今のご発言でもあったんですけども、29年度、ワースト2、30年度は確かに改善はされておるんでございますけれども、経常経費の順位につきましては同じくワースト2ということで、順位的には変わらないということで発表されております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

府下でも2番目に経常収支比率が、財政が硬直化している自治体ということですので、これもまたそういった不要不急の大きな公共事業についてはできるだけしないようにしておくということが大事だろうとは思いますが、この点からも。

もう1つ、委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

経常収支比率を見通すというのは、あまり正確ではないけど、ここに表に数字が出ておりますので、平成30年度は103.9で改善しましたと。しかし、来年度から、令和元年からずっとまた悪くなっていくんですけども、この悪くなっていくという要因は何なんでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

すみません、実際、令和元年度、2年度、3年度ということで、シビックセンターのほ

うの大部分の償還が終わりましたということで、一たん30年度、大分よくなってるんですけども、この3年間の部分につきましては、過去にやった小学校の耐震化であるとか空調の分とかの元利償還を順次始めていったり、そういったものが過去にやった分の償還が始まっていくということでございますので、経常収支比率が悪くなっていくというような推計を見通しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。元年、2年、3年、4年と、5年ぐらいまでですね、100を超える状態というのは、小学校の耐震化工事、空調工事の元利償還の影響であるということだということですね。わかりました。

あともう1点だけ、そしたら続けて、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

もう1つ、忠岡町の30年度の決算が黒字を見たというところの原因のもう1つは、ふるさと応援寄附金の増というところだということでありますが、これ、大変大きいと思います。1億5,000万円ほど入ってきましたと。そして、全額1億5,000万積みましたと。そして、そこから必要経費を引くんかというたら引かずに、引かないで、一般財源から返礼品とか経費とか約7,000万円出しましたということで、ですから差し引きで普通は考えるところを、引かないでプラスでしたら2億2,000万円ほど余計目にふるさと応援寄附金でよけました、ためました、使いましたということになるので、これもかなり財政が、ふるさと応援寄附金を全額一たんは積むけれども、そこから使うということであれば、もう少し財政状況はよくなっていたんじゃないかということで、ふるさと応援寄附金というのは、今までここ3年ほど1億とかかなり好調になってますけれども、この基金はどこに載ってるかな、基金の額は何ぼでしたかね。

委員長（三宅良矢議員）

7ページですね。

委員（是枝綾子議員）

7ページ、これですね。総額で何ぼ積んでるんでしょうね。ばらけてるのでよくわからないんですけども、財政調整基金にためている分と、公共施設整備基金に積んでるのと、愛の福祉基金にと分けて積んでいるので、結局は総額でふるさと応援寄附金部分は幾らになっているのかがちょっとこの資料ではわからないので、お教えいただきたいんです

けれど。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

この7ページの一般会計基金残高の状況ということで書かせていただいている部分なんですけれども、うちふるさと忠岡応援寄附金、うちということで、財政調整基金と公共施設整備基金、愛の福祉基金というところに、3つともふるさと忠岡応援寄附金分と書かれておりますけれども、こちらのほうの数値につきましては、累計の数字を記載させていただいております。29年度と30年度の数値を引きますと、単純にふるさとのほうが8,475万7,000円、公共施設が1,506万円、愛の福祉基金のほうが5,621万円という形になりまして、この三者を足させていただきますと、約1億5,600万円という形になりますので、こちらのほうは累計で見ただけならありがたいなというふうに考えております。よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

お聞きしたかったのは、30年度で積み増した部分の基金の額でなく、ここ3年間なり、ふるさと応援寄附金分ということで明確にわかるものですね。ですから累計、ここ四、五年分ぐらいでしょうか、出せますよね。その総額というのはお幾らでしょうかと。基金のところやからここで思ったけど、わからなければ。

財政課（村田健次課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

総額なんですけども、財政調整基金で1億4,215万7,000円。ここのふるさとの出ている合計、3年分でいいんですね。

委員（是枝綾子議員）

3億ぐらいあると違うの。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

すみません、平成20年度からふるさと納税をいただいておりますところがございますけど

も、それを全部積み上げていくと、財政調整基金、愛の福祉基金、公共施設整備基金、3つを合算した数字になってしまうんですけども、総額として20年度から30年度まで2億8,936万円。総額として、内訳はちょっと今持ち合わせてないんで、すみません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ふるさと応援寄附金の部分が、累計で制度が始まってから2億8,900万、まあまあ約2億9,000万あるということで、これをどのように活用したかと、していくかというところが、あと歳出のところでもた質問したいと思います。それだけあったということ、財源があるということがわかりましたので。

ちなみに、ここ数年というか、28、29、30と取り崩しておりませんという話らしいので、それをちょっと歳出のほうでお聞きしていきたいと思います。

全体の大づかみの部分というところでは、そのように今一定聞きましたので、ほかの方がいらっしゃったら。

委員長（三宅良矢議員）

他に。

委員（杉原健士議員）

今、是枝委員の言うてる部分のね、中身の返礼品の部分のことで言うたら、7,000万と言うたんかな。

委員（是枝綾子議員）

この年度だけね、30年度。

委員（杉原健士議員）

30年度だけで7,000万ということ。そのずうっとの累計というのはないの。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

すみません、ちょっとその辺の累計については算出はしておらないですね。返礼品だけの支出額というのは、算出はしてないです。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。

委員（杉原健士議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

他にありますか。前川委員。

委員（前川和也議員）

私もちょっと経常収支比率について、お答えください。財政収支見通し、この1枚物の資料のところなんですけども、毎年、行財政改革に取り組まれて、結果、17年連続で100%を超えているということなんですけども、この経常収支比率というのは低ければ低いほどいいと言われてて、その数値が低ければ低いほど新規事業ができたり、その時代、適宜に応じた事業というのが展開できるのかなというところで、このいただいた資料では、令和6年度に100を切るというところなんですけど、府下の忠岡町のような規模の自治体で理想的なところで数字は90%前後が望ましいと言われてるかと思うんですけども、これ以降で90に近づく年度というのは、そこまで計算はされてるのかどうか、教えていただけますか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

経常収支比率の算定なんですけれども、基本的には決算が終わった後、経常収支比率を算出するという形になります。で、現状、お出しさせていただいてるのは大体のあらかたの見込みという形になってきます。で、我々といたしましても、起債の償還がどんどん減っていくという中の状況でございますので、ある程度起債は償還されていきますので、経常収支比率は年々、令和7年度以降もよくなっていくのではなかろうかなというふうな見込みは立てているという状況でございます。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。

他にご質問ありますか。ちなみにですけど、これにももう入ってるんで、質問しなければこれで終わりますよ。一応言っておきますね。

委員（是枝綾子議員）

決算書の歳入のところでちょっとお聞きしたいと思います。

まず、15ページの町税のところであります。個人、法人とも昨年度に比べて増になっております。ということで、個人住民税のところでは、雇用が去年もふえているということでありまして、ことしも雇用がふえているのかということ、給与所得者というのはどのくらいふえていらっしゃるのか。また、今問題となっているワーキングプアですね。収入が年間200万以下というワーキングプアばかりがふえていないだろうかという心配もありますので、その点も個人の住民税のところでちょっとお聞きしたいんですが。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

税務課（小林和子課長）

個人住民税の給与所得者については、62名ほど29年度よりも増加しておりました。所得層なんですけれども、一番ふえていましたのは、100万から200万、200万から300万円の所得の層が一番多くふえているというところがございます。その雇用がどうということまでは、ちょっと税務課のほうでは追跡は難しいかなというところですので、そのあたりはちょっとご了解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

雇用が、大体給与所得者が新たに62名ふえているということで、若干雇用がふえているということで、中でも100万から200万と、200万から300万という、そういった方が中心だということで、やはりワーキングプアに近い方ということがふえているということですが、ちょっとお聞きしてないんですけど、全国でワーキングプアは1,000万人を超えたというところにあります、男性の働いている人の10%がワーキングプアということで、それで女性の40%という、やっぱり女性はかなり所得というか給与が低いということがこの点からも見えると思うんですが、忠岡町の年収が200万円以下の方というのは、こういった平均からしたらどうなんだろうというのは、ちょっと指標としてはお持ちでしょうかね。数字としては。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

それは200万円以下の人数でよろしいんですか。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。

税務課（小林和子課長）

申し上げます。100万から200万円が1,820名で、100万円以下が1,665名、10万円以下が208という形で出ております。合計3,693となります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3, 693人というのは、そういう働いている方の中での割合というのはちょっと出せますかね。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

この給与所得者の分の割合ということでよろしければ、給与所得者は5, 606名ですので、65.88%になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

国の指標の出し方がどうなのかがわからないんですけども、給与所得者ということで、所得のない方というのが、その5, 606以外にもあるんでしょうけど、一応給与所得者5, 606人のうちワーキングプアと言われている年収200万円以下の方が3, 693人ということで、かなりの率で多いですねということぐらいで、きょうはそんなふうには思いますが、またきちっと出し方を研究して、忠岡のワーキングプアという方がどのぐらいの層でいらっしゃるのかなというところは、また研究していただけたらなというふうに思います。国の平均からしたら、どうなんでしょうねというところの。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

すみません、税の各帳票からでは、そのワーキングプアという考え方の人数をはじき出すのがちょっと厳しいものがございまして、あくまで給与所得者ですから、扶養の方が所得を上げておられても、これは1という形で出てきますので、世帯の所得とまた違った見方の数値でございまして、その200万円以下の方が全てワーキングプアかどうか、その考える基準は税務課では判断しがたいと、そのように思っておりますが。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。収入200万円以下の方が3,693人ですということで、今数字はお聞きしておきます。わかりました。

あと、すみません、法人町民税のことをお聞きしたいんですけども、委員長、いいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

法人町民税は、いつも忠岡の地域経済の動向を見るということでお聞きしてるんですけども、法人税、好調な業種はどんな業種かということと、あと上位10社でどの程度の法人税を占めていらっしゃるのかということをお聞かせください。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

平成30年の好調な業種10種類、まず申し上げます。一番高額な業種が、木材・木製品製造業、続きまして、化学工業、総合工事業、自動車整備業、鉄鋼業、不動産賃貸及び管理業、道路貨物運送業、金属製品製造業、運輸サービス業、各種商品の卸売業、以上の10種が上から数えてという業種になってまいります。

もう1つのご質問で、上位ベスト10事業者合計の法人税額は8,564万9,000円ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

好調な業種というところを今お聞きしました。そして、その法人税が全体の法人税に占める割合については何%を占めていらっしゃいますか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

これは上位10社の占める割合が54.8%でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

去年と比べて10社で占める割合というのはふえてますか減ってますかね。変わらず。

税務課（小林和子課長）

申しわけないです。ちょっと去年のパーセンテージをまだ出しておりませんので、後ほどまたすぐに回答させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

10社で半分以上の法人税を占めてるということは、ほかの法人で半分弱ということですので、かなり上位10社というのは大きいというところがありますね。わかりました。

そしたら、もう一度続けて言います。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そのように地域の経済が回復しているのかどうかというところで見ますと、消費税が5%から8%に増税されて、法人税は落ち込みました、忠岡もかなり。V字回復をしてきているのかどうかという点で、ちょうどこの10月からまた消費税が10%に上がりましたので、消費が冷え込んでいるところにまた増税になったということで、影響が出てくるのが心配なところですが、一応消費税増税後、V字回復はされたのかどうかという点はどうでしょう、法人税関係から見ますと。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

法人税がV字回復に、町内の事業者さん全てがどうかというところは、いろんな業種の方もいらっしゃるし、零細企業もたくさんいらっしゃるということで、なかなか忠

岡の動向がこうだというのは申し上げにくいところでもあるんですが、29年よりも30年のほうが、小さな事業者さんもちよっと元気が出てきてるのではないかなというような感じも見受けられる、そのように見ております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

法人税率が減税になったということがありますので、一概に消費税の影響だけということとはちょっと言えないかと思うんですが、消費税増税後、法人税としては戻りましたと言える状態かどうかだけ、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。税額として。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

決して落ち込んではいないと。ずうっと右肩上がりではないにしろ、落ち込みもそんなに大きくもございませんし、少し回復するときは少し頭が出ますというようなところで数年動いてるように見ております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

4年前に、26年ぐらいからですかね、消費税が増税されてから、26年と比べても、それ以上に税はたくさん入っていますというふうな状況だということが言えますでしょうかという、その確認。回復しましたかと。一たん少し減りました。そこから戻りましたという状況かどうかというのを、それをお聞きしたかったんですけど。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

26年レベルの比較ということの回答ということですね。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、はい。

税務課（小林和子課長）

これもそしたらちょっと確認させていただいてから回答させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、法人税関係でもう1点お聞きしたいと思います。先ほど言った法人税率が、12.3%から、資本金が1億円以下で、年の税額が2,000万円でしたかね、以下というところの大体忠岡のレベルかなと思うんですけど、12.3%が9.7%に引き下げられました。大企業減税とあわせてですけど。それが9.7%になったのが、今度、令和元年は6%になるんですね、なったか、なるということで、だんだんと法人税の税率が引き下げられていってるんです。町民税の法人税として入ってくる分がその分減るということになってくるんですが、その影響というんでしょうかね、に対して国は補填を何かしてくれてはるんでしょうか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

ことしの10月1日に事業年度を迎えるところからという話で来ております。ですので、令和元年始まっておりますが、その法人税の下げ率によって税が減収している現象はまだ起きておりません。一番早くに出てくるころ合いというのが、令和2年の5月ごろではなかろうかという流れになります。というのが、事業者さんによっては、前年度に20万円以上の税を納めていらっしゃる方は、その年の税を予定申告という形で、半年に一度、その前年の売り上げを見て税を目安で納めていただくと。その流れのときに新しい税率を使っていきますので、5月ごろから大きく出てくるのではないかというふうに思っております。

同じ下げ率の分を国に納める地方法人税のほうに引き上げるということに国はしておりますので、地方の法人税に市町村の法人税は下がっていきますが、国の法人税は同じ率だけ上げていって、それを地方交付税として再分配すると、そういう流れで国は動いていってますので、市町村、うちの本町が減った法人税が果たして地方交付税で同じ額が賄われるかどうか、それはふたをあけてみないとわからないというところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

先ほど言った平成26年度から、12.3から9.7に下がった分というのは、特に何の補填もなかったかと思うんですが、今回は元年の6%になるという分に関してはそのような措置が行われるということなんですね。で、まあ言うたら、減収補填特例交付金のように明確に以前のように交付されるのではなくて、地方交付税の特会か何かどこかに入れて、そこから回ってくるけど、どんだけ回ってくるかわからないよという、そういう感じになるという動向はわかりました。

でも、大変ね、忠岡町は法人税のそこが減ると、また大事な収入ですので、痛手になるというふうには思いますので、国に対してもきちんと補填をしていただきたいということで、ぜひそれは要望もしていただきたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

今回の減税の分は、国の考え方といたしましては、本社のある自治体、またたくさん事業所があっても主たる事業所で税を納めるという考え方のもとで法人税は入っていきますので、そうすると各市町村で非常に大きいところと小さいところのばらつきがあり過ぎることから、平成26年度でしたか、国に納める地方法人税をつくったという流れから来ているように思います。ですので、その地方のほうの法人税を下げられた分、国のほうを引き上げて、それを分配するという考えで来てるので、必ずしも減った分をどうこうという考え方からはちょっと申し上げにくいのかなというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

影響ははっきりと、その分、税率が減ってるんですから、税収は減りますね。

税務課（小林和子課長）

減るかどうかは、ちょっとまだわからないということで。

委員（是枝綾子議員）

12.3から9.7に減ったら、その差額は明確に減りますよね。12.3で納めてもらってたのが9.7やから、絶対その差額の何%ですか、2.6%ぐらいですかはやっぱり減ってるわけで、本来は入るべきやったのが入らなくなったと。それについての減収補填特例交付金というのはないということだったと思いますので、そういう形で本来は補填していただかないといけないだろうなというふうにはちょっと思いましたが、そうではな

いという制度になっているということでもありますね。わかりました。国の補填はないということで、わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ほかの方、いらっしゃいますか。

委員長（三宅良矢議員）

他に。前川委員。

委員（前川和也議員）

決算書の21ページ、款が府の支出金についてなんですけども、府からの事務移譲の交付金が約500万円ほど収入としてあると思うんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

21ページの。

委員（前川和也議員）

28の款、府支出金、項、委託金、目、総務費委託金。

委員長（三宅良矢議員）

はい、どうぞ。

委員（前川和也議員）

どんな事務が移譲されて、権限というか事務ですね、事務移譲、どんな事務が移譲されているか、教えてください。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

事務移譲交付金でございますが、これについては大阪府から事務移譲を受けたものでございますけれども、本町では95の事務を移譲されております。95ありますので、ちょっと何個か紹介させていただきますと、例えば旅券発給事務に係る窓口対応、いわゆるパスポート。あと、精神障害者保健福祉手帳の交付等の95事務を移譲されており、その歳入として533万6,000円をいただいているところでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（前川和也議員）

95にも及ぶ事務が移譲されているということやったんですけども、これ参考に、29年度はどれぐらいの事務数が移譲されているかというのは出ますか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

事務移譲数については、29、30は相違ない、95のままだというふうに把握しております。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ご質問はございますでしょうか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今の事務移譲の交付金に関して、ちょっと関連して質問させていただきます。

これも平成の二十何年かぐらいに、大阪府が府をスリムにするために市町村にかなりの事務を押しつけてきたということで、当時は交付金がかかなりたくさんあったんですけども、だんだんと減らされてきているというところで、忠岡町の持ち出しになってないでしょうかと、この事務の交付金についてという。

委員長（三宅良矢議員）

答えられますか。

委員（是枝綾子議員）

仕事だけ押しつけられて、実際は人件費がかかって大変ですとかいうふうなとか。

あと、委員長、すみません。忠岡町独自でできないものは泉大津市に委託をしているとか、いろいろ5市1町で委託を共同でやっているとかいう形でされたりとかしているの、ちょっと明確にはしにくいですけど、委託をすれば泉大津に委託金を払わないといけないとか、扱った件数によって府から来るけども、基本的な人件費については出ないとか、何かいろいろあるかと思うんですが、別に細かい金額でなくていいんです。大まかに持ち出しのほう、やっぱり出ていく分が多いですということなのか、それとも入ってくる分が多いですと、交付金のほう、ようけ入ってますということなのかという概算だけ、概算で見てどういう結果だったんでしょうねということ。

委員長（三宅良矢議員）

これは回答できますか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

事務は各課のほうで受けていただいておりますので、実際のところ細かい数値まではちょっとはじき出せないのかなと思います。実績額といたしまして、533万6,000円のうち事務をすることによって実績額としては大体315万円。あと、固定経費として大体220万円ほどいただいておりますので、先生ご質問の要は持ち出しがあるかないかについての詳細は、申しわけないですけど、わかりかねるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら固定資産税についてお聞きします。15ページのところです。まとめて3点、固定資産税ではお聞きしたいと思います。

まず、新築の戸数ですね。ずっとお聞きしてますが、この年度は何軒新築の戸数があったのでしょうかという点が1つ。

そして、2つ目が、企業の設備投資とかがどのぐらいあったかということを見るために、償却資産が減っていますけれども、償却資産はどのような傾向に今なっているのかと。

あと、農地の固定資産税というものが、土地が下がっています。ここでも説明でもありましたが、固定資産の評価がえで下がってますと言ったけど、農地の固定資産は負担調整が1.1なので、上がるんです。0.9とかやったらいいんですけど、1.1なので下がっているのに上がるという、この逆転現象、この現象をどのようにお考えなのかということで。3点。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

では、順に述べさせていただきます。

まず、新たに建てられた新築件数の戸数ですが、30年度は79軒でございます。

償却資産のほうは、29年に比べますと711万円ほどの減額となっておりますが、これは事業者さんが大きな機械を購入されたり、工場の中に新たに何かを設備投資されたりということがないと、償却資産が上がってまいりませんので、定期的に何年周期かでちょいちょいと上がってくるものなのかなと。あるいは、大きな事業者さんがお見えになったときには当然大きく動いてくるようなものというふうに捉えております。

農地のほうにつきましては、もう負担水準が国のほうで決められた数式で当てはめるしか方法がございませんので、一般の土地の値段が下がってきてもという考えではあるかもしれませんが、農地だけが下がらないというわけでもございませんので、一般土地の価格が決まって、農地のほうも決まっていくというところがございますので、その辺はご理解いただきたいかなというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

新築の戸数は、そんなに大きく減っているわけでもないという状況のようであります。このところ、去年は62軒とか、その前が79軒とか、26年度は50軒という、ちょっと減ったりとかしましたが、ちょっと回復はして、落ちついた感じの例年並みの新築の戸数のように思いました。

あと、固定資産については、去年は大きな会社が新社屋というんですかね、大きな設備投資をされたというところで上がったので、普通の例年の償却資産の分に落ちついてるといふふうな見方でよろしいでしょうかという点と、あと農地の固定資産は、生産緑地法の適用ではありませんので、市街化区域のところの農地ですので、ずっと言ってますけれども、やはり他市の岸和田市や和泉市と比べても農地の固定資産税は高いというところで、3倍から多い人で30倍ぐらいというのはいつも言わせていただけてます。それについても何らかの措置をとっていただくと。農地の減免制度もぜひご検討いただきたいということで、そういうお考えはございませんでしょうか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

ちょっと税のほうでは難しいかなというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。また、支出のところとか、政策のところ、産業振興というところで、またそちらのほうでお聞きしたいと思います。

続けていいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

では、いきます。

先ほどの17ページのところの地方消費税交付金についてです。これは説明資料のところを見るほうがわかりよいと思いますが、その資料が、資料の10というところをごらんくださいということで、説明はなかったんですが、ごらんくださいという説明があったところの分ですけども、これはいつも、これが導入されて、5%から8%に上がってから、このように社会保障の財源に充てるようにと、公表しなさいということで出てきたということなんですが、しかしその変わったときに、忠岡町でどういうことが行われたかということ、一般財源でしたものを地方消費税交付金の社会保障財源化で来た分、1億3,000万ほどを置きかえたということで、充実させたわけじゃなく置きかえたということですので、福祉はよくなっていないということを指摘させていただいて、それがずっと続いているということなんです。

ですから、これは一般財源の分を社会保障財源化と来た分に置きかえたんですねというふうにご質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

財政課（村田健次課長）

ことしも同じような対応で、こちら既存施策のほうに回させていただいてるということでご理解いただきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新規の社会福祉に関係する施策、大きな施策があればいいんですけど、それもないということで、前年度とほぼ変わらないという、そういう状況ですので、やはりこれは社会保障の、消費税を上げるときの口実が社会保障をよくするためにというふうなことをうたわれてるので、多くの方は社会保障をよくするために使われるんだろうと思ってるけど、実際は置きかえてるというところはやはり改めて、少しは充実させるということも考えなければいけないんじゃないでしょうか。財政課としてはどのようにお考えでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

社会保障費というのは自然増というのが、かなり扶助費とかいうものがございまして、自然増がございまして。そういったものとかに対応するためにということで、こういった財源分ということを使わせていただいているということでご理解いただければなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

自然増の分にも回っていただければいいんですけども、ちょっとそのあたりはわかりませんが、やはりこれは忠岡町は明確に1億3,000万助かっているんですね、消費税の分で来てるわけですから。全体では3億ですけども、3億円が5%から8%になってから来るようになったということで、1.7%ですよ、そのうちの半分ですね。都道府県が半分取るので、1.7の半分は何ぼかちょっと計算できませんが、2分の1ね、その分が回ってきているということですので、やはりこれは今度10%になったら、またそれが1.7が2.2%に、地方の分に回ってくるということですので、そういうことです。だから、またそれもふえてくる要素にはなるということですよ。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

今後の話というのは、ちょっと今後検討していかなあかん部分はあるかと思うんですけども、現状としては、我々この増加分というのは、社会保障財源分というのは、そういったこちら社会保障施策のほうに使わせていただいているというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

社会保障の施策に使っているけれども、置きかえているということがあるので、もう少

し充実のほうにぜひ使っていただきたいということで。さらに、その社会保障が必要な人というのは、なかなか所得も少ない方で。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

なかなか全てが全て上がった分を振りかえていくというのは非常に厳しいところなんですけども、そういう中でも子ども医療の分ですね、平成30年は子ども医療の分を上げたりとか、今年度、30年度ではありませんが、令和元年度から子どもの就学前の給食の無償化というようなことも取り組んでおりますので、できる範囲では取り組んでいるところでございますので、ちょっとご理解のほどいただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

給食費の無償化は、また歳出のところで別の財源があるということもありますので、消費税の分であるところの議論にはちょっとならないかと思っておりますので、それは歳出のところでちょっとしたいと思っております。

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1億3,000万円を社会保障のほうに使うようにというふうになっているんですから、子どもの医療費だけで1億3,000万にはなりませんのでね、その中の部分でもっと充実させるようにというところで質問させていただいてますので、これは今後、一番福祉を必要としている人たちから消費税というのを取ること自体が税の逆進性というところで、本当にひどい税金ですので、そんな低所得の方々から取って低所得の方々に回してますと、何のことやというところがありますので、やはりこれは全額ちゃんと充実のために使ってほしいということで申し上げておきますが、いかがでしょうか。財政課のほう。

委員長（三宅良矢議員）

どなたがお答えに。村田課長。

財政課（村田健次課長）

社会保障の充実という部分ということでご質問いただいているかと思っておりますけれども、本町の財政状況等々を鑑みまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております

ので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

歳出のところで、またご要望もさせていただきます。よろしくお願ひします。

いいですか、ほかの方。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

それでは、すみません、続けて。

そしたら、諸収入、雑入のところなんですけれども、そこでは2点お聞きしたいと思ひます。1つは、32ページのところですが、庁舎前駐車場使用料というところで、この年度はまだスポーツセンターはオープンしておりませんでした。これ、その時点でも、スポーツセンターがオープンする前の時点でも満車になった回数が29年では22回あったんですね。だから、入れないという方がいらっしやったということで、それが30年度は満車になった回数が何回あったのか。今現在、スポーツセンター、こんなところで利用者がふえたら、満車の回数がもっとふえてるんじゃないかとちょっと心配がありましたので、そのあたり、総務課のほうですかね、満車になった回数をお聞きしたいんですけれど。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

ご質問の30年度における駐車場の満車状況は何度あったかというご質問なんですけれども、これにつきましては、申しわけございません、ちょっと資料の持ち合わせがございませんので、また改めてお答えさせていただきたいというように思ひます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なぜお聞きしたかという、最近、スポーツセンターを利用されている方がたくさんいらっしやる。それはいいことなんですけれども、たまたまお昼から車で来られた方が、いっぱいだとめられなくて、守衛さんもちょっと危なくないところで、枠外のところでとめさせてもらったりとか、何とかやりくりはしているけど、それでも満車でというところで、近くの三井のリパークかどこか、近くのところでとめはった方がいらっしやったということで、でも、これって別に町に苦情を言いに行っているわけではないのでということなので、そういうことがあったときに、スポーツセンターとして、また歳出のところで聞

きますけど、借りている10台ぐらいとめられているところは、あそこをちゃんとどのように活用するのかというのは、また社会教育のところでお聞きしますが、やはり満車になって利用できなくてというふうなことが何回あったのかということは、後でいいのですので、回数をお聞かせくださいということで。

次にもう1点。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

自動販売機、忠岡町のスポーツセンター、南館のところに置いている自動販売機ですね、飲み物の。それについては、その借上料というんでしょうか、土地の、それを徴収をされないといけないのに、されていなかったということが、これはちょっと勝元議員の指摘があったというふうにお聞きしてるんですけども、このわずかな土地ですけども、その賃借料というんですか、負担金というんでしょうか、場所代というのはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

現在、シビックセンター内に自動販売機を設置しておるところでございますけども、ご質問の占用料、行政財産の使用料というふうなところの部分につきましての徴収については、現在はさせていただいていないというふうな状況でございます。

今後、以前、勝元議員からのご指摘等々もあった中で、それを踏まえて、本来行政財産の使用申請許可というふうなところの中で、使用料を徴収させていただくというところが本来であるという認識はしておるというふうなところでございますので、今後そのようなことの対応で努めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。条例もありますので、それに基づいて対応されるということですね。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

続けて、もう少しですので、すみません。

34ページの臨時財政対策債のことについてお聞きしたいと思います。本年度、2億8,000万、例年、28年度が2億5,700万で、29年度が2億6,100万ということで、今年度は2億8,000万、だんだんふえていっているんですけども、これは臨時財政対策債は地方交付税のかわりということで、本来は地方交付税でくれないといけない、交付されないといけないものを、国がお金がないからといって、ちょっと忠岡町、借りてねという、そういうことで後で元利償還の分を交付税で見てあげるわという、こんなひどいやり方がずっと続いて10年以上になりますけど、臨時ではありませんね、もうこれ。ということで、その去年よりもふえているという理由についてお聞かせいただきたいということですが。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

臨時財政対策債ということなんですけれども、どの部分が実際、交付税が減ったから、それで賄われていますかとかいうような、実際そういうような明確な基準というのが我々サイドに国のほうから示されているというわけではございませんので、議員ご指摘のなぜふえたんですかというお答えというのは、実際のところ我々回答を持ち合わせていないというような状況になります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いつも交付税の算定台帳の中に、臨時財政対策債、借りられる限度額というものがはっきりと出ているということで、限度額いっぱいいっぱい借りていらっしゃるのでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

おっしゃるとおり、限度額いっぱいいっぱい借りさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

借りなくても借りてもいいわけなんですよね。借りなくてもやっていけるところは借りていないです。というところで、やっぱり忠岡町はそれがないといけないということで、どこともそうなんです。これ、ちょっと資料を私見ましたら、いつもびっくりするんですけど、決算の資料の資料4という、下のほうに資料4とページのところに書いてあるところの地方債の現在高というところで、一般会計だけにちょっと限定して言いますと、普通会計だけです。約78億、地方債、町債の借金残高があるうちの臨時財政対策債が36億4,900万、36億5,000万ですから、約半分が臨時財政対策債であるということで、忠岡町は借金がすごい、すごいということで、1人当たり何ぼというふうに言われてるけど、その半分は本来地方交付税で国が交付すべきものを、借金をかわりにしてというところもありますので、これについては国に対してはやっぱりちゃんと交付税で措置してくれという要望はしていかないといけないと思うんです。本当に元利償還、需要額に入れますと言うけど、ほんまにそれがちゃんと入ってるんかというところはわからないところなので、やはり理論上入ってますというのは不当であると思いますので、それはやはりきちんと交付税として交付してほしいということはぜひ言っていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

交付税につきましては、いろいろなところを通じまして、国や府に対していろいろ要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いつも1人当たりの借金と言う場合に、この臨時財政対策債の分というのは入っているのでしょうか。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

基本的には、臨時財政対策債というのは算定方法としては入れないというのが原則とい

うことで聞いております。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。よく1人当たりの貯金額とか、1人当たりの何とか額とかいろいろ出す際にですね、町民にわかりよいように出すときには、この臨時財政対策債は含まれていない数字を出しているということですね。わかりました。借金ではありませんものね、本来はね。

ということと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、一たん終わります。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございますか。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、災害のところで1つお聞きしたいんですけれども、老人いこいの家、これの運営管理委託料というのが災害の復旧に入っているんですが、どういうことなんでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

いこいの家につきましては、指定管理で社会福祉協議会のほうに運営管理を委託しております。その中で修繕費という項目がございまして、それを使って増額させていただいて、いこいの家の台風の修繕をさせていただいたというところでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

ごめんなさい、修繕費の名目ならわかるんですが、委託料ということで入っているんですけれども、このいただきました資料の12なんですけれども、これだけ委託料になっておるんですが、そこをちょっとお伺いしておるんですけど。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

指定管理を引いておりますので、施設全体の委託管理をしておりますので、委託料の名目で忠岡町から支払っております。その中で、社協のほうで修繕ということで工事関係をまた発注したという形になっております。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

ということは、この中で修繕が何ぼかかったかわからないということでしょうか。これが修繕費の全てだということですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

これが修繕費、全てでございます。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

その同じ台風21号に係る災害復旧等経費の一覧というところに関してなんですけれども、この決算上は、事業が年度内に終わらなかつたりとかで繰り越しされたりとかで、ちょっと年度をまたがったりとかしてややこしいんですけれども、その決算書というよりも、この災害復旧の経費についてどのぐらい、かかった分は合計額が6,900万ですか、繰り越しも足すわけですね。繰り越しは足さない。すみません、幾ら事業費がかかりましたと、繰り越しも含めて総事業費ですね。あと国からの支出金とか、何かそういう補助なりが幾ら入って、忠岡の一般会計からの持ち出しが3,218万円というのは、全体のトータルでの持ち出しなのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

こちらの表なんでございますけれども、資料の13ページに書いてあるこの事業費決算額というのは6,904万8,401円、この部分については決算額でございますので、確定値ということで終了いたしております。で、繰越額、この部分なんでございますけれども、事業としてはほぼほぼ終わっております。ただ、実際ここがよくわからないところなんですけれども、終わってない事業が一部ございまして、まだ繰り越したもので確定値にはなっていないので、全額かと言われると、今全額と見込んで計算をしてくださいという形しか現状としては、申しわけございません、言えない状況なんで、ご理解賜りたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

終わった分については国の支出金というのも確定しているんですけれども、繰り越しされて、まだ確定されていないものについては、国・府の支出金というのは入ってくる可能性というのはまだあるということでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

当然その繰り越したもののの中で、確定を見ないものがございまして、その部分が実際どれだけ入るのかというのがわからないもので、きっちりこれだけになりますという説明が、すみません、できない状況なので、お許しいただければなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

全体はまだ確定してないけれども、年度内の分は約6,900万円であったと。国からの支出金が1,300万円ほどであったと。で、一般会計からの持ち出しが3,218万円であったということで、一応決算の報告ということで、残りについては約2,381万6,000円が残っていると。それについて国・府支出金がどれだけ入るかはちょっと未定であるということですね。いつごろわかりますかね、この事業が確定して。31年度決

算みたいな感じですかね、そのときにはわかりますか。ぐらいですね。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

すみません、何がわからないかと言いますと、こちら資料12のところの部分で、被災農業者向け経営体育成支援補助金、この部分が確定を見ないという形になるんでございます。で、忠岡町の施設であれば我々が実行しますので、当然早くやってくださいとか、そういうような形が言えるんですけども、こちら農業者さんが被災をされてると。その中でいろいろ被災されたものを直すというのが、農業者さん自身の思いになってきますので、今後直されたところに対しては当然そういった補助を出していくという形になるんですけども、そちらのほうはいつごろを目指すのかというと、どうしても年度末という形でしか現状としてはお答えできないのかなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。また、その農業のほうの被害については歳出のところ、また農業関係のところでお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

以上でいいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい、私はいいです。

委員長（三宅良矢議員）

他にないですか。

すみません、私も質問させていただきたいので、副委員長の小島委員とかわらせていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

委員（三宅良矢議員）

事前に質問しているので、何点かテンポよくいきたいと思います。

1款のたばこ税からご質問させていただきます。改正健康増進法による公共用地でたばこを吸うことで、府の条例も厳しいとお聞きして、公共用地内のたばこがかなりきついと。ただ、やっぱり喫煙者もいると。で、ほかの市を見渡しても、要はコンビニなり、朝夕でしたら朝の駅のスモーキングスペースなり、昼のスモーキングスペースに走り込んだりとか、どう見ても役所の職員さんやろなという人が大挙して押し寄せるような状況もあるというのは、どう考えてもちょっとぶさいくやし、近隣の、じゃあここで言ったらロー

ソングらいにしかないと思うんですけど、そんなんに大挙して集まるようなことというのは、僕はあまりそれは望ましくないかなと思うんです。

ですので、できたら庁舎内に1カ所ぐらいは喫煙所ですね、喫煙スペース。例えば、外の木が生い茂っているところでもいいんで、そういうところに1カ所あれば、裏も町民グラウンドがあるし、町のイベントもあるし、ある程度マナーのある人やったら、そこに吸うところがあったら、イベントのときでも吸う人はそこへ行くと思うんですよ。そうでなかったら、多分自分、普通に子どもらとかみんなおるところでパンパカパンパカ吸うと思うんで、そういった意味では、そういった設置を検討いただけないのかということなんです。お願いできますか。どうでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

総務課（南 智樹課長）

望まない受動喫煙の防止を図る観点からというふうなところで、今回、健康増進法の一部が改正されたというふうなところでございます。それを踏まえ、本年7月より行政機関等の施設におきましては、原則敷地内禁煙になったというふうな状況でございます。

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所におきましては、喫煙場所を設置することができるかとされてはございますけども、ご指摘の本町のシビックセンターの敷地内にそのようなふさわしい場所があるのかどうかというふうなところを考えれば、今、委員長のお話の中で庭の木の茂ったところ付近という具体的な場所のご提示がありましたけども、そのようなところがふさわしい場所になるのかどうか、設置するにしても、国が言ってる特定屋外喫煙所という形の整備する部分についての費用等々も出てくるのかなというふうなところもございますので、今後そのようなところを総合的に踏まえて、本町敷地内におけるそのような喫煙場所を設けるというふうなところについて検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。僕自身がたばこを一切吸わないんで、吸う人が言うてしまったら、おまえ吸いたいから言うてるんやろとなりますけど、これからちょっとそういう意味ではちゃんと分煙スペースがきちり図られて、マナーの向上が図られるようにまた言っていきますので、またお願いします。

次なんです。11款、12款を見ていただきたいと思いますと思うんですけど、保育所と幼稚園のお金の扱いに関して、以前も質問したと思うんですけど、またちょっと改めて質問させてもらいます。

収入未済に、要はお金を納めてもらってないところに金額があって、不納欠損が常にど

ちらもゼロというような状況で、僕が理解しているのは、収入未済があつて、それがたまつていけば、横の項目の滞納繰越に移つて、滞納が時効にかかったら不納欠損に移つて金額としてあらわれてくるのが順かなと思つてたんですけど、不納欠損が常にゼロなので、これはどのような形で処理されて、どのような形になっているのかだけ説明お願いできますか。

教育みらい課（二重幸生課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

教育みらい課（二重幸生課長）

昨年もお答えさせていただきましたけども、現状、今の時点で不納欠損まで処理ができておりません。ですので、今のところはまだずっと残つた形ということになっております。一番古い分が平成20年度という部分がございますので、今年度中に10年以上の部分については処理を行うであるとか、例えば町外に転居された場合、その次に転居されるとずっと追えないということもございますので、その辺で検討していきたいなというふうには考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いします。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。では、次に15款の土地貸し付けなんですけど、土地の貸し付け収入が約3,000万円あると。これは南のほうのササイさんとコベルコさんの土地やと思つています。今、時期と金額がずれてるんですけど、来年の令和2年4月以降で、ササイさんの土地の貸し付けが更新になると思うんですけど、以前もちょっと決算か予算かでお伝えさせてもらったんですけど、今後はこの金額と貸し付け期間ですよ。隣のコベルコさんの貸している土地とできたら一体化させて、同じように合わせていくべきと違うかなと思うんですけど、その辺の今後の検討についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

総務課（南 智樹課長）

東洋紡跡地の今ご指摘のササイへの貸し付け期間につきましては、ご指摘のとおり来年の3月31日をもって貸し付け期限が満了するというふうなところでございます。で、お隣のコベルコにつきましては、3年前に新たな契約をもって更新したというようなところでございますので、まず両者の契約期間を合わせるというようなところの部分については、お互い前回3年前に、コベルコに貸し付けをやった契約につきましては、公正証書におきまして事業用の借地権設定のもとでの10年間の期間の契約というようなところの契

約を締結しておるといところでございます。

今後、来年の3月末をもってササイの貸し付け期間が満了するというようなところでございまして、もう半年を切ったというふうな時期ではございますけれども、先般もまずはその期間満了後において相手さんのご意向というふうなところを確認させていただきましたら、期限が満了後におきましても引き続きお借りさせていただきたいという旨の確認をさせていただいておるとい状況でございます。

つきましては、先ほど言ったように、今後そのようなササイさんとの協議の中で、その条件面、その中でも特に賃料の増額部分というふうなところも含めた上での協議というところを重ねていくというふうなところの状況でございます。その契約の手法におきましても、10年間というふうなところの事業用の定期借地権設定のもとでの公正証書というふうなところになろうかなというところで考えてございますので、両者ともに契約期間を合わせるというふうなところの部分は、少しできないのかなというふうなところでの考えをしておるといところでございます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。副委員長、すみません。

ありがとうございます。わかりました。では、次へ行きます。あとは、町営住宅の解体後の跡地ですね、フェンスに囲まれて、今ちょっと雑草が生い茂ったりしている土地とかが歯抜けみたいにいろいろあるんですけど、ああいったところをJAさんとか特定のところに委託して、駐車場がわりにしばらく何かめどがたつまでは貸し付けるとか、そういう施策ってできないのかなというのは前からちょっと思っていたんです。それについてちょっとご見解だけお願いできますか。

建設課（谷野栄二課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

建設課（谷野栄二課長）

町営住宅の空き地を貸すということですが、できるかできないかといいますと、可能であるというふうにお答えします。貸すためには、まず町営住宅は今、公営住宅法の町営住宅用地ということになっておりますので、まずその用途廃止を行うということが1点条件にあります。それと、貸すということは賃貸収入を得ることになりまして、これは条例の設置が必要であるというふうに考えております。この2点をクリアすれば、貸すことは可能であるということでございます。

議員もお感じになられてるようなことは、私どもも何年も前から考えておりました。昨年は2度庁内会議をやって、方向性を出していこうというところで今検討しているところでございます。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

今後は何らかの形で、ただ、空き地のまま放っておくということは考えていないということでもいいんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

建設課（谷野栄二課長）

空き地のまま、草刈りとか十二分にはできてないので、雑草が生い茂っているという状況があるわけなんですけども、何らかの形で利活用できないかという検討はやっていっておりますので、近い将来何らかの形にしていきたいなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。また、定期的にご意見させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後、19款の駐車場収入なんですけど、駐車場の収入に関してよりも、その駐車場の扱い方、利用規定に関してなんです。よく議員さん、僕らも含めて、僕も含めてなんですけど、関係者の方が来て、大概車で来られるじゃないですか。特に遠方からやったら。1時間とめると100円以上のお金がかかってくると。今はルールがないからいいとは思いますが、これ駐車券押したってやと言うて入れたら、そのまま必然的に、ルールがない中で議員さんが言うんやから押してくれる。でも、例えば住民さんが1時間使って、これ押してくれよと言っても入れないですよ。そこにルールというものが存在しないと思うんです。

まあ、駐車場の減免規定とかは設けて、ちゃんとそのルールにのっとって駐車場の無料にするとかは決めたほうがええと思うんですけど、そういったことに対して今後取り組みは考えられないでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

総務課（南 智樹課長）

ご指摘のシビックセンター駐車場料金の減免規定につきましては、ご指摘のとおり現在はないというふうなところでございます。それにつきましては、現在、各課におきまして各課の判断での減免をしておるといふようなところでございまして、これにつきましては各課で押すところ、押さないところの対応がまちまちというふうなところを踏まえまして、公正公平なところではないというふうなところの認識はしておるといふところでございます。

したがって、今後そのような減免規定を設ける中で、まずその現状を把握するというふうな意味でも、現在、本課におきまして各課でどのような目的で減免をしているのか、また、どのような方を対象に減免をしているのかというところを集約するために、一応管理簿というふうなところを現在作成しまして、それを踏まえて今後一定の統一した減免基準等を作成するというふうなところで考えておるといふところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。私からの質問は以上になります。

委員長に戻します。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

ほかに質問はないでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入決算の審査を終結いたします。

昼になります。ここで休憩し、午後1時から再開いたします。ご参集、またよろしくお願いします。

（「午前11時58分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

（「午後1時00分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

それでは、一般会計の歳出決算の審査に入ります。

35ページから61ページの第1款 議会費及び第2款 総務費につきまして、担当課の説明を求めます。

(担当課：説明)

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりとなります。

ご質疑のほうをお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

委員（前川和也議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

決算書の47ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、広報広聴費、事業名が広報事業に関してなんですけども、この執行実績報告に載っている事業であるんですけども、「広報ただおか」ですね。これは自治会などを通じて各世帯に配布と、身近な場所でも受け取れるようにするというので、文化会館や福祉センター等にも配布はされているということなんですけども、これは各地のご当地の集会所にも入り口や玄関とかに積み重ねるように置いていくように要請とかはしているのかなと思ひまして、あれは町外の方も集会所って利用することが多いんで、町外の方でも知ってもらえるのであればいい機会になるかなと思うんですけども。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

ご質問の集会所への広報の配布といいますか配置でございます。現在のところ、自治会からも要請はないんですが、実施といいますか設置等はしておりません。

広報なんですけど、発行部数7,200出してございまして、全戸配布6,850、6,900ほど。残とすれば300ほどになってございまして。実はこの残部数につきましては、庁舎や児童館、保健センター、それと図書館、文化会館、総合福祉センター、で、駅上に行きますと東忠岡老人いこいの家、小・中学校ですとか、こちらのほうで配置させていただいてございまして、現在のところ残部数、なかなか残りが少のうございまして。

ただ、議員おっしゃられましたように、これの配置につきましては自治会さんのお話もあるんですけど、今後一定部数、1部、2部というわけにはいかないかもしれませんが、そこらは自治会さんもございまして、またちょっと話しながら、そういうことも含めて

考えてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員（前川和也議員）

お願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

今、前川議員が質問されました、その上の項目なのですが、法律相談、弁護士の業務委託料というところなんですけれども、これは顧問料ということでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

こちらはあくまでも住民の相談ということで、住民サービスの一環という形でしてございますので、役所のそういう顧問弁護士という形ではございませんので、よろしく願いします。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。もう1個よろしいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

56ページなんですけれども、総務費の、公売に係る鑑定委託料と出ていますが、これは何の公売に係る鑑定でしょうか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

滞納されていた方が高額になってまいりましたので、自分の持っている土地を公売でお払いしたいと。そのときに土地というものは鑑定をしないと、公売のときに価格を決められませんので、それに際しての鑑定委託ということでございます。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に。杉原委員。

委員（杉原健士議員）

47ページ、応援寄附金の謝礼の内容、中身というのをちょっとだけお教え願えますか。

委員長（三宅良矢議員）

ページ数は何ページ。

委員（杉原健士議員）

47ページです。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

ふるさと納税の応援寄附金、謝礼の中身ということでございますけれども、これは具体的に申し上げますと、例えば毛布であったりタオルであったり、そういうふうな業者から提供いただいている返礼品でございます、この謝礼というふうな形でお支払いのほうをさせていただいているというところでございます。

委員（杉原健士議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（杉原健士議員）

主に毛布が多いということ。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

30年度の話でございますので、毛布もありますし、飲料水とか果物、米、その他もろもろ、返礼品として扱っているものでございます。

委員（杉原健士議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、先ほどの続きなんですけれども、公売の鑑定をしまして、実際に公売をして税として徴収されたんでしょうか。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

はい。公売で買い受け人、いらっしゃいまして、額、買い受け人さんが払われて、そしてちゃんと税のほう、延滞金も含めて、そしてこの鑑定委託料も手数料ということで、全て町に納めていただいております。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

他に。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

議会費のところなんですけれども、36ページのタクシーの借上料なんですけど、タクシー利用をできるだけ控えて電車利用にできないものんでしょうかということなんですけれども、見解、よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

誰に対してご質問しているのか、ちょっと。

委員（是枝綾子議員）

議長ですね。

委員長（三宅良矢議員）

議長ですか。杉原議長、お願いします。

議長（杉原健士議員）

公用車もなくなったもので、タクシーという形になっています。別に僕、自分の車で行って、また事故が起こっても、公務災害に内容的にいけるのかどうか。安全上タクシー。極力頑張って、元気な間はまた電車に乗れるときは乗るように頑張りたいんですけども、とりあえず数字はドヒャッと出ているような気はしますが、経費的に言うたらかなり削減はしているんですね。どうですか、局長。

議会事務局（阿児英夫局長）

委員長。

議長（杉原健士議員）

局長。

議会事務局（阿児英夫局長）

今、議長の言われたとおり公用車のかわりということで、現在タクシーを利用しているというところで、公用車本体で考えますと、最初500万ぐらいの公用車を購入いたしますと、10年で換算いたしますと本体は500万、並びに維持経費ですね。燃料費、保険料、車検代、いろいろ考えますと年間今27万ほどですので、10年で考えても300万程度やというところになりますと、10年で考えますと半額以下というところで、現在利用しているところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

もう1点。いつも、どの議長さんも議会の改革に取り組んでいらっしゃいまして、この年度は議会だよりが発行されるようになりました。決算も出ております。31年度も半分来ましたが、今、議会の改革で、協議会方式から委員会方式にとりか、いろいろ検討もされているんですけども、議長としてはこの年度、どのような議会改革に、あと取り組まれるお考えでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

杉原議長。

議長（杉原健士議員）

今、INGで進んでいるというところと言うたら、今、委員会の音声傍聴ですか、その部分でこの委員会室の活性化という問題が、ちょっと改造して傍聴席等々をつくれたらどうかということも、当然前を向いて頑張っていきたいと。

それと、この前からちょっとささやかれているのは、防災の部分で、議会でちゃんとチームをつくって、システムの連絡網等々、前回21号のときにもちょっと伝達的に、議会としてのあり方というんですか、我々の災害に対するチームというんですか、その辺の古さというんがちょっと目立ったかなと思いますので、その辺も速やかに編成を組んで、今後防災に対してしっかりと取り組むという形で、議会のほうも率先して、職員と並ぶように頑張っていきたいと、かように思うわけでございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。今現在は音声傍聴のみでありますけれども、ここの議会の委員会とかで傍聴が、委員会でも傍聴ができるように傍聴席をつくったりということも今検討されているので、もし若干の工事とか何か必要であれば、また予算も必要になってくるかと思えますし、そういった点ではまたぜひご努力いただきたいと、予算措置をとということ。

あと、防災時の連絡体制についても、連絡だけでなく議会としてどのような役割を發揮していくかということも、全国の議長会のほうでもそういう話題が出ているかと思えますので、ぜひそういった行政と、あと議会と協力しながらそういう災害対策に対応できるようにということも考えていただいているということですので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

以上でよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

ほかの。続けて。

委員長（三宅良矢議員）

続いていくのでしたら、2款まで入っていますので、続けて。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、総務費の一般管理費のところ、37ページのところなんですけれども、まず職員に関係することで3点お伺いしたいと思います。

まず1つは、ここの37ページのところに退職手当が1億6,400万円出ております。午前中の説明のところでも退職手当がちょっと多かったという説明がありました。定年退職者が4名だったと思うんです、当初予算。以外に、それ以外の退職者が、中途退職の方が何名いらっしゃったのかということが1つです。だから退職者の内訳を教えてください、これが1つです。

2つ目が、今現在、忠岡町の職員の定数ですね。条例定数はかなり多いんですけれども、今、忠岡町の行財政の健全化の計画、忠岡みらい計画やったか、それとか、何か計画で一応170何名か、忠岡町が健全化ということで設定している定数、自主的に条例とは違う、条例よりも少ない定数を定めておられますが、その人数ということと。

あと、30年の3月末と31年の3月末との正職員、臨時職員の比較ですね。その数字をちょっとお教えいただきたいということと。

あともう1点は、臨時職員に関係するんですが、平成32年というか令和2年からですね、非常勤の職員に関しては会計年度任用職員という制度を適用しなければいけないとい

うことで、それについては今どのようにお考えになって、いつごろ、条例化しないといけないというところもありますので、どのようにお考えになっていらっしゃるのか。

以上3点、お聞きしたいんですけども。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

3点ご質問いただきました。

まず1点目、退職手当ですね。退職手当につきましては、30年度につきましては12名退職しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

まず一通り答えていただいてから。お願いします。

秘書人事課（中定昭博課長）

そのうち、中途退職者が7名となっております。

それから2点目の、みらい計画の中での職員の最大枠ということで175名という設定をさせていただきます。本計画につきましては27年度に策定したみらい計画でございます。今、委員のご質問の最後にもありましたように、会計年度任用職員というのが令和2年度、来年度から制度が始まります。これにつきまして、まだ詳細の全然決まっていない中でこのみらい計画というのが策定され、175という最大枠という形で記載をさせていただいております。

ただ、その後の会計年度任用職員というのは、同一労働同一賃金という考え方のもとの制度でございます。そういった状況が大幅に変わってきておりますので、臨時職員を今までのように職員の足りないところを賄う、また専門職も含めてですが、臨時職員で雇っていた今までのメリットというのは、賃金で割と正職員よりは安目に抑えられていたということが財政面ではメリットとしてありました。ところが、今度、この会計年度が始まりますと、その辺もちょっと総括的に、もちろん正職員のほうが若干高くはなるんですが、割と差が縮まってしまうので、ちょっとその辺を再度精査して、影響も含めて精査する中で、もし変更が必要であればまたそういうことも考えないといけないのではないのかなと考えております。

それから、次の職員数ですかね。29年度末と30年度末の数字でちょっとお話をさせていただきたいと思います。29年度末の臨時職員の数が111名、それから30年度末の臨時職員が110名でございます。それから、正職員なんですが、176と177にな

ります。

それから、会計年度任用職員ですね。先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、令和2年度から制度が始まります。本制度につきましては地方行政のサービスの中で、全国的に人員の削減というのが10年以上前からずっと叫ばれて、ほとんどのというか全ての市町村役場において職員の削減が行われました。

その中でもサービスというのは充実、また拡充する中で、臨時職員にその対応をお願いしていた経緯がございます。その中で、あまりにもそこが臨時職員の枠が大きくなり過ぎたということで、国のほうで、また雇い方の根拠となる地方公務員法の中の情報が多岐にわたってありましたので、服務等に関しまして統一した規律をかけられてなかったということもありまして、今般、国がそれを統一しましょうということで、会計年度任用職員という制度に移行いたします。

現段階ではまだ本町で、どういったところをどうするかというところは詳細決まっております。ただ、国の制度で言うと、先ほども申し上げた同一労働同一賃金の観点から、臨時職員の方も、昇給という考え方ではないんですが、毎年給料が一定、正職員の初任給までは上げていってくださいと、それから一定の条件を満たせば期末手当、ボーナスですね、についても期末手当分だけは出していきましようというのが大きな内容になってございます。また、これについては12月議会で条例改正を上程させていただきたいと思っておりますので、またそのときに詳細ご議論いただければなと考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1点目の退職者の内訳は、定年退職は当初予算で退職手当を組んでいますけれども、中途の方については、予定外ですので組まれてないので、その分がちょっと大きかったという説明だったんでしょうね。午前中の話ではね。退職手当がちょっと予定よりも多かったというところの説明、わかりました。7名いらっしゃるということでね。事情もいろいろ一人一人違うでしょうけれども、働き続けられるようにという、そういった環境はつくっていかないといけないだろうと思います。

2つ目の、30年の3月末ですから、今の年度の臨時職員の数とはまたちょっと違うと思いますけれども、3月末の段階では臨時職員は110名ということでありまして。今現在、多分ピープルハウスのこども園に非正規のパートの保育士さんが20名ほど移られたので、ここからその分が減っているかと思っておりますけれども、その臨時職員の方の待遇というのが来年の4月から変わるということで、いいように変わるということであればいいん

ですけれども、給料が下がるという方が出てこないようにということが1つの心配と、あともう一つは、期末手当もできるだけやっぱり出していただきたいなと思いますし、あと、このことによって財政的に人件費がアップしてしまう、圧迫してしまうということで解雇されたり整理されたりと。まあ言うたら解雇はないですね。1年1年の単年度の契約ですので、契約はもう更新しないということになってお困りになるということが、業務の支障が出てくるというのがね。働く方はまたどこか働きに行ったらいいんですけど、業務に支障が出るということがないだろうかという心配もちょっとありますので、その点については人事のほうはどのように、この会計年度任用職員についての受けとめというんですかね、臨時職員の数についてどのようにお考えでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご質問いただきました、まず臨時職員の方々、制度が始まりますと、まず給与面で言うと今よりも必ず高くなります。もらえる分は多くなります。それから、この制度導入に関して、おっしゃるとおり人件費は高くなります。その分を雇いどめ等のご心配ということでしたら、今のところ雇っている臨時職員については、各現場から求められたものをそのまま、それではそこに1名配置してください、雇ってくださいということではなく、その都度厳し目に中身を聞かしていただいて、本当に必要、もちろんみんな本当に必要なんですが、切迫性があるとか、そういうことで雇っております。ですので、今おる臨時職員の方々、余っているという認識はしておりません。それぞれ仕事の必要性から雇っていると考えているので、制度が始まったからという理由で雇いどめをするということはないと考えております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

以上3点はわかりました。そういうお困りになるようなこととか雇いどめがないようにぜひお願いいたします。

続けて。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、37ページの町長の交際費に関してですけれども、以前に比べればかなり低く抑えられているわけなんですけれども、これについてはだんだんと交際費も、内容が情報公開の対象となって公表もされております。ということで、交際費についてはホームページ上での公開ということについてはいかがお考えでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

交際費、今おっしゃっていただいたとおり、大分昔と比べると絞られているといえますか、という状況ではあります。今、交際費の支出についての公表は、1階の情報コーナーのみで、毎月使用した額を、目的も相手も含めて公表しているところでございます。ホームページでの公表というご質問ですが、またその点につきましては、ちょっと近隣市を調べる等しながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

近隣市町、大阪府下の状況も見ていただいて、公表する時期にだんだんと今後なっていくであろうということですので、する方向でぜひ検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、続けて。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、41ページの財政管理費のところですか。公会計制度が導入されまして、忠岡町は実施しまして、財務の書類をつくっていくシステムを導入しました。そして、作成の支援業務委託料というものが毎年出ているわけですね。かなりホームページでも公表もされてはいますが、こんな大変なことをつくるというのは大変やなというふうにも思っております。

これについては去年も、これは企業会計についてはバランスシートとか、あと損益計算書みたいな、そんなのとかコストとかそういうのは、資産がどうのこうのというのは要るであろうとは思いますが、一般会計とかこういうところに要るのかなという疑問はあります。

コストで比較されると、コストで比較するためにこれを国はつくれということで、財政措置はないんですね。ひどい話です。こんないろいろつくるのにということで。そういう問題はありますが、決算に付随する資料として、時期としてこの決算審査に間に合うように出せないものではないでしょうかという質問なんです。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

すみません、時期的にということなんでございますけれども、実際には作業手順的なものがございます。その中で、決算委員会にお出しする資料とかは当然この時期という形で決まっております。出せると、当然我々も出したい部分はございますけれども、そういう現状の中で限られた人員で当然やっておりますので、やっていくとどうしてもそういった財務4表までこの時期にというのはちょっと手が回っていないという状況でございます。ご理解のほうよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これのここに支出で出ている財務書類作成支援業務委託料ということで、会計士の方か税理士か、どなたかそういった方に委託をされていらっしゃるんですよね。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

財政課（村田健次課長）

丸々委託をしているというわけではございません。我々のほうも基本的には、少しずつではございますけれども、そういったスキルを上達させて、そういったものに対応していきたいという思いはございます。ただ、できたものに対して、できる過程でもそうなんですけれども、間違えてないかどうか、我々の考えていることが合っているかどうか、それとあと、まだいろいろな面で相談に乗っていただきたいことということで、あくまでもつくることを丸々委託をしているのではなく、支援をしていただいて、我々のほうもスキルアップをしていきたいというような形で思っているという形の支援業務ということをお願いしているということでご理解ください。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

委託ですので、契約の方法はどのような方法で契約されているのでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

その支援業務自体につきましては、会計事務所さんのほうにお願いをさせていただいているという形で、当初この公共施設等総合管理計画を立ち上げた時点での、そういうお世話になった事務所さんのほうにお願いをしているということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ということは、随意契約ということですね、契約の方法は。

財政課（村田健次課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

財政課（村田健次課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

随意契約にされた理由ということと、二、三社、相見積もりとか取られたのかどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

実際のところ値段比較というものはさせていただいております。ただ、原則的には我々

のほうもこのシステムを立ち上げてございます。そのシステムの中で、そのシステムとそ
のつくったものが整合性をとれているというんですか、システム上のいろいろなことをご
存じやという部分もございまして、そちらでやっておりますので、現状の段階、我々がも
う少しスキルがアップすればまた別だとは思っておるんですけれども、それまでの間とい
う形で随意契約という形で考えておるというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

システムをつくられた会計事務所さんということですか。そのシステムをつくられたと
いうことは。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

システム自体は別段、当然システム会社が入っているんですけれども、ただ単に財務4
表を読むというだけであつたら、どこの税理士さんでもいいんですけれども、そういつ
たシステム等々と関連した作業手順上、作業する上でいろいろそういったアドバイスもし
てもらえるということを含めまして、その会計事務所さんをお願いしているという状況で
ございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

見積もりは取っていないで、1社というところだけとの値段交渉ということでの契約な
んですね。そしたら。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

一応見積もり、参考見積もりなんでございますけれども、そういう状況での比較は一応
現状はしておりますけれども、あくまでそれは参考見積もりという程度の見積もり合わせ
という形になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

業務の中身があまり私もよくわからないので、それがどうしてもそこの会計事務所でないといけないというところのシステムとの関係、その辺は言われてもちょっとよくわかりませんが、その委託料が、これが適正な委託料であるかというところの判断というところが、そこが難しい、どうされているのかなというところです。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

参考見積もりで取ったということなんでございますけれども、一応参考見積もりを取った時点では、今お願いしている会計事務所さんはかなり安い値段でという形での金額になっております。そういったものも加味して、今のところそちらの会計事務所さんをお願いしているという現状でございます。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

安い高いかはどこかと比較しないと、安い高いの比較がしようがない話ですね。人の部分と、あと仕様書で積算とかもされているんですしたらまた別なんですけどね。そこまでされていらっしゃるんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

我々のほうといたしましては、契約当初の総合管理計画に携わっていただいて、そういった固定資産台帳とかの整理とかいろいろ、単純に財務4表ができたらいよいよという話ではございませんでして、いろいろな、そういう固定資産の台帳の整理とか、そういったものができて初めてその財務4表に結びついていくというような事務の流れでございます。そういったときにやはりそういうのを今までの経過を知っている会計事務所さんのほうが、我々もただ、ようさんの人数でやっているわけではございませんので、少ない人数でそういったものを仕上げていけるという部分もございまして、スキルが上達するまではそちらのほうにお願いをさせてもろっていると。そこら辺のスキルが上がってくれば今後、今までの経過もございまして、そういったものを仕様書に落とし込みをさせていただいて、入札のほうというのはまた今後考えてまいりたいというふうな感覚ではおります。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後、入札等も検討していかれるということですので、よろしく申し上げます。

そのつくった、このホームページ上でも公表されていて、大阪府にも提出して、府が多分一覧表というか、比較でもしやすく何かするんだらうなとは思いますが、これ、えらい大変なことやなというふうにちょっと感じたことがあります。やっぱり統一的な基準による地方公会計と、統一的な基準ということで、それが全部、大きな市であったりとか小さな町で同じ統一でされたら、大きな市役所でも1カ所しか市役所はないし、小さな忠岡町役場はここ1カ所、同じ1カ所を持って、やっぱりコスト的には絶対それは大きな市のほうが得、安くなるというふうに出るのは当然やと思いますので、こういうコストで何か全部見られると、小さな町というのは非常に不利になって、大変な攻撃を食らうというんですか、高いやないかというふうなことで、やっぱりそういうふうに言われて、こうやって職員の方々、一人一人頑張っているということは全部コストで見られるということで、これも本当にひどい話だなと、国はひどいなというふうにちょっと思いましたので、この統一的基準でのコストの比較というのは正しくないというふうに私は思います。

ということで、これによって、忠岡町はそうはしたくないけれども、せざるを得ない、住民サービスのいろいろ見直し、切り捨てということをしてせざるを得ないような状況にならないかということの心配がありますので、これが今後だんだんと広まっていくという形に比較されるとなると、その辺が懸念されますが、その点については、これによって住民サービス低下ということを考えることのないように、ぜひ、これは町長さんの判断かと思えますけれども、町長があれでしたら、公室長さん、よろしく申し上げます。答弁を。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

あくまでも財務の1つの指標でございますので、それだけではなくて、実際の事業について担当課とよくヒアリングをしながら、中身については精査しながら、事業については検討していきたいと思っておりますので、その指標だけをもって事業をやめるとか、そうではないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ住民サービスの向上に、地方自治の本旨として向上に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、42ページのところのシビックセンター費に関してなんですけれども、これは災害対策のところでもちょっと9月の一般質問でもさせていただきましたが、自家発電ですね。停電時、災害時の停電時の自家発電、役場は8時間であるというところで、総務省消防庁は72時間確保というふうに言われておまして、それについて、燃料費が9万円で、これは燃料を入れかえたということなんですけど、どう72時間確保するのか考えていらっしゃるんでしょうかという点と、南館、ふれあいホールは避難所ともなりますので、そういったところは自家発電が全くない状態ということですので、水も出ないということになりますので、これは絶対考えていただかないといけないんですが、今のところどのようにこの対策、考えていらっしゃるでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

ご質問の件につきましては、さきの本会議におきましても一般質問でご質問いただいたというふうなところでの、公室長よりの答弁というところでさせていただきましたところでございますけれども、おっしゃるとおり現状、本シビックセンターにおける自家発電機の稼働時間につきましては、燃料満タンで8時間稼働するというふうなところの状況でございます。

ご指摘のとおり、国からの通知等におきましても3日間、外部からの供給なしで72時間稼働するのが望ましいというような通知が来ておるといふふうなところからも、それを踏まえて、今後72時間対応し得るような設備等をどのように変えていくのかということも含めての今後の対応というところで、現在、関係部署が集まりまして、その点について協議しておるといふふうなところの状況でございます。

2つ目の、今現在、8時間稼働というふうなところの中で、一応非常時での電気をつけるという部分については、本館のみというふうなところでございます。確かに現在は南館のところには行ってはいないというような状況でございますけれども、今おっしゃるとおり、南館におきましては避難所を開設する部分という部分もございまして、そういったところからも現在行ってない南館への線を、現状の設備から、また何らかの形で対応する設備から南館への対応というふうなところも含めて、費用面が当然出てくるというようなところがございますので、総合的にその点も含めて今後検証、検討というところでやっていくというふうなところで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。検討中ということで、その検討した結果、するに当たっての国とかの財政措置ですね、というのは何か活用できるものとか、ございますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

そちらのほうに対しましては、一応、緊防災を当て込むような形で検討を進めてまいりたいというふうに調整をいたしておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

一応、緊急防災・減災対策債があるということなので、有利な財源が使えるということはわかりましたので、ぜひ早目に検討いただいて、台風はもう停電がつきものだと。忠岡町は悪くなくても、電柱が倒れたり、関電のほうでということがあった際に、供給がなかなかストップするということもありますので、それはぜひ。千葉県の、ことしの台風15号ですかね、大変な長期間の停電ということもあって、市役所、役場が停電して大変であったということで、72時間あってもとても無理であったというところもございましたので、ぜひ早目に設置というか解決をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。そしたら、簡単な数字なんですけれども、シビックセンター費の43ページのところの、その他保守委託料197万9,640円ですが、その項目とか内訳とか金額ですね。詳細なことをちょっとお教えいただきたいと思います。もしたくさんあって細かいようでしたら、後でちょっと資料でいただけたらというふうに思います。資料要求ということですが。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

その他保守委託料197万9,640円の内訳というようなところがございますけれども、まずゴンドラの保守点検というようなところで、屋上に設置しておる窓拭き等で使用するゴンドラの保守点検の分が1つと、あと金額も申し上げたほうがよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

たくさんあるようでしたら、資料で後でいただけたら。

総務課（南 智樹課長）

5項目で。

委員長（三宅良矢議員）

述べてください。お願いします。

総務課（南 智樹課長）

あと、議会、議場での昇降機の保守点検と、駐車場出入り口システムの保守点検、そしてあと、セキュリティー面における防犯監視システムの保守点検、電算システムに係る電源装置の保守点検というふうなところがございます。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

今おっしゃっていただいた5つということで、また後日、金額を教えていただけたらと思いますので、よろしく。資料としてくだされば。

総務課（南 智樹課長）

ペーパーとして。

委員（是枝綾子議員）

ペーパーで。

総務課（南 智樹課長）

口頭で。もしよければ。

委員（是枝綾子議員）

口頭だと控えないといけない。時間もあれなんで。

委員長（三宅良矢議員）

お願いします。

委員（是枝綾子議員）

いいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

では、後日資料としていただきたいと思います。

あと、そしたら44ページの工事請負費のところ、シビックセンター駐車場システム更新工事ということで、これはがらっと変えたということでしたか。すみません、どのような工事でしたか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

シビックセンター駐車場システム工事というところでございますが、これにつきましてはシビックセンター建設当時から設置しておる駐車場システムがございまして、現在20年少したっておるというふうな状況でございます。その中で、期間がたっておるというようなところで、経年劣化によるふぐあいがあるたびに修繕等々を重ねてきたというふうなところがございますが、昨今、その釣り銭の払い戻し機能にふぐあいが出たというようなところで、急遽修繕というところの対応で行ったんですけれども、その対応をすべく部品が既に生産が中止しておるというようなところで、その部品の調達が困難であるというような状況に陥りました。そういう状況で、住民さん等々来庁される、駐車場を利用される方にご迷惑をおかけさせていただいたというようなところもあるので、早急にその精算機自体のシステムの更新を行ったというものでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。

あと、45ページのところのマイナンバーカードの関係のところをお聞きしたいと思います。マイナンバーカード、さきの9月の議会でも枚数の報告があったと思うんですけれども、今現在のマイナンバーカードの取得、発行枚数と、その率ですね。何%、10%の方とか、そういう率をお出しいただきたいのと、あと、今現在マイナンバーカードに関して、どういったところに、どういったサービスのところまで広がっているのかというところを具体例を教えてくださいたいと思います。

住民課（春日正人課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

春日課長。

住民課（春日正人課長）

今現在、8月末現在で1,919枚交付させていただいております。率に換算しまして、きっちり出してないんですけども、約11%、人口の11%というふうに認識しております。マイナンバーカードの状況としましては、今のところはまだマイナポータルのID設定のほうは、現状的には申し込みというふうなことはまだございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

枚数としては、去年の決算委員会では10%をやっと超えたところやということで、今現在では11%でしたけど、そんなにふえてないということですかね、今現在。

住民課（春日正人課長）

そうですね。微々たるものになります。大体月に換算しますと、今の推移では約20件ぐらいの交付率、交付枚数になっております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。私は、立場としてはマイナンバーカードに反対するほうなので、促進を言うつもりはございませんけれども、わかりました。今現在はマイナポータルの、この間補正予算が出ていた分の何かということやったと思います。お買い物の何かでしたね。今現在、保育のほうで入所の申し込みとかがそのマイナンバーカードでできるという何かを聞いたんですけども、でも、いはれへんからまたそのときに聞きます。福祉のところ、児童福祉のところをちょっとお聞きします。

今現在はこういったところにマイナンバーカードの活用というところが広がっているのかというと、そんなに広がっていないということですかね。

住民課（春日正人課長）

そうですね。今のところまだ、令和3年以降の保険証機能から、随時どんどん活用範囲が広がっていくと思うんですけども、今のところはまだ現状的に何も無いと言ったらおかしいんですけども、ID設定までの活用だというふうに認識しております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。令和3年から保険証機能をつけるというところで、またこれは国保の会計

のほうでお聞きしたほうがよろしいですね。

住民課（春日正人課長）

はい、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点。すみません、あと、ちょっとわからないところがありまして、マイナンバー独自利用情報連携照会機能追加業務委託料49万9,500円というものと、戸籍電算システム設定変更業務委託料、これは何でしたか。

委員長（三宅良矢議員）

手を挙げていただいて。

住民課（春日正人課長）

すみません。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

春日課長。

住民課（春日正人課長）

まず、2点目の戸籍電算システム設定変更業務委託料についてですが、こちらは住基ネットシステムのゲートウェイというものがあるんですけども、このシステムにゲートウェイを、別づけだったんですけども、システムに内蔵する仕様になりました。そのため住基ネットと連携している戸籍電算システムのほうの設定も変更が必要だということで改修させていただいております。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

最初にお聞きいただきましたマイナンバーの独自利用情報連携照会機能追加業務委託料なんですけれども、すみません、健康こども課のところでお聞きいただけたらと思います。

委員（是枝綾子議員）

健康こども課の話ですか。わかりました。ありがとうございます。

まだあるんですけど、すみません。まとめて言います。

委員長（三宅良矢議員）

じゃあ、他に。前川委員。

委員（前川和也議員）

決算書の48ページ、総務費の企画費なんですけれども、K I Xの泉州ビューローの事業負担金なんですけど、これは私もちよっと一般質問で質問させていただいた経緯からお聞きしたいなと思うんですけども、この負担金がありますよね、500何万かの。これは各市町の算定基準というのは人口をもとにはじき出すんでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

負担金の算定方法につきましては、人口割と、ほかに均等割、あと7市町に関しましては距離割というのがございまして、主に大体この3つが主な要因というんですか、算定基準になっております。これを積み上げたものが毎年負担している負担金の額となってございます。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。前川委員。

委員（前川和也議員）

このK I Xさんの総額ってわかりますか。トータルの9市4町の全ての。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

すみません、それは各団体、9市4町が負担している金額ということですかね。

委員（前川和也議員）

そう、トータルの。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

K I X全体の事業費ですか。

委員（前川和也議員）

そうです。K I Xからしたら収入額というんですかね。

委員長（三宅良矢議員）

今、わからへんのやったら後で。また今の間、ほかの方が質問している間に調べていただいて。

委員（前川和也議員）

また後で教えてください。どういう数字になるかわからないですけども、大きい市町村に負けないように忠岡も加盟して500何万お支払いしているという。本年度も恐らくそれぐらいの額やったかなと思うんですけども、有効活用できるようにぜひお願いしたいと思います。続けていいですか。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（前川和也議員）

同じく48ページの総務費の企画費で、忠岡町のブランド創造事業ですね。こちらの執行実績報告でいいますと6ページになるところですが、キノコの話ですね。これはまず3点あるんですけども、新規起業に前向きに考えていることがわかったということなんですけども、これはキノコの起業ということではなくて、何か新しい事業をするんだというやる気、気構えを感じることができたということなんです。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

それは例えばどんなやつやったか、教えていただけますか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

具体的にどういうふうな事業なら乗ってくるのかということではなくて、やはりこういうふうな忠岡町で、今回はブランド創造事業といたしましてキノコのほうを取り上げさせてもらいましたけども、やはり事業者の中には、言葉は悪いですけども、要は空いている土地があつて、もしもうかるような事業があるのであれば積極的に乗っかっていきたいというふうなお声を聞いた中での文章というふうになっておりますので、ご理解のほうをお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

となれば、ブランドというよりは、普通の起業、起業促進みたいな感じで今後考えていきたいみたいなところですか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

何社かお話を聞いている中では、やはりキノコに限らず、積極的に取り組めるような話があれば乗っかっていきたいというふうなところでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

そしたら、今度は忠岡きのこ自体なんですけれども、売って収益を上げるというところまでいかずとも、販路に乗せて、生産者販路に乗せて売っていくということが起業やと思うんですけれども、どれぐらいですか。それは起業までの道のりというのはどんな感じですかね。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

キノコなんですけれども、やはり今回、私どもが手掛けさせていただいたのはいわゆるファブリック、タオルを使ってエコなキノコの栽培というようなところで取り組みをさせていただいたと。そういうふうな中でファブリックを使って、タモギタケという種の、栄養価が比較的高いキノコの栽培なんですけれども、こちらについては問題なくできるというところまではたどり着きました。

ただ、タオルを使ってキノコを栽培するとなると、いわゆるオートメーション化、いわゆる自動化できない、手作業があまりにも多いというところで、なかなかその分の人件費と、あと広い、大量に生産するんであれば広い場所が必要となると、そういうふうなところで初期投資が結構かかるというところから、今回どの事業者さんも最終、起業というところまでには至らなかったというところでございます。

ただ、私どもは実験栽培としてタモギタケを作成して、いろんな商品化というんです

か、例えばいろんなと言うと語弊がありますが、要はそのキノコを使ったチップス等の作成まではたどり着いたんですけれども、やはり費用対効果というんですか、1つ当たりの単価が非常に高くなってしまいますので、商売としてはちょっと成り立たないのかなというところに至ったというところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

大分苦勞されているというところで認識しておいたらいいですね。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

やはり最初の設備投資もかなりかかりますので、なかなか起業というところにはたどり着かなかったというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

わかりました。ありがとうございます。

いいですか、続けて。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（前川和也議員）

すみません、また小倉課長やと思うんですけれども、今度は決算書51ページ、総務管理費の目が自治連絡費の中で、自治会加入促進事業補助金という項目があるんですけれども、これは忠岡の各村々もそうですし、近隣の、多分全国的にも言えると思うんですけれども、なかなか自治会に入ってもらえないとか子供会に入っただけないとかいうところで難儀しているところがあると思うんですけれども、そんな中、加入を促進するための補助金を渡されてるということなんですけど、どんな促進事業なんですか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

今の議員のご説明の中にもありましたけれども、やはり自治会だけでなく、子供会なりいろんな組織に加入する方は年々減ってきているというのが正直なところでございます。本町もそれを受けまして、要は各自治振興協議会なんですけども、日ごろから地域のコミュニ

ティの活性化、あと安全・安心なまちづくりに向けていろんな活動は行われておるんですけども、日ごろのそういうふうな活動とは違った、要は自治会の魅力を伝える、加入促進につながるような事業を実施された場合に対し、町から一定補助金を出そうというふうなところで、こういう補助金の項を設けさせていただいていると。ただこれ予算的には、本町は11の自治振興協議会がありますので、その分予算はさせてもろてるんですけども、30年度におきましては東区のみが実施されたというところでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

それはすごい興味があります。どんな事業でしたか、それは。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

30年度、東区で実施していただいた事業につきましては、地車祭り、だんじり祭りの際に外国人の方を招いて地車祭りの紹介とか、その中でもそういうふうな紹介をする中で「自治会に入りませんか」というふうな加入活動をしていただいたところでございます。過去には日帰り旅行をやった自治振興協議会もございまして、落語家を招いて、ふれあいデータというふうな形で集会所で実施されたり、体操教室とかされたというふうな実績はございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。なかなか自治振興連絡協議会の運営に対する補助金と、運営に対する補助金も加入につながるものかもしれないですし、この加入に絞ってということで5万円ですかね、決算では上がってきてますけれども、自治会自体の活動をもっと活発化させることによって加入につながるということで、一緒にしてもええのかなと思うんですけども、そんなものでもないですかね。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

協議会には協議会の別途負担金も出しておるところでございます、正直なところ何か自治会のほうで独自でイベントをしていただいた分については、加入促進につながるようなものであれば補助金をお渡しさせてもらうという形でお願いはしておるんですけども、この制度も3年、4年たってくる中で、なかなかこの自治会さんも「案は出し切ったよね」というふうなところで、新しいことに取り組むにはなかなかネタがないなというふうなところに現在至っておるといところでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

この件に関しては最後なんですけれども、この加入促進ですね、てっぺんって決まってるんですか。やればやった地域があるだけ補助されるものなんですか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

1地区5万円を限度としております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員

委員（前川和也議員）

1地区5万円で、最大じゃあ年間11地区やっても大丈夫と。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

すみません、ちょっと説明の仕方が悪かったですね。1地区に対して5万円の補助金を出せるように11地区分予算計上したというところでございます。1地区はどこまでいっても5万円以上はないというところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

47ページの企画費のところですけども、ふるさと忠岡応援寄附金の謝礼に関してですけれども、入のところでお聞きしましたけれども、今度は出るところで、経費としてかかった分の内訳を、口頭ではなく、資料でちょっとお出しいただきたいと思うんですが。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

後日でよろしければ、お渡し。

委員（是枝綾子議員）

知りたいところというのが、知りたい点はサイトの運営会社にどのくらいお支払いになっているのかなというのがちょっと興味があったので。何%か取りはるんですよね。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

今、ふるさと納税に関しましては、楽天、さとふる、ふるさとチョイス、ふるさとぷらす、この4つの事業者を利用させていただいております。事業者によっては別途送料のみ請求される、1つの寄附に対して送料分を請求するところ、返礼品分を請求するところ、システム利用料を請求するところ、そういうふうな事業者もあれば、全てひっくるめて委託料というふうな形でお支払いしている事業者もございますので、送料分だけ具体的に幾らという話になると、ちょっと算出のほうは非常に難しいのかなというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

耳で聞いたら余計わかりませんね。何か書いてもらおうとやっぱり今の。わかりませんね。そうですね。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

そうでしたら、ちょっと個別にまたお話しさせていただけたらと思いますので、お願いします。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

何かよくわからないことになっているような感じですが、私たちとしてはね、簡単に単純に何%ということかなと思って気軽に聞いてみたんですが、そうですか、わかりました。経費についてはどこの、楽天に何ぼとかそういうのでなくて、経費の項目ごとの内訳だけは資料としていただきたいということで、経費としてね、それだけちょっとお願いいたします。あと、楽天云々の送料とか何とかとかいうのは、また個別に聞かしていただきます。

いいですか。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。そしたらあと、48ページのところのK I X泉州ツーリズムビューローの、先ほど前川委員が質問されてはったところの分ですけれども、忠岡町の負担金としては、570万円というのはとても高いなという印象が、イメージとしてはあるのはあります。関空に近くて、何か恩恵が受けられてというのであれば、費用対効果で、ああそうだなというふうにもなるんですけど、ちょっと忠岡は離れていまして、これはもう少し負担金、安くならないんだろうかというところなんですけれども。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

決算書でございますけれども、570万1,000円というところで負担金、上げさせていただいております。実際、K I Xツーリズムビューローに今570万お支払いさせてもらっているわけですけれども、この分については入のほう、地方創生の推進交付金として、ビューローに関して200万円補助をいただいております、歳入がございます。

あと、雑入では公益信託の基金が71万9,000円ですね。この分もビューローの分として入でいただいております。差し引きしますと570万の支出に対して、大体290万、約300万円が持ち出しの金額になるのかなというふうに考えております。

ただ、このビューローなんですけども、観光事業をやるのと同様に、泉州国際市民マラソンもやっておるかと思えます。ビューローでマラソン事業を担うようになってから、今まで泉マラの事務局に対して支払いしていた泉マラの負担金の90万円がなくなったと。あと、泉マラの事務局に、本町の場合はアルバイト職員として1名派遣していたわけですが、大体その費用が180万円から200万円ぐらいなのかなと。その分が、ビューローがマラソンをするようになった中で負担することがなくなりましたので。要は実際のところ、とんとん計算していけば10万円かその辺の持ち出しになったのかなというふ

うなところを考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは地方創生推進交付金というか、地方創生の計画の中に入れて、何かされているからそれが受けられているということなんですね。わかりました。すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今までの泉州国際マラソンに関してのかかっていた経費等々を差し引くと、考えるとそんなに持ち出し、今までとは変わらないというふうな見解というか、そういうことなんですね。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

続けて、すみません、49ページのところの災害対策費の一番下のところの大阪版みなし仮設住宅使用料というところで、歳入のところでもあったんですが、ちょっと歳出でお聞きしようと思って。これは府営住宅の空いているところを、去年の台風21号の被災された、半壊、大規模損壊、全壊の方が入れるという、そういうみなし住宅というところでの2戸分の募集があったということなんですが、実際には2戸募集があったんですけども、入られた方というのは2戸とも入られたんでしょうか、応募はあったんでしょうかということですね。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

大阪府のほうから2戸の府営住宅の提供がございました。本町のほうで募集させていただいて、1戸のみ入居されたというところでもございまして、残りの1戸については既に返却のほうをしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

2戸空いていて、1戸空いたままでということで、大変もったいないと思ってよくよく、該当する半壊の方が8世帯ありましたので、そのうち2世帯の方に、知っていたのでお聞きしたら、条件がめちゃめちゃひどいんです、これ。1年間しか入れへんということで、せっかく家を借りたのに、そこをまた引き払ってこっちに引っ越して、1年でまた移ると、「もうええ」というふうに言われたのが2軒ともなんです。やっぱり1年では短過ぎるといふところは大阪府のほうに言っていただきたいなということで、今後せめて2年はね。1年で、権利金や何や手続していろいろして、また追い出されるというね。そのまま入れるんやったら誰でも申し込みしはるけど、そうはいかないと思うので、1年ではみなし住宅、短過ぎるんでないかということと、あと3カ月も4カ月もたってから、3カ月ぐらいかな、募集があったのが。9月の4日の台風で、それで募集があったのが10月回って11月ぐらいやったかなと。いや、どうやったかな。その上、募集の期間もちょっと遅かったんですね。皆さん、新しいお住まいを探してスタートをしているところに募集されてもということなので、するんであればもっと迅速に大阪府のほうもしていただきたいかったなというところなんです。「入りたいけども、遅い」と言われましたと、その被災された方に。ということなので、その点は大阪府のほうに今後の、またみなし募集があった際、その募集も早くしていただきたいと。募集して入居者を選定するまでもまた期間がありますので、だから実際に入るのはかなり遅くなるので、やはりそこはお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

要は9月の台風で、本町におきましては入居していただいたのが、たしか12月の半ばぐらいに入居していただいたのかなと思います。詳細のスケジュールがちょっと今持っていないんですけど、11月ぐらいに募集させていただいて、いろんな手続の中で12月になったのかなというふうに思っておるところでもございます。入居期間が最長1年やと、それが短いところもありますし、府営住宅の提供いただいた時期もちょっと、すぐには

ということがありましたので、また何かの機会にこういうふうなご意見をいただいているということにつきましては、大阪府等に対して要望というのはしていきたいというふうに考えております。お願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。府営住宅のほうには、またそのようにお願いしたいと思います。

それとあと、忠岡町は町で、町営住宅でそういう被災者の方を受け入れるようなところがないというところの問題もありますので、市でしたら市営住宅の空いたところとかいう形で対応できるんですけど、町はちょっとそれがないので、今後避難所を開設して、いつまでも学校の体育館を避難所にできないということであった際に、どのようにして住宅の確保をしていくのかというところの計画ですね。復興計画も今、地域防災計画の中では計画していくようにというふうな、そういったこともありますので、住宅を建てるというよりも何か家賃助成をするというような方法とかさまざまな方法があるので、そういったこともまた検討していただきたいと。即対応していただいて、生活が再建できるようにという支援も町のほうとしてしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

どれぐらいの災害が発生するかにもよるかとは思いますが。できる限り被災された方が迅速に入居できるような環境ですね。町がなかなか全てを担うということは難しいと思いますが、その家賃補助があるのか、例えばまた府営住宅が借りれるのか、そういうふうなところについて今後、調査研究のほうをさせていただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いいたします。

もう1点、災害対策で続けてなんですけれども、地域防災計画の想定というのは、これ、地域防災計画、平成29年度に改定されたと思うんですけど、そのとき以降別に想定は変わっていませんね。大阪府の想定、そのままで、南海トラフの地震で津波がとかというのは変わってないですね。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

本町の地域防災計画ですけれども、上位となる大阪府の地域防災計画の中で、その中で被害想定というものは特段変わっておりませんので、本町の地域防災計画も修正はしておらないというふうなところでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

南海トラフ地震が30年以内に来る確率は80%というふうなことで、雨の予報でしたらもう降りますね。降りますという予報ですので、もうこれは来るということで、さまざまな防災訓練を、やっぱり台風のときのとか水害のときのとか、いろんな防災訓練が必要かと思えますけれども、避難訓練、この年度はどこが防災訓練をされたとか、今後、今年度の防災訓練の予定とか、防災訓練がまだされていない地域はどのように今後、防災訓練をしていくのかとか、そのようなお話はどのようになっているのでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

平成30年度におきましては、北区自主防災会が津波の避難訓練を実施されます。6月には馬瀬の自主防災会が防災講演会というふうな形でやられておられます。あと、防災訓練というのはちょっとあれですけれども、31年、ことしの2月ですね、西区の福祉委員会に本町職員が出向きまして、出前講座的なものはさせていただいているところでございます。先生おっしゃるとおり、津波だけじゃなく洪水に対しても、異常気象ではないですけれども、どれだけのものが発生するかわからない今日でございますので、また自主防災組織に対しましては訓練の実施を万が一に備えてやっていただけるように、呼びかけのほうはしていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員

委員（是枝綾子議員）

その地区ごとの防災訓練というのも非常に大事ですし、地区が主導、主催でというふうなこともあります。町のほうからの、なかなか防災訓練ができないなというところについてはちょっと支援なり何かそういった手助けをしていただけたらなというふうには思うんですけれども、そのようなことはお考えでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

地域が実施される訓練については、私ども全面的にバックアップはさせていただこうというふうに思っております。ただ、町全体で訓練を行うとなると、何年か前ですね、大阪府の松井知事が来られたときにやらしてもろてから特段やっていないので、実施するとなりますとちょっといろんなところで規模の大きなものになりますので、今後確実にというふうなことはお答えできないですけれども、研究のほうはしていきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

いつも11月の終わりから12月にかけて忠岡町の防災訓練というのをされていますので、そのところへの参加というところの呼びかけとかそういった何か、せつかく毎年されているので、あれは関係機関向けの防災訓練でもないですね。自主防災訓練の方も参加されていらっしゃると思いますので。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

本町の防災訓練ですけれども、ことしも11月の最終日曜日にやろうというふうに計画はしております。各地区自主防災組織に対して、一定人数参加していただけるようにというふうな要請はさせていただいております。その中で、別に地域の方、どなたが来ていただいてもいいんですけれども、やはり役についてはる方とか、そういうふうな方がよく来て

いただけるというふうなことです。幅広く参加していただけるような、住民さんで特に難しいような、参加するようなイベントとかもございませんので、今後、自主防災組織に対する説明会等もありますので、その際には幅広い参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ことし、町制施行80周年ということで、いろいろとイベントをされていらっしゃるかと思いますが、防災訓練についても、より多くの方が参加して、せっかくいい中身でやっ
ていらっしゃるの、いろんな方に参加していただいて見ていただいて、関心も持っ
たいてというふうなところで取り組んでいただければというふうに思いますので、よろ
しくお願いいたします。

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

何点ほどありますか。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。防災に関しては3つですね。すみません、もう3つまとめて申し上げます。

まず50ページのところに関してになるかと思うんですけども、防災行政無線が聞こえない、聞こえにくいというところについての個別の対応については、一般質問で我が党の河野議員がいつも質問させていただいておりますが、個別の受信機というところもぜひ検討していただきたいという点が1点。

それと、あと。備品購入費で防災資機材購入費の209万円と。

もう一つ、前のところに防災の何か購入しているところが出ていたんですけど、すみません、ブルーシートは今現在何枚ぐらい備蓄されてますかというのが気になるところで、台風シーズンですので。ということで、その防災資機材購入費というのがブルーシートなのかなと、ちょっとその辺が、これは何なんだろうかとということと、ブルーシートの備蓄枚数というところもちょっとお教えいただきたいということなんですけれども。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

まずご質問いただきました個別受信機でございますけども、本会議でも答弁のほうさせていただいているかと思っております。今年度におきましては8月から防災無線の聞き直しがで

きる自動応答装置を導入させていただきました。また、メールでの配信サービスもさせていただいておりますので、そちらのほうのご活用をいただきたいなというふうに考えております。

あと、その次、備品購入費ですね、防災資機材の購入費についてご質問いただきました。これについては自治総合センターがやっているコミュニティ助成、いわゆる宝くじの助成でございます。こちらを活用させていただきまして、各地区自主防災組織が欲しい、希望する防災資機材を個別にお伺いして、その分を整備させていただいたものでございます。

あと、ブルーシートの件でございますけれども、ですので、この防災資機材の中にはブルーシートの購入費用等は一切ないと。あと備蓄枚数ですけれども、ブルーシートについては今のところ約100枚程度は備蓄できているのかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1点目の自動応答装置でというふうなことでなんですけれども、なかなか聞こえていなかったら、今の放送どうだったんだというふうなことが、かけようがないというところもありますので、まずはそこに至らないまでの方についての、聞こえるようにというところは方法は考えていただきたいということで、個別受信機をということをお願いしたいと思います。

2点目の宝くじの助成で自主防災組織、どこの地区の分を今回、どんなものを買われましたかということと。

あと、ブルーシートは100枚程度で、去年どのぐらいブルーシートをお配りされたかというのを参考までにお聞きしたいんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

まず、各地区自主防災組織に配布した防災の資機材でございますけれども、これは11の各自治振興協議会、自主防災組織にお渡しさしていただいております。各地区の自主防災組織によって希望されるものが違いましたので、具体的にはテントなり発電機なり、ジャケットみたいなものですか、あとLEDの投光機、あと工具箱、脚立、そういうふうなものの希望がございましたので、お渡しさせていただいたところでございます。

あと、ブルーシートでございますけれども、備蓄はまず100枚というところでございます。去年は台風が来て屋根が飛んでどうしようも、いわゆる緊急的に屋根を覆うために必

要というところで、持っているブルーシートと、あとは購入させていただいて、提供のほうをさせていただきました。大体700枚ほど購入させていただいたかと思います。このブルーシートの備蓄なんですけれども、今私ども食糧等を備蓄しておりますけれども、大阪府が備蓄しておくようにという品目、11品目あるんですけれども、その中にブルーシートは現在のところ含まれておりませんので、含まれてないから備蓄しないわけでもないですけれども、ちょっと様子を見ながら、今後の検討課題なのかなというふうな思いを持っておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ブルーシートに関しては、去年は700枚程度希望される、1世帯1枚ぐらいというふうな形で配られたと思うんですけれども、100枚だとちょっとそれと比べたら少ないなという印象はあるんですが、ブルーシートを備蓄しなくても、田尻町でしたかね、どこか姉妹都市か何か提携しているところから運んでもらったって言っていらっしゃったので、そういうルートがあるのであれば備蓄しなくても、それは持ってきてもらえると、確保を既に行っているということになるかと思えますけれども、やっぱりブルーシート、必需品になりますね。災害のときにね。台風、地震のときも瓦がずれたり崩れたりいろいろあるかと思えますので、もう少し備蓄していただければなということで、足らなくなったってなったら、100枚ですからということになるとまた。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

備蓄の重要性というものも十分認識はしておるんですけれども、今、逆に先生がおっしゃった、例えばよその災害協定を結んでいる市町から届けてもらおうとか、そういうふうな方法もあると思います。本町も、田尻町がよそから送ってもらったというふうなところと同じような協定も結ばせてもろてるところではあるんですけれども、ちょっと今回活用させてもらうことがありませんでしたので、そういうふうな活用も今後、災害時には検討していきたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ブルーシートがないというときに、町のほうから配られたというふうなことがすごくありがたかったというふうに喜ばれていますので、ぜひ確保のほうをよろしく願いいたします。あと続けて。

委員長（三宅良矢議員）

何点ぐらい。

委員（是枝綾子議員）

あと、7つ8つ続けていいですか。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、そんなに難しくありません。

すみません、51ページのところの各地区集会所修繕負担金というところに関連してなんですが、集会所の施設工事とか。集会所、避難所になったりとか、いろいろそういったところになる場合もあるかと思いますが、新しい集会所は洋式トイレになっているんですけども、新しくない集会所は洋式じゃなく和式なんです。それで、例えば高月南のコミュニティセンターは、私、トイレに行ったことあるんですけども、高月北の方がおっしゃるには和式というふうに聞いておりまして、膝が悪かったりとか障がいがある方、いろいろそんな方はちょっとトイレね。あそこも一応、避難所的な意味合いのところというか、なる場合もありますよね。そんなところを点検すると、ちょっとまだ集会所の洋式化できてないところがあるかと。障がい者の方が利用しにくいというところもあるので、また点検していただいて、いろんな資金を活用してトイレの改修をしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

おっしゃるとおり、高月コミュニティセンターについては現状、和式でございます。高月コミュニティセンターは、うちの避難所として指定しておるところでございます。あと、馬瀬の集会所についてもまだ和式やというふうなところで把握はしておるんですけども、2年ほど前に和式のトイレについては、要は洋式にはできなかつたんですけども、手すりのほうをつけさせてもらったというふうなところもございます。また、それも宝くじの補助金でつけさせてもらった分なんで、今後洋式にかえるに当たっては、ちょっと時期を見ながら検討のほうはしていきたいなというふうに考えてはおります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

また、困る方がないように、ぜひ早目に対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

あと、すみません、防犯灯です。52ページのところの防犯灯の関係のところなんですけれども、防犯灯を新しく設置してほしいというところが、やはりお声としてはあります。しかし、忠岡町は防犯灯のLED化、3年前にしたときに、もう新しくは町ではつけませんということになっていっちゃって、電気代は自治会と町と折半と。新しくつける際は自治会のほうでつけてくださいと、防犯灯ね、ということになったということで、じゃあ、つけてほしいというお声を、そしたら自治会に言うていってくださいということになるわけなんですけれども、自治会も1本ぐらいやったらそれはつけてくれる場合もあるかもしれないですけれども、たくさんということになってくると、なかなか自治会の財源とかいろいろ、つける必要性のやっぱり優先順位とかその辺もあるかと思しますので、その点についてはやはり町のほうとしても何か援助というんでしょうか、していただけたらなど。つけやすいようにしていただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

防犯灯のLED化をする際に、各地区の自治会長さんに対しては、まず条件として、条件というのはあれですけれども、LED化するに当たって電気代は半分負担してくださいというところと、要はLED化が済んだ後は、各地区で防犯灯の新設は全てお願いしますというふうなお願いをしました。

ただ、蛍光灯からLEDにかえる前に、もう一度各地区、現状を見ていただいて、もし必要であればこのLED化する際に町のほうでまとめて防犯灯を設置させていただきますので、現状を見て新設の要望をいただけたらと思いますというふうな形で運用させていただいて現在に至っておるというところでございます。

もし仮に住民さんがどうしても防犯灯を欲しいということであれば、自治会長さんに対して物が言いにくいようであれば私どもにご意見をいただきましたら、私どものほうからも自治会にはお願いはさせていただきます。

ただ一応、新設については自治会で負担してくださいというふうなルールで運用させて

いただいておりますので、こちらからもお声がけをさせていただきますけども、最終的には自治会の判断になろうかというふうに考えております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

自治会のほうとしてはそれでいいということで合意されても、いろんな住宅の開発の状況とか、住む方が人口の変動、いろいろさまざまあたりとかで必要になってくるところが出てくる場合もあるかと思っておりますので、その際、忠岡町としてやはり補助制度というものですかね。例えば2分の1でも、たとえ何かそういった補助的なものがあるほうが設置しやすいということもあるかと思っておりますので、またそこは自治会のほうにも、希望される方は自治会のほうに言ってくださいというふうな、言われたらそういうふうに言いますけれども、町としてはお聞きしたらそれは自治会に言ってくれるし、補助のほうもぜひ考えて、設置されやすいようにということで促進していただけるように制度をつくっていただきたいなど、町のほうとして責任を持ってつけていただきたいというふうに思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

あとすみません、委員長、LEDのこの防犯灯のリース契約は10年間ということ。10年間でしたね。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。平成28年度から平成36年度であります。

委員（是枝綾子議員）

36年度ですね。すみません。平成36年度、令和6年度になりましたら忠岡町にそのリースが終わって譲渡される、譲渡というか権限移譲、何でしたっけ、忠岡町に全部返ってくるんですね。町に。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

現状有姿、今のままで無償譲渡していただくような契約内容となっております。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

無償譲渡されると。今度は電球、数年たったら切れてくるということが起こってくるといところで、令和6年以降の運用というんですかね。どのように管理していくのかといところについては、具体的に今、お考えはあるんでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

現状のところ、リース期間満了後どうするかというところについて、具体的な考えは持っておらないというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと5年ありますので、それまでにいろいろと、どういうふうに防犯灯を管理していくかということで、その中でまた忠岡町として新しくつけましようという方針を出していただけたら一番いいんですけども、そういったところで、令和6年以降の防犯灯の管理についてもこれから考えていかれるということですので、課題としてあるということで、わかりました。

あと、すみません、幾つかあるんですけど、あと人権のところでは1個か2個だけ。

52ページの男女共同参画の講演会と報償費に関してなんですけれども、あと啓発チラシとかなんですけれども、男女共同参画の計画が、もうあと2年ほどで終了する。32年で終了で、33年度からどうするかというところではありますが、この10年間、なかなか講演会といってもそんなにたくさんされていらっしゃらなくてということで、もう少し講演会等をやっていただきたいですね。啓発ですね。

あと、文化会館のところとの話になるんですけども、文化会館の講座のお金で男女共同参画の何かやりましたというふうな、そういった形は今回なかったんですけども、そういったことがあった年もあったので、やはり男女共同参画の講演会費はちゃんとこちらの費用で組んでいただいて、共催という形で今年度はされたのでよかったんですけど、そういう形でもう少しやっていただきたいということと、どの程度忠岡町の中で女性の管理職の方がふえたかとか審議会の委員さんの女性の比率になったかというのも資料として、後で結構ですのでまたお出しいただいて、どれだけ進んだかという点検を、半年したらしますと言ったけど、半年してもちょっと見直しされてないので、その点はちゃんと報告いただきたいというふうに思います。あと、それが資料としては要求したいものが1つなんですけど、いいでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

事柄の質問は僕に言うんじゃないかと。

委員（是枝綾子議員）

あと、すみません、男女共同参画条例を忠岡町はつくりました。条例をつくったら、それを進める責任というところが忠岡町に発生してきているんですけども、なかなかそんなに進んでいなくて、「女性センターをつくります」と当初、条例をつくるときにそのような答弁を、その当時は教育委員会がやってはったか、ちょっとわからないですけど、そのようにおっしゃっておられて、女性センターをつくるという話は今どうなっているんでしょうかというところで、早うつくってくださいねという、新しい建物ではなくてもいいので、ちゃんとしてくださいということをお願いしたいんですが。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

ちょっとまとめて回答させていただきます。

講演会のほう、いろいろとしてきたつもりなんです、文化会館と協力したり単独したりと、いろいろさせていただいてございます。今ですと「まあいい心のススメ」ということで、こちらで予算を組んだり文化会館としたりということで、皆さんのご協力も得て、参加者の方も大体30名ほどいつも来ていただいております。いつもありがとうございます。

それと、男女共同のほうなんです、今年度、議会でも申し上げましたが、アンケート調査を実施しまして、来年度、策定業務に入る予定にしておりますので、またその折には議会のほうにもいろいろご報告したりしながら進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

それと、進捗の中で、どの程度進んだのかということで、管理職の数とかにつきましては、また人事のこともございますので、追ってまた資料のほうをご提出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、女性センターでございます。女性センター、当初つくるという方向で、また検討してまいりたいということですが、なかなか確かに、いつとき文化会館ということでよく先生からお話もございました。ただ、文化会館も状況、貸し館ということでかなり混雑してございます。大変厳しい状況は多分先生もご存じだと思います。その中で少しでも情報を発信できるようにということで、現在図書館ですとか下の情報閲覧コーナーに、先生も申されましたものも含めて図書等も配置しておりますが、女性センターという形がどのような形がいいのかも含めまして、今後、男女共同の第2次計画、進んでございますので、またその中でもしっかりと位置づけしてまいりたいと考えてございますので、またその折にはよろしくお願したいと考えてございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今現在、第2次の男女共同参画計画ですか、第2次の分をつくられるということで、そのつくる作業をどこでされるのかというところで、そのつくる計画をね、策定委員会というものがあるのかどうか。あと、そこには公募の方も入られるのかと。あと、パブリックコメントなど、いろいろそういったこともされるのかとかいうことについてはどのようになっていますでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼人権広報課長）

第1次計画と同様な形でございます。当然住民の方からも参加を募りまして、一定、推進計画委員会のようなものを立ち上げまして、学識経験者を中心に進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。できるだけたくさんの方、女性の声を反映させるようにということで、よろしく願いいたします。

あと税のところ、すみません。55ページのところですけれども、税の大阪府域地方税徴収機構に係る費用負担金40万4,300円というところに関してなんですけれども、主要な施策の云々というこの資料を見ますと、細かく書かれていらっしゃって、読みますと結構回収されていらっしゃるということで、差し押さえを行った件数は、債権を29件、給与・年金を6件、動産を1件、交付要求及び参加差し押さえが4件ということで、取り立てを行った金額は888万1,721円でありということで云々と書いて、30年度、この年度の滞納繰越徴収率は、前年度が61.6%でしたけど、7.9%減少して53.7%ということでかなりの徴収をしているということで、大阪府の中でも滞納繰越徴収率第1位を達成したというふうに、かなり徴収されているということで、入ってく

る側、町の側としてはきちんと入ってきて、住民のための財源確保という点ではいいかと思いますが、その取り立ての仕方がどのようになっているのかというところで、あまりに、生活費まで押さえてしまうような差し押さえ、給与や口座の全額差し押さえということはしていないだろうかとか、あと、税ですから裁判所の手続は不要ということで、そういうことが行われて困ったりとかしているケースは本当はないだろうかというところが心配なんですけども、きちんと全額差し押さえということはされてませんよね。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

国税徴収法施行令に従いまして、給料を差し押さえするかどうか、まず預貯金あるいはお金にかえられる保険、そういったものから調査いたします。それまでも本人さんとの話し合いで、本人さんが対応できなければお身内さん、そういう形で順序を経てしていきますので、いきなりお給料を目指して差し押さえに行くというようなケースはないとお考えになっていただいて結構かと思います。

国税徴収法の施行令では、お給料の取り立てに行く場合は、本人さんの世帯、本人さんだけの場合は10万円は残すと。また扶養者がいらっしゃったら1人当たり4万5,000円を追加すると、そういう形の残し方をして差し押さえるということになっていますので、もちろん大阪府域地方税徴収機構でも本町のほうでもそれに従って押さえているというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

生活費はちゃんと残してくれているということで、守っていただいているということで、わかりました。

あと。

委員長（三宅良矢議員）

いいですか。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ短く、3つまとめて。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。お願いします。

委員（是枝綾子議員）

税のところ、すみません。56ページのところの地方税共通納税制度対応に係るシステム改修委託料ということで、この共通納税制度についてのご説明をいただきたいという点と。

あと、その下の税収入払戻金でありますね。企業の法人税とかの予定納税で、そこまで収入がなかったというところで、返さなあかんという分がほとんどだと思いますけれども、この年度はどのぐらいそういった法人税の関係の、予定納税で返したという分が幾ら入っているでしょうか、この中に。それは例年と比べてどうだったのかという点をお教えいただきたいと思います。

税務課（小林和子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

まず最初のご質問で、地方税共通納税制度対応に係るシステム改修なんですけれども、これはeLTAXの関係で、法人にしろ何にしろ、今、特別徴収を一斉に進めているところでございますので、1つの事業者さんに何人もの雇用者がいらっしゃって、いろんな自治体から来られていて、給与支払明細書などを送ってくださいというようなときに、大きな人数がいらっしゃると本当に大変な作業になりますので、そういったものが基幹システム、ポータルを通せば、一度そこへ通しておけば各自治体に振り分けられていく、そういったものもありますし、個人さんのほうから納税するときにも各自治体への納税が速やかにいくと、そういったものになっております。そのための、本町では紀陽情報システムさんが基幹システムになっておりますので、30年度は紀陽情報のシステムをこのeLTAXに合わせるために、ちょっとさわらせていただく、そのためのシステム改修をさせていただいたと。

つけ加えて申し上げますと、今年度も同じこのeLTAXのシステム回収をしています。これはNECのほうでノートパソコンを1つ入れかえて、そして情報を全部入れかえているという作業をしておりますので、30年度の内容とことしの内容とは改修の中身がちょっと違うというふうにお考えいただければと思います。

2番目のところなんです。還付金のことでしたね。還付金は、法人さんと個人さんといろいろあるんですけれども。

委員（是枝綾子議員）

法人のほうをちょっとお聞きしたいと思います。法人の予定納税の関係の。

税務課（小林和子課長）

平成30年は総額で375万5,500円、29年度が197万1,900円という形

でお返しをしているという形になっています。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1点目の共通納税制度の分は、企業と個人の方に利便性を図るという目的というところのシステム改修ということですね。

税務課（小林和子課長）

そうです。国が全部調査で決めて、そういう形をとっていくという流れに来ておりますので、全てマイナンバー制度もかかってくると思うんですけれども、納税もそういう形をとっていくと。収納率も上げながら無駄な労力も省いていく。確実性をキープすると、そういう中でのeLTAXで始まったものですので、それがどんどん進化していると、そういう流れでお考えいただいたらいいかなと思います。また、カラーのこういうeLTAXのチラシも窓口に来ておりますので、またよければお渡しさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2つ目の還付金というんですかね。予定納税で納めていた分を、それほど税金がかからないような状況だったということで返したという分が、去年よりも多くなっているということですね。金額だけを見ればということですね。

税務課（小林和子課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

小林課長。

税務課（小林和子課長）

還付金だけ見ればそういう形になっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。あと最後、1つだけよろしいでしょうか。あと1点ですね。

59ページのところの町会議員選挙費のところなんですけれども、30年度の費用は事務用品の分が出ていますが、どのような支出でありましたでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

総務課（南 智樹課長）

町議会議員選挙費の事務用消耗品代というところでございますけれども、これにつきましてはポスター掲示板の購入という経費でございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

いいです。ポスター掲示板の購入費ということですね。わかりました。こんなに80何万もするんですね。わかりました。40何カ所あるから、そうですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。1款、2款については是枝委員、ほかにありますか。1款、2款についてはもう質問は。

委員（是枝綾子議員）

ここで一応。

委員長（三宅良矢議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。15時20分から再開させていただきます。お願いします。

（「午後3時07分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午後3時20分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

他に質疑ございませんでしょうか。前川委員。

委員（前川和也議員）

最後、私にとって総務は1点だけです。決算書の52ページ、総務費、是枝さんは防犯灯でしたけど、私は防犯カメラのほうなんですけども、30年度決算を見ると、60万円だったということで、で、4台設置だったということで、単純計算すると1台15万円ぐらいということでもいいでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

機械代が安くなってきておりますので、総額30万円程度で十分防犯灯は今設置できるような状況になってきております。

委員長（三宅良矢議員）

防犯カメラですね。

委員（前川和也議員）

防犯カメラ、1台、単純計算で15万ぐらいということですか。60万円で4台やから15万円ぐらいという。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

そういうことになりますね。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（前川和也議員）

全町的に何台ぐらい、今ありますか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

防犯カメラなんですけども、自治会で設置していただいている分が、平成31年度末ですね、38台。で、町で設置している分が11台ですので、合計49台稼働しております。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

続きの質問にちょっと関連してたんですけど、これ、設置費の半分がご当地の自治会負担ということなんで、基本的には自治会からの申請のスタートだと思うんですけども、その役場側とか、警察側からとか、プロの視点からここに置いてくださいと逆に要望するようなパターンがあるんでしょうかという質問やったんですけど、その11台はそんな感じのやつなんですか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

役場が設置した11台については、警察との協議というよりも、むしろ人が多く出入りするような、通行するような部分を中心につけさせていただいたと。例えば、どこなんだという話になりますと、駅前の駐輪場とかを中心に設置させていただいたというところがございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ということは、その地域地域、ピンポイントというよりかは、町民全体の公共の福祉に合致するみたいなところですよ。そういうところというのは。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

町が設置した分については、おっしゃるとおりでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

それは、じゃあ町側が全額負担ということになるんですね。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

最初の設置につきましては大阪府の補助金をいただいて設置した分となっております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ということは、自治会の負担はその分に関してはないということですか。

委員長（三宅良矢議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。終わります。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございませんでしょうか。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、また一般質問でしょうかなと思ったんですが、きょう朝から、ちょっとややこしい、ややこしいと言うて話が出ましたので、この機会にちょっと教えていただきたいと思います。

基金についてなんですけれども、これはふるさと納税、今いろんな形で財政調整基金やら、愛の福祉基金、公共施設整備基金に積み立ててるんですけれども、これで、もう今まで3年間使っていないのであれば、ふるさと納税基金ってつくって、そこから壊していくというのはどないですか。そのほうがやっぱり何に使うたかというのがわかっていくと思うんですけれども、こうやってばらばら、ばらばらっと、ほかのお金と一緒にたにするよりも、ふるさと納税の基金をつくって、で、何か用途があるときにそこから引き出していくというのはいかがかなと思っているんですが。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

ふるさと納税につきましては、使用方法については今後かなり検討させていただかないといけないなというふうには考えております。で、そちらのほうの基金にという形のものも1つかなというふうには考えておるんですけれども、ただ、財政調整基金に関しましては、本町はまだまだ財政調整基金の額が、実際町財政を運営する上で、当初予算を組むとかいろいろな形でいいますと、どうしても額がちょっとしんどいということもありますので、そういったものも総合的に勘案してやっていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。当初予算を組むに当たってですね、ごめんなさい、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

当初予算を組むに当たって、財政調整基金、これを抜くと不足だということでありましたら、その基金、予算を組むときに、ふるさと納税のところから出して組んだら、これ寄附してくださった方が何に使ったかというのが、そのやり方が多分一番わかりやすい。これ、ごちゃごちゃにしてしまうと、今は3年しかたっていないからあれなんですけども、7年、8年、10年たっていったら、わけわからんようになってくると思うんです。その点はいかがでしょう。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

実際、今の段階では、財政調整基金、愛の福祉基金、公共施設整備基金という形で3つに振り分けをさせていただいております。この振り分け方法に関しましては、ご寄附いただいたときに、ご本人さんの意思でという形でそちらのほうに積み立てているという現状でございます。そういった形で現状としては運用していったということですので、ご理解のほどお願いできたらなというふうには考えております。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

もちろん皆様のご意見があって振り分けているのも全部わかっています。一緒くたにしたって、ごちゃごちゃになるわけじゃなく、パーセンテージで分けることも簡単にできる。ただ、ご意見として伺いたかっただけで、すみません、ありがとうございます。結構です。

委員長（三宅良矢議員）

他に、ございませんでしょうか。

委員からないようですので、委員長の私のほうも質問したいので、副委員長にかわっていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。まず、キノコの関係で、単純には昨年度で終わって、3年間で

合わせて大体3,000万円投入した、そのうち町の負担は多分1,000万前後ぐらいやったと思います。国が2,000万あるとはいえ、3,000万の税金を使って、一たんもうこれで終わりましたで済むのではなくて、何らかの決算なり報告なりを最終的にはすべきやと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いいたします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

キノコにつきましては、3年の事業ということで、地方創生推進交付金もいただきながら実施したところではございますが、残念ながら新規に起業するところ、業者はなかったというところがございます。

今回、この事業をさせていただいて、残念ながら製品化には至らなかったんですけども、私どもとして何があかんかったのかなというふうなところを考えたときに、やはり新規起業に当たっては、別枠としてもうちちょっと金銭的に有利な資本の提供、そういうのも必要だったのかなと。あと、キノコについては、町内で生産してもらおうという条件をつけておりましたので、その辺もちょっと足かせになってしまったのかなというふうなところは、思いとして持っておるところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長、お願いします。

委員（三宅良矢議員）

ですので、何らかの形で総括として、こうなりましたというのは、明文化されるものは必要やと思うんです。3,000万円の税金は使ったわけなので。それが結びつかなかったということは、1つの区切りとして何らかの形でまとめるべきやと、総括すべきやと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。3,000万使って何もなしですよって、これはやり方としては一番あかんと思うんです。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

この業務については、本町のほうから商工会に委託して取り組んだという経緯もございますので、また今、議員おっしゃったことにつきましては、ちょっと商工会のほうと相談して、どういうふうなことができるのかは検討していきたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。わかりました。続けて質問させていただきます。

48ページのKIXの負担金の話で、ほかの是枝さんとかの意見とも多少かぶるところがあると思うんですけど、正直570万を払うだけの価値があるのかなというのがあります。この前、うわさで聞くには首長会議で、竹山さんが負けたことによって中心となって仕切る人がいなくなって、若干学級崩壊みたいな状況の会議になっていると。実際問題、これでやれるというたら泉州マラソンしか実質目に見えてできているものがあまりないということで、今後、じゃあこれが続いたからいうて、10年、20年先に何が待っているんだろうと示されるものが、KIXのツーリズムビューローのそういうのを探してもあまり見られないという中で、これをじゃあ500万、忠岡で負担し続けていく意義って何なんですかと。それこそ、これ以上同じようなことをするんなら脱退してもいいんじゃないかなと僕は思うんですけど、いかがお考えでしょう。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

ツーリズムビューローでございますけど、9市4町が連携して、観光事業や泉州国際市民マラソンなどのスポーツイベント、あとは食の魅力発信など泉州地域の認知度を高める事業を行って、要はインバウンド旅行者の増加と泉州地域の経済活性化を目指すものというところで取り組みのほうはさせていただいております。

現在のところ、ビューローは観光事業とマラソン事業を中心に運営を行っておるんですけども、観光事業については、本町にとっては観光資源が乏しいというところがございますので、集客、そして収入の増という面になると非常に難しいところもあると思うんですが、一方、先ほどから申し上げてるようなKIX泉州国際マラソンですね、これもビューローの事業でございますので、これについては認知度も高いですし、恒例のイベントともなっておりますので、引き続き9市4町の連携した枠組みの中で参画して取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

でも、そうやって結局ずるずる払い続けていくことで、要は役員になる首長系がまとまらへん中のそういう団体に570万円前後のお金を払い続けていくという、要は住民に対

する説明責任が僕としては果たせないと思うんです。それについてどのようにお考えなんでしょう。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

首長同士の中でいろんな話があったというのは、ちょっと私どもには正式なアナウンスとしては聞こえておらないところでございます。先ほどもお金の計算の中でとんとん計算になりますというふうなことを説明させてもろうたと思うんですけども、一定今までお支払いした金額と同じぐらいの金額の負担で観光事業、マラソン事業が行われるのであれば、引き続き参画のほうはしていきたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。これ以上言うても同じなので、この質問は終わります。続けていきます。すみません。

選挙費なんです。選挙の投票なんですけど、投票率が年々下がって、58ページですね、選挙費。年々投票率が下がっている中で、やっぱり周囲を見渡しても、行きたくても足がよぼよぼ過ぎて行けないという方が、実際問題どこの市町村もふえてきていると思うんです。で、選挙前の取り組みの一環で、最近でしたら移動投票所といったようなことで、車で投票箱を積んで移動投票させるような取り組みをやっている自治体もあるとは聞きます。忠岡町も希望者全員にしてしまったら、それこそ收拾がつかへんと思うんで、介護度とか、そういう状況を見て、そういった取り組みというの進めていけないかなと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

総務課（南 智樹課長）

今、委員長お話の選挙における投票所の移動投票所というところの運用をしておるといふ団体につきましては、私も何団体かあるというような話は聞いたことがございます。本町については、今そのような手法でやっていないというふうな状況でございますけども、今後そのような必要性を鑑みまして、先進のやってる団体を参考にさせていただいて、必要に応じて検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長、お願いします。

委員（三宅良矢議員）

あと、採用関係なんですけど、一般質問でもさせていただいたんですけど、就職氷河期世代を対象にした採用方式ですね。来年度以降でご検討いただけるということで回答はいただいたんですけど、やっぱりことしの採用でその方式を取り入れることって難しいでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

秘書人事課（中定昭博課長）

ご質問の点でございます。9月議会の一般質問でもご質問いただきまして、検討していく旨、答弁をさせていただいておりますが、今年度というか、次の4月採用の件につきまして、現在鋭意作業しております。その中で、この世代の採用についても検討をしているところでございます。その世代のみを対象にするのか、枠を広げるのかであったり、公務員経験を求めるのかといったところでございます。また、その世代のみを対象にするのであれば、試験内容を難易度をちょっと下げるといいますか、大学をすぐ出た者と同じ内容のテストではなかなか難しいところもありますので、そういったいろいろな点、あらゆる角度からちょっと検討を進めているところでございます。今のところ、次のところでそれが導入できるかというのはお答えすることができない状況でございます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

あとは、災害関係で幾つか質問させていただきます。事前にお伝えはしているのですが、ある程度お答えもいただくと、キャッチボールもできてるとお思いますので、次々と順を追ってさせていただきます。

公共事業の災害時のほかの市町村、周辺市が指名登録に登録業者で登録するときに、その市と何か災害協定を結ぶと。要は災害があったときに、ここはうちの泉大津の業者なんです、泉大津の災害復旧に対して協力しますという覚書ですよね、を交わしているところが結構、岸和田、泉大津とかあるとはお聞きしてます。忠岡もそういった取り組みをして、それが100%その企業を拘束するものではないとは思いますが、鋭意努力していただくということを意識していただく意味では、個々に企業にお願いするべきやと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

町では忠岡町の建設業組合、今、代表は大谷建築事業所が担っていただいておりますけれども、その建設業組合と災害時における応援に関する覚書を締結させていただいております。また、防災訓練には毎年参加をいただいているところでございます。

昨年の台風は、町にとっても経験のない災害でございまして、学ぶべき部分も非常に多かった中で、今後は同組合とも連携を密にしながら災害対応のほうは行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

個々の企業とのことについての質問は、どのように回答いただけますでしょうか。登録するときに、忠岡町で登録して、忠岡町の業者やったら、これを書いてねというようなことで説明して、できないんですかということです。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

業者登録のときに求めるべき書類とかいうところもあるかと思っておりますので、それはまた事業担当課、総務課になるかと思っておりますけれども、そこの相談の上、近隣の状況も参考にしながら研究のほうをしてまいりたいというふうに思います。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

次に、減災対策に行きます。僕も一般質問で何度かさせていただいてるんですけど、災害の未然防止には転倒防止関係が一番有効やということで僕は認識しています。阪神・淡路では、自宅内で亡くなったり、けがする人が6割以上ということで、これ何度もお伝えしてるとは思うんですけど、実際問題、家具の転倒をしっかりとすることで、屋根が落ちてきた、崩落してきた、今、建築基準法上、そんな弱いところはないとは思いますが、一定そういったことで必然的にけがする人が減るというような措置をすることが、例えば公共事業で道路をでかくするとか、無電柱化にかける金額に比べたら、はるかに効率よく、はるかに安価にできると思ってるんですけど、そういったことに対する認識と検討等はい

ただけないでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

転倒防止器具でございますけど、器具の種類や取り付け方法によって効果には差があると。例えば、一般的なL字型の金具についても、要は上向きにつけるのと下向きにつけるのでは効果に差が出るというふうなところも認識しておるところでございます。転倒防止器具については、若干福祉部門のほうで補助制度等があるところではございますけども、転倒防止器具を初めとする災害に対する備えについては、町のホームページに掲載するなど周知のほうは今後また図っていきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

ですんで、そういった転倒防止に関して、福祉部門はそれは障がいなり何なりあると思うんですけど、そういった方向性に関して何ら予算検討とか、方向性検討はしていただけないですかね。L字型金具で家に穴あけんでも、今、壁紙に張りつけるやつでも、かなりでっかいたんすが倒れへんようになるやつなんかがあるみたいなんです。この前ちょっとそういう防災展に行ってきたんで、実際問題これぐらいの効果がありますというたら、かなりでかいたんすまで対応できると。こういったのがしっかり固定されてることで、けがする人を防ぐということは、イコールそれだけの災害時に、手間をとらざるを得ない方たちを減らすことができるという有効な手段やと思うんですけど、そういったことに関して積極的に展開できないのかということ、どのようにいけないのでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

予算的なこともございますので、慎重に検討のほうは進めていきたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

予算の面も含めて、大体この金額でということ、また質問させていただきますので、またよろしくをお願いします。

次です。防犯メールです。ことしから始まりました防犯メールについてなんですけど、現在の登録状況はいかほどのものでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。10月当初の時点での登録件数は111件となっております。

委員（三宅良矢議員）

委員長、すみません。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

それで、今後その登録推進に向けてどのようにされる予定でしょうか。目標はどれぐらいなのかということと、お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

ちょっと今の時点で具体的な目標数値というものは定めてはおりませんが、この防災メールにつきましては、ことしの8月に導入させていただいたところがございますので、引き続き広報紙等で登録については呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

また、これも詳しくはまた別で相談させていただきます。

すみません、次なんですけど、あと、前にも同じく提案させてもらったことがあるんですけど、スポットクーラーですね。冷風機というやつ、多分ご存じやと思うんですけど、そんなを例えば体育館等の避難所用に何か備えていただけないかなと。電源、電圧に関しては、クーラーの機能を持ったやつよりもかなり低い10分の1ぐらいの電力量でできるということなので、例えば800キロワットのよく市販されてるような発電機で5台も6台も使えると思うんです。そういったものを活動して、災害時ですよ、避難所等で導入、避難対策で特に夏場の。この前千葉の9月、灼熱の日に結構な世帯の方がしんどいところで過ごされたとあるので、現実問題いつ起こるかわからないと考えれば、そういった

のもためておく必要があるのかなと思うんですけど、まずいかがお考えでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

スポットクーラー、冷風機でございますけども、多種多様の製品があるというふうなことを認識しております。中には、クーラーを利用することによって、局所的に冷えはするものの、いわゆる排熱があまりにも暑く、全然意味をなさないというふうなことも事例として聞いておりますので、効果的なものがあるかについて研究のほうをしていきたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

冷風機なんで、排熱がほとんどないんですね。1. 何キロワット使うクーラーとかやったら排熱が要りますけど、冷風機なんで、そんなに排熱はないです。実際見てきました。そんなところに気をつけるのではなくて、ほんとにそういういざというときの備えに対してどうしていくのかというところをめどに導入していただきたいと思うんですけど。例えば、それを体育館とかにつけていただくんやったら、ふだんは例えば中学校の部活の子らに使ってもらったら、そういった意味では彼らの部活のスポーツの支援の延長線上になるわけじゃないですか。別に災害時のときだけ使えというわけじゃなく、そういったときにも活用していただいたらいいのかなと思う。部活で使うのがベースで、災害時に転用できるというのでも全然ええと思うので、そういうような使い方で導入を進めていただきたいと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

まずは、どのような製品があるのか、どれぐらいの効果があるのかというところの研究から始めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

あとは、去年の災害対策を受けてなんですけど、これは多分条例とかいらわな難しいことになると思うんですけど、例えばマンションですよね、あの災害のときにエレベーター、ポンプが動かない、マンションでも何階以上だと動かないじゃないですか。例えばですけど、条例とかいらって、今後ですよ、新築のマンションについては最低限エレベーター、ポンプをくみ上げる電源、自家発電何時間以上は備えるべきとかいうような条例化とか、そういう制度化ってできないものでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

マンションとかでしたら、恐らく建築基準法や消防法で非常用の照明設備や排煙設備、あとスプリンクラーなどの消防設備を稼働させるような予備電源、非常電源の整備は義務づけられておると思うんですけども、エレベーターや給水ポンプについての要は義務づけというのはなかったかというふうに思います。ちょっとこの辺については詳細はあれですけども、今の時点で条例等でうたうというのはなかなか厳しいものがあるのではないかと、いうふうに認識しております。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

別に町の負担がふえるわけではなく、開発する業者が負担して、購入する方が薄く広く、今後負担することであると思うんで、特段そんな難しいことではないと思うんですけど、そういうことは検討していただけないですかね。これは僕らを守るというよりも、その人たちの生活をいざというときに守るといふものの基準なんで。

建設課（谷野栄二課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

建設課（谷野栄二課長）

建物の話が出ましたので、私のほうから少しお答えさせていただきます。

まず、現行の法令におきまして、非常時の電源として必要なのは、まずは避難のための照明器具、非常照明と言うんですけども、建屋の中におられる方が最低限外に逃げるための照明器具、これは一定法律で義務づけられております。それともう1つは消火ですね。初期消火を行うための消火ポンプのための非常用発電機、これも法律で義務づけられております。この2つは、建物防災の上で欠かせないものということで、従来から法定で定められているものであります。

ご質問の給水のための電源ですけども、これは今まで検討もされたことは恐らくないと思います。また、従前は建屋の上に高架水槽というものを設けて、一たん水を上げて、その水圧で給水するという、3階建て以上の建物はこういうのが多かったんですけども、最近は設備が進んでおりまして、高架タンクを置かずに、加圧給水ポンプと申しまして、受水槽に圧を加えるポンプを入れて、その圧で水を上げていくというところが主流になっていきます。この隣の府営住宅もそのような設備になっております。

それは動力にかなり大きな電源を使いますので、そこに非常用電源を置こうと思えば、かなり大きな動力の発電機を置かなければいけないということになりますね。一たんそれを置くとなると、設備費用にすると数百万円かかると思います。それをもって条例で置くというのは、ちょっと現実的ではないかなというふうに考えるところであります。

そうなったときに、その施設を管理している側がどのように考えるかだと思うんですね。行政が、民間もしくは他の団体が持っている電気設備に非常用電源を突っ込むということは、これはちょっとあり得ないですね。壊してしまう可能性がありますので。そこを管理している会社がそういう非常時に、例えば外部電源を持ってきて、動力用の発電機を持ってくれば、その電源に直接つなげばポンプは回りますんで、そのような対応をその施設の管理されているところがどう考えるかというふうなことではないかなというように考えます。

以上です。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません、僕は全然今の説明で理解し切れなかったんで、どう答えてええのかがわかんないんですけど、ひとえに言うたら、そんなん条例化できるわけないやん、そういうことをやってるところはないよねということでもいいんですかね、答えとしては。ないということでもいいですか。そんな条例で厳しくしている市町村はないということ。

建設課（谷野栄二課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

建設課（谷野栄二課長）

まず、条例をつくるということは、一応法律で定められた範囲の中でしか条例で制限することはできないんですね、基本的には。そういった意味では、つくることはちょっと難しいというふうに考えています。もし独自でつくるのであれば、そうした発電機に対する例えば自治体側の補助というやつを充実させておかないと、これは事業者側から受け入れられないというふうに考えます。一たんつくと、それは住宅以外の全ての建築物にということになってまいりますので、その辺の負担が出てくるのではないかなということで、条例化でそれを義務づけるというのはちょっと現実的ではないかなというふうに考えております。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

それをやっているところはないんですよ。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

建設課（谷野栄二課長）

あらかじめ備えつけているところはないと思います。

委員（三宅良矢議員）

じゃなくて、条例化されているところはないんですよ。

建設課（谷野栄二課長）

私の知る範囲ではないですね。けど、例えばこの庁舎なんかも、防災上で使わなければならないということがありまして、例えば地下の汚水ポンプなんかは非常用発電機につながっておりますので、水をくみ上げることができる。これは施設を使う側の考え方でそういった設備を整えてるんですけども、住宅なんかにおきまして、ある一定の規模の住宅でそうした危機管理というんですかね、そういうところは施設の管理側で考えるものかなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。そういうことで、また調べます。副委員長、すみません。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっと何点か聞きたいことがあるんですけど、あと2点ほど。

先ほど、自販機のこと、地代を取ってないとか、どうのこうのとあったんですけど、最近でしたら防災機能を備えた自販機というのが結構いろんな自治体でとられてますよ

ね。多分担当の方とか、いろいろ見てると思います。早い話、地代なんか別に要らんから、要はうちは組合ですよ、あれ管理してもらっているのは。ちょっと組合さんに頼んで、そういうようなタイプの、例えば非常時にはフリーWi-Fiを使える、この前ちょっと田辺市にあったと思うんですけど、ハンドでぐわーっと回したら、停電しててもジュースが落ちてくる、飲み物が落ちてくるという自販機もあるそうなんです。要は、そういうのを備えてくれるんやから、いざというときの協力体制はあるから賃料は要らんよとか言ったら、多分住民さんからしても理解していただけると思うんですけど、今後そういったものの検討もお願いできないでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

総務課（南 智樹課長）

自販機の使用料等のお話もあったというようなところの関連でということでございすけども、今、委員長が言われたそういった防災機能を備えた自販機の設置というようなところは、現状、シビックセンター南館に設置しているあの場所というところによろしいですかね。

委員（三宅良矢議員）

今言うてるのはそこです。

総務課（南 智樹課長）

ああ、そうですか。だから、そういった防災機能を備えた自販機もあるという認識はしてございますので、今後、先ほど来の問題点も総合的に、今おっしゃっていただいたところも含めまして、盛り入れた中で検討させていただくというところによろしく願いをいたします。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。以上になります。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

他に。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、三宅委員長が今言うかなと思ってたんですけど、言わなかったんで、朝の

三宅委員長の質問の中で、ササイさんの土地の契約があったと思うんです。来年3月に土地の契約、また更新になるんかどうかわからないですけども、これは南課長、入札される気はないんでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

一応今の状況におきまして、入札というようなところは正直考えていないというようなところでございます。確かに入札すれば、今契約している賃料よりも大幅に高い額でというようなところの事業者もひょっとしたらあるかもしれないというところの認識はしてございますが、今回、ササイとの満了するというようなところ、10年が経過したところで、また、その設備投資にかかる費用等も相手さんが考えた場合、先ほども申し上げましたように、今後の意向としてもぜひとも引き続きお借りしたいという旨の確認はさせていただいてるところのお話はさせていただいたところでございます。

その中で、賃料、条件面、特に賃料ですね、というようなところを重点的に置きまして、現行の賃料以上にちょっとただけというようなところも含めて、協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いをいたします。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

現行の賃料、500円ですよね、たしか。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

現行、730円でございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（松井匡仁議員）

コベルコさんが730円ですよね。ササイさんも730円ですか。

総務課（南 智樹課長）

ササイが現在730円でございます、従前、コベルコにおきましては当初坪単価50

0円というところであったんですけども、3年前に新たな契約でというところでやりました。その時点においては、現在850円というようなところでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それ以上に出したいと、それでも借りたいというお話があったということでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

協議させていただいたところの分につきましては、まずもって満了のご意向というふうなところでの確認をさせていただき目的でお話しさせていただいたというところございまして、今後、数度協議させていただき中で、その賃料の部分については当然やっていくというところで、現在においては相手さんのご意向の中では、その賃料のお話は今現在についてはないというようなところでございますので、それは本町のほうから打診をするというふうなところで今後協議をしてまいりたいというふうに思います。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。何か本町のほうから出すに当たりまして、これだけの賃料というものの参考になるのは、もちろんコベルコということになりますね。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

そうですね、真隣のコベルコというところで、3年前での契約時においては、先ほど申し上げた850円というようなところでございますので、最低でもそのラインはというところで本町については思っておると。ただ、その当時から3年がたっておるというようなところでございますので、専門的なところの見解からも、それも踏まえて、コベルコの現状の額も総合的に踏まえながら、極力高い額でというふうなところを町として訴えていきたいというようなところで思っております。

委員（松井匡仁議員）

わかりました。入札するには時間があれですんで、また南課長とお話をお伺いしたいと

思います。ありがとうございました。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、61ページから76ページの第3款 民生費につきまして、担当課の説明を求めます。

（担当課：説明）

委員長（三宅良矢議員）

説明は以上のおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず1点目は、ページ数がちょっとわからない、福祉バスの運行に関してなんですが、ページ数では福祉バス委託料って、どこかに出てましたね。62ページ、最初のほうで、すみません。62ページの福祉バスの自動車リース料とか、運転手の賃金とかですけれども、に関してです。

これも土曜日の運行、本当は土・日もなんですけども、運行と、それと逆周り、反対周りのコースを運行してほしいという要望が強くありまして、これは便利にすればもっとも、お出かけ応援バスの的にすれば、乗る人ももっとふえてくると思いますし、ひきこもっていないでお出かけしていただくことが、そういう介護の予防につながっていくというふうなことになるかと思しますので、ぜひそれを実施していただきたいというふうに思いますが、これはアンケートとかは町のほうでは何かとっていらっしゃいましたか、福祉バスに関して。

あと、今、高齢者福祉計画、介護保険計画か、何かアンケートが回ってませんか。ちょっとそういう要望についてはどのように出ていらっしゃるかというところですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

福祉バスに関するアンケートですけども、今の介護保険の計画の前の年にアンケートを

させていただきました。そのときには、有料でもいいからもっと多くとか、どこそこにバス停がないんで、要望というのが記載されてた状況です。で、以前から土曜日の運行であるとか、そういうのはお伺いしているところですけども、できるだけその費用がかさまず、利便性が増すことができないかというのは検討しているところですけども、今のところなかなか難しい問題でございますので、ちょっと費用的にも土曜日運行になると、以前にも話しさせてもらいましたが、六、七十万ぐらいの費用がかさむということもございましたので、できるだけ費用がかさまずにどうにか運行できないかというのは日々研究しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

これは一般質問でも河野議員がいつも質問させていただいてますけれども、土曜日の1日分ということで、費用的に六、七十万ということですね、土曜日の1日分だけで。土・日で六、七十万ですか。土曜日だけですね、1日だけで。

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

午前中もふるさと応援寄附金で、愛の福祉基金に1億1,330万9,000円も寄附がありまして、お金がないということではなく、そこからも使っていただけたら、1億あるんやったら六、七十万使っていただいても、10年分ぐらいはいけると違いますかということもありますので、やっぱり目に見える、皆さんに喜んでもらえる、また効果もある、健康の増進になる、ほんとにすごくいいことになると思いますので、せっかく忠岡は無料で福祉バスを運行しているというところでは、なかなかこの泉州地域では泉大津と忠岡だけなんですね。ほかは有料のワンコインバスということになっておりますが、無料で、町域は狭いのでね、お金を取ったらもっと遠くまで連れていけと言われると思いますけど、そういういいことをしていただけてるんで、これはやっぱり検討していただきたいなということで。お金がないと言うから、ありますやんということで。よろしく願いしますと。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

ふるさと応援寄附金の使い道ですけれども、我々の一存ではどうもあれですので、財政と企画部門と相談しながら、どういった方法がいいのか、それが来年度なのかどうかもちょっとあれなんですけれども、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくをお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

要望も多いですし、町のほうも運行したいという思いはあると、担当がということで、ぜひよろしくお願いたします。

それと、福祉バスでもう1つお聞きしたい点は、ピープルの朝と夕方、朝の一番と夕方の最終で、ピープルライティングスクールからの利用者の方を運ぶと、乗せていくことになっているということなんですけれども、それは経緯からして、旧福祉センターの中で作業所をやっていたというところが、そこを閉めて、そっちのほうに委託したという経緯があり、当時はそういう送迎がなかったということで、やむなしということの経緯というのは聞いております。

そこからもう20年以上、ひょっとしたらたっているかと思えます。そろそろピープルライティングスクールが送迎するべきではないかと。ピープルライティングスクールから山手の和泉市のほうは送迎されてはるそうで、ピープルのほうがね。何でこっちの忠岡町は送迎してくれないんだろうかと。福祉バスがあるから、それに甘えてされていらっしゃるのかしらということで、朝夕の便がちょっとイレギュラーな、バス停を飛ばしたりとか乗れない区間がありますよね。ということもありますので。ずうっと普通どおりに行って、みんなも、ほかの方も乗れるんやったらいいんですけど、飛ばして行きはりますね。それっておかしな、皆さんのお家に配られたもんやから、余計ちょっとおかしいんじゃないかというのに皆さんお気づきになりましたので、そろそろピープルライティングスクールで送迎をしていただく時期に来ているんじゃないかなというふうに思いますが、町のバスで送っていくということがどうなのかなというね。これはいかががお考えでしょうか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

経緯につきましては、議員おっしゃるとおり、旧の福祉センターで作業所があって、それでピープルさんで作業所をしてもらって、その足というんですか、移動手段として始め

たものです。もう20年以上たってると思います。で、議員さんおっしゃるように、和泉市の方の送迎をしてはるというのは、ちょっと我々もあまり把握してなくて、基本あの作業所自体は自力で通うというのが大原則と私は認識しておったんです。ですので、その辺ちょっとどういうふうにして和泉市さんの方を送迎してはるのか。今後、一応その作業所が移ったんで、補償の意味を込めて福祉バスを使って移動という形はしたんですけれども、今後そのピープルさんのバスが利用できるのであれば、それにこしたことはないでしょうけれども、その辺、送迎加算を取れる状況なのかどうか、また、別途費用が必要なのかどうかもありますので、その辺はちょっとピープルさんと協議してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

福祉バスのほうは以上です。

それと、忠岡町の社会福祉協議会への補助金についてちょっとお聞きいたしたいと思えます。3点ほどあります。

かなり町の社協への補助金が、いろんな項目、いろんな事業ということで、補助金ではなくて委託とかさまざまなお金が渡ってると思うんですけれども、どの項目というんですかね、どの事業やら補助項目がそれに該当してて、その総額で幾らになるのかというのをお教えいただきたいんですけれども。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

社会福祉協議会の支出ですけれども、まず63ページに補助金として、町社協補助金1,791万8,000円がございます。その他といたしまして、62ページに委託料として、コミュニティソーシャルワーカー事業委託料530万円、その下に小地域ネットワーク委託料700万円、その次に障害福祉費で、64ページの一番最後に障害者社会参加促進事業委託料88万8,936円、次に66ページですね、高齢者福祉費委託料で、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託料27万7,817円が、以上になります。

委員（是枝綾子議員）

最後のは何ページですか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

66 ページです。高齢者福祉費の委託料になります。

委員（是枝綾子議員）

生きがい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

はい、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託料になります。

あと、社会福祉施設費の委託料で、施設管理委託料として、総合福祉センター運営管理委託料810万3,601円、老人いこいの家運営管理委託料437万6,562円、これが施設管理として支払っているものでございます。

委員（是枝綾子議員）

総額で幾らでしょう。

高齢介護課（泉元喜則課長）

総額で言うと4,386万4,916円になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。多岐にわたって、项目的には7つぐらいのところに分かれて、総額で4,386万4,916円ということでされていらっしゃるということですね。で、社協の職員さんというのは7人ぐらいいらっしゃいましたか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

正職6名と、臨職というか非常勤で1名でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ほぼ数字から見たら、人件費補助的な形になっているかと思えます。で、それぞれ委託をされたら、報告書なりいろいろと上げていただいております。指定管理ですかね、どれとどれとが。福祉センターといこいの家が指定管理で、あとは普通の委託ですかね。ということでしたか。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

そうですね、委託事業はコミュニティソーシャルワーカー事業、小地域ネットワーク事業、障害者社会参加促進事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、この4つが委託事業で、施設管理としては福祉センターといこいの家が施設管理でなっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

以前、指定管理については報告書をきちんと、計画書と絶対出さないといけないということで上げていただいて、出してもらおうというか、出すようになったという経緯があったかと思いますが、ほかの委託事業についてはどのように報告等、計画等、委託ですからね、どのような、丸投げ委託なのか、忠岡町でこのようにということとちゃんと委託の中身を仕様書をつくって、このようにやってくださいと指定してやっていらっしゃるのか、どういう委託の仕方をされているのでしょうか。指定管理以外のところでは。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応、コミュニティソーシャルワーカーであるとか小地域ネットワーク自体は、町で要綱を定めておりますので、その要綱に従って事業を運営していただいているところです。で、それぞれ、補助が当たっておりますので、府に対して報告するに当たって、それぞれ相談件数何ぼであるとか、活動状況とかを報告していただいているところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国とか府とかから補助をもらっている分ということで、忠岡町も負担割合を出しているという事業だということですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

国は入ってないです。府補助だけでございます。

委員（是枝綾子議員）

国と府の補助として。

高齢介護課（泉元喜則課長）

すみません、社会参加は国が入っているみたいで。地域生活支援事業で。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたらそうなってくると、あと残りは町社協補助金というところが、国とか府とかの制度ではなく、町独自の分ということになってくるかと思いますが、町社協の補助金の1,791万8,000円というのも、この補助の根拠というんですかね、どういったところでこの金額でお出しになっているのかと。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

社協全体の費用から、町の委託事業、それと大社協、大阪府の社会福祉協議会からの補助金等を差し引いて、残り足らずの分は忠岡町が人件費として補填するという形になっておりますので、今回の補助金といたしましては1,791万8,000円を支出しております。で、平成30年度なんですけれども、忠岡町の財政もそれほど潤沢ではございませんので、社会福祉協議会が保有している地域福祉基金を取り崩しをお願いいたしまして、1,500万円取り崩しをお願いしているところでございます。で、町の補助金が1,791万8,000円になったというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、町の社協の職員さんの給料の補償というところでいろいろ出ていますが、

福祉センターの運営管理委託料とかいこいの家とか、それは福祉センターの運営管理の委託に当たっている方の人件費やら、そういったさまざまな補助ということで根拠があるわけですね、何名分とかですね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。この社会福祉施設費の総合福祉センターといこいの家につきましては、社協自身の職員の人件費は含んでおりません。ですので、町社協補助金の中に、社協の職員、施設管理をしている職員の分の人件費は町社協補助金の中に含まれているという形になります。実際に、福祉センターといこいの家の管理運営に当たってくれている方の賃金については、この中、社会福祉施設費の中から支払われているというところでございます。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私ももう少し詳しく調べてから、そしたらまた人件費の補助の部分とか、何人でこれを運営しているとか、またその辺を調べた上で、再度聞き直していきたいと思いますが、ここで確認なんです、社会福祉施設費の総合福祉センターの指定管理の委託料は、それは社協の人が当たっているわけですか。社協の職員さんが直接やっているんですよね。誰か雇ってはるんですか。違いますよね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

指揮命令は社協のほうにお願いしているんですけれども、職員さんを雇用して管理に当たっていただいているというところです。臨職さんですね。臨時職員を雇用して。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい、すみません。町の社協の補助金とか委託とか、お金の流れとか人件費、何人とかいうふうなのが、これだけではよくわからないので。なぜお聞きしたかという、社協は社協で活動費とか、さまざまなことで賛助金というんですかね、集めていらっしゃるったりとか、お金を持っていらっしゃるということやらで、その中で賄えているんじゃないかと思ったら、賄えないわけなんですかね。ちょっとよくわからないですけど。ということで、町が補助を出している意味というのは、それだけでは賄えてないから不足分を補填すると。最初おっしゃった社協全体の不足分を補填するということでされているということですね。補助金を出すのに、要綱なり何かあるんでしょうかね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応、忠岡町と社会福祉協議会のほうで取り決めはされております。

委員（是枝綾子議員）

協定か何か。補助金要綱なり、社協に関しての何か補助要綱というのが。

高齢介護課（泉元喜則課長）

補助要綱とは別に、一応そういう人件費補助をしていくというのは、双方確認文書は取り交わしております。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。また、いただきたいと思います。

はい、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと長くなってしまいましたが、忠岡町の社協の人数が、あの人数で適正な人数なのかどうか。仕事が回っているのか、いや、ようけ雇い過ぎているのか、その辺はよくわかりません。人件費といっても、全部町の職員さんとまるつきり同じ給与表ということで、そういった形でされているということなので、町のほうはぎりぎりの人数で、人件費を削って努力しているということではありますが、社協のほうはどうなのかわかりませんし、足りているのか足りてないのか、努力されてる、いろいろあるかと思えますし、必要な事業をしなければいけないのにできてないというのであれば、それは足りないでしょうし、その辺の分と人件費の補助というところで、また私たちも見ていきたいと思いますが、やっぱり福祉センター、土・日もあけてほしいというお声もありますので、そのあたりをあけていこうと思ったら、さらなる補助金が要るということであれば、また考えないといけないしということもありますので、まだまだやらなければいけないさまざまなひきこもり対策とか、よその社協とかではいろいろされているとかいうことが、忠岡ではまだこれからとか、ボランティアのセンターのそういういろいろな運営とかもまだまだというところがあったりで、ちょっといろいろと事業について、またやらないといけないのに、なかなかこれからというところがあるのであれば、また補助の中身とかも考えていかないととか、どういう努力をされるのかとか、忠岡町が委託をするところを、また別のところに委託するという場合も、社協がやっている事業をまた別のところとするとか、いろいろそういう全体の計画の中で考え直していただかないと、なかなかこういうことをやってほしいなと思っても、あまりしていただけてないこともあるかなと思いますので、そういった点で今後いろいろとまた私どもも研究していきたいというふうに思いますので、資

料もいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

で、そのひきこもり対策について社協はどう考えていらっしゃるのか。忠岡町がするのか社協がするのか、私はちょっとよくわかりませんが、ひきこもり対策については忠岡町はどのようにお考えでしょうか。今、社会問題となっています。5080問題と言われている、これについてはどう取り組んでいらっしゃるのかということ、ちょっとお教えいただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

答えられますか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

ひきこもり対策なんですけども、随時、地域福祉課のほうで相談のほうは実は3件ほど今かかわっているものがございまして、なかなかひきこもり問題というのは難しく、把握がなかなか難しいものだと思っております、実際相談も少し上がってはきてる中で、また相談できるところとかというのをいろいろ紹介とかさせていただいたりとかということで、とにかく相談いただけたらということで、こちらのほうは思っております、大阪府のほうでもひきこもり相談の窓口といいますか、電話相談ができるところとかありますので、相談がありましたらそういったところを紹介していくというふうな形をとらせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ひきこもり対策は忠岡町だけするのはなかなか大変だから、どことも地域の社協と協力してされていらっしゃるんですけども、忠岡町はまだそこまでは行っていらっしゃらないですね。取り組まれてるんやったらいいんですけども、どういうことなんでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

社会福祉協議会とのかかわりといいますか、については、必要に応じて、今事業とかもそうですけども、忠岡町住民の方で何かありましたら、コミュニティソーシャルワーカーがおりますので、その方に連絡をとって一緒に訪問に行ったりとか、そういったことをしておりますので、今、ひきこもりの方でなかなか家へ行くことがまず難しいかと思うんですけども、一緒に相談しながら対応策等を検討していけるものだと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何かその事業計画等ですね、そういう関連諸機関とのそういう対策会議ですか、連携の会議とかは持っていらっしゃいますでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

今のところはやってございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

また、連携してね、いろんな諸機関との連携というところでの対応、対策的な会議、連携会議ということや、さまざまな事業計画とか、そういったものも今後必要になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひそれは社協の大事な1つの活動として、忠岡町が協力して進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

すみません、どんどんと行きます。あと、児童発達支援事業についてです。65ページですが、これ金額を見てびっくりということで、児童発達支援は、放課後デイとか児童発達支援のお子さんが非常にふえて1億円を超えましたということで、去年、8,600万ほどだったんですけども、これはかなり対象者もふえていくし、行く日数もふえていく、1人当たりの分もふえていくということで、ちょっと必要なことだとは思いますが、非常に必要なことだと思っておりますけれども、かなりこれが増加しているというところはちょっと気になっているところであります。

今後、ちょっと国の動向というのは、これはこのままこないして続いていくわけでしょ

うか、制度として。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

今のところは特に何も示されてはおりませんので、多分国もわかっているのではないかと、給付がすごい伸びてますので。何らかの方策は打ってくるのかなと思ってますが、今のところは何も通知等ございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

去年が47人で、放課後デイが。ことしが57人ということで、児童発達支援の人数はそのまま変わらず7人ということでありますから、やっぱり10人ふえたら大きいんですねということで、町の負担ですね、忠岡町の負担についてはいかほど、この1億のうちどのくらいあるでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

こちらのほう、国の補助がございますので、国が2分の1、大阪府が2分の1ということになりますので。大阪府が4分の1です、すみません、になりますので。

委員（是枝綾子議員）

2,500万ぐらいですね。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

になります、はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。

あと、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、子どもの医療費助成のところですけども、これも拡充をしていただきたいということで、この年度、中学校卒業まで拡充された年でしたか。68ページですね、すみません。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

平成30年度に中学校3学年に拡充しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

3学年拡充されて、単純な比較はできないんですけども、前年度と比べてどの程度、3年間拡充した分の費用というのはふえたと思込んでいらっしゃるのでしょうか。見ていらっしゃると思いますかね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

昨年4月から小学校卒業年度末から年齢を3歳引き上げて、中学校卒業年度末までに助成した金額ですけども、年度が3月から2月の11カ月になります、医療の年度でいきますと。11カ月で年間744万5,194円の医療費助成という形の支出になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。前年度との比較ということで、11カ月という条件つきですけど、744万5,000円増加したということでありますね。わかりました。高校3年生までというんですか、その辺まで拡充をするとすると、どのぐらいの医療費の増というふうに見ていらっしゃるんですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

実際、ちょっと細かく3学年ごとを、30年度ですけども、お調べさせていただいた結果、実際中学校3学年がそれなりに年齢も重ねていますので、医療費助成的には少ないのかなというふうな形を見ておったんですけども、実際この中学校3学年、11カ月ですが、これ12カ月に換算すると800万を超えてきますので、やはりちょっと部活動とかもあって、けがとかもある部分もあるのかなという部分で、一番高い結果的には年齢層といますか、3学年になったという結果になっております。

すみません、ですので、恐らく同じような、中学校3学年の助成額ぐらいの程度は支出が必要ではないかというふうには見込んでおります。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

主要な施策やったかな、どこかで、大阪府が実施している部分は大阪府のほうで見て、大阪府がやっていない就学後の分ですね、就学前しか大阪はしてませんでしたね、就学前でしたかね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

健康こども課（谷野彰俊課長）

大阪府の制度は就学前です。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。そしたら、小学校へ上がってからのお子さんの分というところで、忠岡町が見ているということですね、ほぼね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

あと、所得制限がございますので、大阪府の場合は。その就学前のお子さんにつきまして、所得オーバーの世帯につきましては町制度で見えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

これは忠岡町独自で頑張って高校3年生まで拡充するというのはほんとにやっていただきたいんですが、本来、医療のことは大阪府がもっとせなあかんというふうに思うんです。大阪府は全国で一番おくられている県ですね、都道府県でいったら。3県ぐらいですかね、小学校へ上がるまでしかやってないというのは。だったと思います。大阪とどこかどこかで、ちょっと忘れましたが。違うかな、何かほんまに5つの県ぐらいでしたかね。ちょっとそのあたりで、大阪府に対しては、この子どもの医療費助成の年齢拡充ということは要望はしていただいているかと思いますが、していただいていますか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

健康こども課（谷野彰俊課長）

大阪府に対しても、拡充に向けて要望は毎年行っているところでございます。また、国におきましても、この医療費につきましても、やはりどこの市町村、他府県の各市町村で受けるに当たっても同じ制度が好ましいという部分もございまして、大阪府に対し国に対しても、府として国のほうに働きかけていただくような形での要望もしております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府がすれば、忠岡町がまあ言うたらその分が浮くわけですよ、予算がね。そして、その分をまた高校生にね、3年間に回していけるということができるということです。やはり大阪府自身の努力も求めていかないといけないなというふうには思いますので、その点については要望していただいているということですし、ここはちょっと町長さんもね、今、大阪府の町村長会の会長をされているということですので、町長自身もぜひ要望していただいて、ぜひ高校3年生まで町長さん自身も拡充するというところで努力いただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

共産党をお願いします。

委員（是枝綾子議員）

町長さんに答弁をお願いいたします、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

町長、答弁をお願いします。

委員（是枝綾子議員）

ご努力していただきたいと思います。大阪府へも要望していただいて、また、忠岡町もその分頑張ってくださいということ。

委員長（三宅良矢議員）

町長、何かありますか。今の答弁求めていますけど、ありますか。

町長（和田吉衛町長）

課長の言っているとおり府には要望しているところですが、特に共産党に頑張ってもらわね、府も言うこと聞きよらへんのや。

委員（是枝綾子議員）

いえいえ、町長さんが頑張っていたら十分。

町長（和田吉衛町長）

皆さんも知ってるように、幼児教育無償化と言うても中途半端やしね、まあ頑張って、課長が言うように頑張っていきます。どうもありがとうございました。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、ピープルチャイルドスクールについてちょっとお尋ねいたします。それについては4点お聞きしたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとお待ちください。

お諮りします。本日は議事進行の都合上、4款 衛生費まで進みたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

進ませていただきますので、よろしくをお願いします。

では、議事を再開させていただきます。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

このピープルチャイルドスクールは、この31年の4月からオープンということで、この30年度に集中していろいろな取り組みなり、お金の動きとか、いろいろ出ていたということで、そのお金の関係からちょっとお聞きしますが、建設事業費、事業費関係の費用の財源構成と本町の負担分。本町の負担分の原資はどういうものになっているのかとい

う、何かわかりやすくご説明いただけたらと。資料があるとありがたいんですけども。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

ピープル忠岡チャイルドスクールを29年度から整備を始めまして、29年度、30年度と2カ年で整備を行っていただいております。今、現時点でもまだ若干外構部分等はやってございますが、そこにつきましては町は関与しておりませんので、あくまでも29、30年度の2カ年分という形で説明させていただきますと、2カ年分でピープル忠岡のほうで総額で約5億2,000万円ほどかかっております。そのうち町が補助金として支出しているのは3億円、3億300万円となっております。

財源内訳としましては、1億4,800万円が国庫補助金、5,100万円が府補助金、残りの1億300万円が町の持ち出しという形になっております。この1億300万円につきましては、ほぼほぼ起債という形になっておりますので、後年度に負担が出てくるという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、ピープル自身が負担した分は、この残りということですね、ピープルチャイルドスクールは。

教育みらい課（二重幸生課長）

ピープル自体の負担としましては、約2億1,900万円ほどになると思います。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ピープルチャイルドスクールの負担が5億2,000万のうち2億1,900万で、それ以外で国庫補助が1億4,800万、府の補助が5,100万で、あと町の単費で1億300万ということですね。これで5億2,000万円、合計ということですね。その1億300万の町単費の部分は、ほぼほぼ起債ということで、これは1億300万は元利償還というか、何年償還の分ですかね。これは予算を見なあかんかったかな。また後でも。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

20年償還という形で起債させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

1年あたり何ぼになるんですか。20で割ったらいいんか。500万ぐらいですか。

委員長（三宅良矢議員）

村田課長。

財政課（村田健次課長）

大体そのぐらいの金額になってこようかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ということで、その財源構成はわかりました。土地代は忠岡町が出しているんで、ピープルは、あと撤去の費用とか、そのあたりですね。この5億2,000万円の中に、古い建物の撤去費用というのは入っているんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

入っております。

委員（是枝綾子議員）

入っております。旧園舎ですね。

教育みらい課（二重幸生課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、旧総合福祉センターも。

教育みらい課（二重幸生課長）

福祉センターも入っております。

委員（是枝綾子議員）

入っているということで、撤去の費用についても補助が出たということですか、両方の。

教育みらい課（二重幸生課長）

撤去に関しましては国庫補助対象外になりますので、ここにつきましては、ピープル、先ほど申し上げた2億の中で賄ってもらっております。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

撤去の費用が、ピープルの負担の2億1,900万の中に総合福祉センターの撤去の費用と、あと旧忠岡保育所の撤去の費用が入っているということですね。建設費用は、そしたらぐっと下がるわけですね、ここからね。建設に関しての費用は。ということですね。それよりも引きますね。わかりました。ということで、1億何ぼやらであったということがわかりました。土地、ただですものね。ほんまにね、ああそうか、そんなんのできるんやというのがわかりました。

次に、続けて。

委員長（三宅良矢議員）

続けてください。あと何点ぐらいありますか。

委員（是枝綾子議員）

すみません、あとピープルの先生の確保とアスベストの撤去と引き継ぎ保育の部分と、あと子どもの貧困対策というところぐらいなので、だから30分もかかりません。

委員長（三宅良矢議員）

はい、行ってください。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、ピープルの先生の確保についてお尋ねをしたいと思います。大体25名ぐらい職員がいるというざっくりした話で聞いたんですけど、そのうち20名が忠岡町立保育所・幼稚園の非正規の先生が行ったと。ピープルのほうは先生が、ピープルが確保したのは5人だけだったというふうなのをどこかでちょっと聞いたんですけども、これは事実なんでしょうか。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、これはほんまに忠岡町、公私連携やからここまでするというところでしょうかね。忠岡町の保育所の先生、非正規の先生。

教育みらい課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

あくまでも非正規の方が行かれたのは、個人の判断のもとで行かれましたので、我々としては紹介はもちろんさせてもらいましたけども、当然強制ではございませんので、あくまでも本人さんが納得された上で光生会の職員になられたというふうに我々は理解しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。行かれたというところで、ご本人さんの意思で行かれたということであるということがわかりました。ということですね。

あと、アスベストの撤去の問題が、6月の議会でもちょっと我が党の二家本議員も質問させていただきましたけれども、この点については今もう撤去も済んだんですけれども、なぜ撤去がおくれたのかというところは、やはり決算委員会でもきちんと明らかにしておかないといけないなというふうに思うわけなんです。で、なぜおくれたのかと。まだ園庭が使えない状態なんです。園庭が使えないんです、かわいそうに。本来でしたら夏休みまでには終わってるのにということ、そのあたりちょっと理由を明らかにしていただきたいんですけど。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

おっしゃるとおり、今現時点ではまだ最終工事をやっております、10月18日をめどに完成するというふうに伺っております。なぜその工期が延びたのかということにつきましては、我々も法人のほうからは確認しているところですけども、念には念を入れて確実に周りへの影響がないようにということで、業者の方と時間をかけて調整をした結果、おくれたというふうに伺っております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのように町のほうには報告がされているということですね。そのピープルチャイルドスクールのほうからは。

教育みらい課（二重幸生課長）

その件に関しましては、3者協議会におきまして、保護者の方から要望がございました

ので、近隣の住民さんも含めて住民説明会という形でした中において、光生会のほうからそういう報告があったということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3者協議会で説明をもちろんしてもらわないといけないんですけど、それまでの間に、説明会をさっさと、4月に入って、業者が決まっているんでしたら、説明をされればよかったんですけど、なかなかそんな説明会が、なぜそんな遅い時期になったのかというところなんですけれども。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

そこは先ほど申し上げましたけど、業者のほうと調整に時間がかかっていたということで聞いております。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町にはそのように報告されていらっしゃるけれども、そのアスベストの撤去の業者がどこというふうに決定したというのは、いつごろ決定したというふうにお聞きになっていらっしゃいますでしょうか。どこの企業がというところもきちんと忠岡町に報告はあるかと思えますが。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

工事建設業者につきましては、29年度のときに光生会のほうが契約を結んでおりますので、その業者と工事を進めるというふうには伺っておりますが、最終的にその業者さんが、アスベストにつきましては専門的な工事になりますので、最終的にそのアスベストの業者さんと光生会が契約をしていた業者との間で、どの時点でどういう契約をしているのかということについては、こちらのほうでは把握はしておりません。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大事な、ただの民間の勝手に建てはる分やったら、どこでどうあろうといいんですけど

ど、一応公私連携と、それで町立の保育所、幼稚園を閉めて、そちらに移行していくという公私連携の分でしたら、きちっと工事が、どこの業者に委託をされて、どんなふうに進んで、ちゃんとそれがきちんと進んでいるかどうかということは、非常に忠岡町、関心持ってちゃんと把握というか管理というか、されるべきではあったんじゃないかなというふうに思いますけれども、その業者が決まっていたという、その業者の企業名とか、どこのアスベストの解体業者というのをちゃんと報告はやっぱり聞いておくべきではなかったのかなというところなんですけど、決まっているのであればね。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

我々としては、保育所の中にアスベストがあるという部分については、過去から把握していた部分でございますので、当然それを解体するとき、そういうアスベストに対する特別な工事が必要であるというふうには把握はしております。ただし、そこにつきましては、安全にそのきっちり対策をした上で解体をするということについては、今回については確かに時間がかかってはありましたけども、その近隣に対して、近隣とか子どもとか、そういった利用者に対して何か影響があるというふうには我々は考えておりませんので、何もしないですぶしたということであれば、我々もそこについては指導はさせてもらいますけども、きっちり対策をとった上で解体をするというふうには伺っておりますので、実際そういう形でもやっていただいておりますので、我々としてはそこについては今申し上げたようにやらせていただいているということでご理解いただけたらと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

このピープルチャイルドスクールのいろいろと建設、解体や建設、一般的な解体を請け負った企業とは違うところにアスベストの除去工事を委託されているということになっているわけです。そのアスベストの除去に関しては、官庁に、大阪府や忠岡町に届け出、いろいろ申請をして、チェックしに来てもらわないといけないということがあるわけですよ。勝手には壊せないわけで、忠岡の忠保の中にあつたことについては。ということで、その申請が出されるのが遅かったということで、説明会が云々以前の問題で、その申請が出されてなかったというところで、出したのが本当に7月入ってからですかね、何かちょっとよくわかりません、その時期がね、実際。アスベストの工事をする前に出されるということですがけれども、工事がもう早くに決まっているはずでね、なかったんでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、是枝委員、質問の部分をもう少し端的にまず言ってから、つけ足すんならつけ足すような質問でいいですから、今のやつでいくと、多分僕も聞いてても、何を聞きたいんだろうというのが見えてこないの、そこだけ明確にお願いします。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。アスベストの除去工事の申請がおくれている、工事自体がおくれているということについては、私たちは疑義としては、アスベストの撤去工事の業者が決まっていなかったと、決まるのが遅かったからではないかという疑問を持っているわけなんです。それをずっと隠して、ピープルチャイルドスクールがいてらしたから、なぜこんなにおくれているんだという、そういう疑問が出てきたというところで、そういうふうに聞いておりますので、そうではないんですかということで、忠岡町の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

見解として端的にどなたか。二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

実際、もともとは新園舎ができ上がった時点で解体に進むということで、そういう予定でしておりましたので、我々としては3月中、4月に入った時点ではもう既にアスベストの業者という部分については一定の目星はついてたというふうには伺っておりますし、今回その特におくれたという部分については、先ほど申し上げた保護者説明会の中で、保護者の方から、ここまでずれたのであれば、もう夏休みに入った時点で工事をしてほしいという要望がございましたので、そこは業者のほうもそういう形で了解をしまして、ですので、その申請自体がおくれたというふうに我々は理解しております。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

町の見解としては、アスベストの業者は3月、4月に決まっていたということで、保護者から夏休みに入ってから、保護者の都合で工事は夏休みにという要望があったので、夏休みに入ってからされたというのが、そう聞いていると、そういうことだということですね。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

業者自体は4月に決まってきましたが、そこから光生会とその業者との間で調整に時間がかかったと。その結果、6月の終わりぐらいですかね、そういうアスベストの工事にかかるというようなお知らせが保護者の方に配られた。で、それを受けて、保護者の方から要

望があって、もうここまで延びたのであれば夏休み期間中に工事をしてほしいということで、さらに延びた結果、7月中旬に工事が行われたということでご理解いただきたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

当事者ではないので、その3者協議会の中身とかはわかりませんので、私は忠岡町の見解がそういう見解であるということ聞いておきますということで、わかりました。

実際に遅くなって、園庭がほんとに使えるのが10月の終わりぐらいということで、子どもたちがほんとにかわいそうだなというふうに思いまして、運動会も11月に入ってからするというので、大変行事的にも子どもたちにも負担のかかるような形になってるので、これはちょっと工事の時期について、やっぱりおくれた、夏休みにしないといけないというところが正しかったんだろうかというところはやっぱりありますので、その点はまたいろいろお声も聞いて、また私たちが判断していきたいなというふうに思います。

あともう1点、すみません、引き継ぎ保育で、ピープルから保育士さんがお1人かお2人か来ていたということなんですけど、その費用というのはピープル持ちでしょうか忠岡町持ちでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

忠岡町持ちです。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町持ちですか。どこでその費用が、すみません、予算的にはどこに出ていますでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

児童福祉施設費の人件費でございます。

委員（是枝綾子議員）

人件費の中に込みになっているから、ちょっとその分はわからないということですね、2人分、何ぼというのはここには、はっきりとは出ていない。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

はい、そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ということで、そういう人件費補助は忠岡町が持つということで、そういう約束になっていたということですね。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

人件費補助という考えではなくて、人を派遣しているというふうにご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

人を派遣している。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

忠岡町の職員をピープルのピープル忠岡チャイルドスクールに派遣をしていると。

委員（是枝綾子議員）

向こうに行っているという。

教育みらい課（二重幸生課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

逆やと思ってました。すみません。ピープルの方が忠岡に来て、保育して、こうしているんじゃない、忠岡の人がピープルのほうに行っているということですね。

委員長（三宅良矢議員）

二重課長。

教育みらい課（二重幸生課長）

30年度中はピープルの職員が忠岡町の幼稚園と保育所に来て、うちのやり方というのを学んでいました。それは当然ピープルさんの費用負担ということになります。今現時点で31年度になりまして、町の職員を派遣しているということでご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。引き継ぎ保育というのは、ちょっと今の引き継ぎ保育のことというふうにとらえられてしまったと思いますけど、すみません、30年度中の費用の負担というところでお聞きしました。わかりました。

あともう1点だけちょっと。これが最後です。

委員長（三宅良矢議員）

すみません、もう1点だけが続いて、あと何点あるんですか。

委員（是枝綾子議員）

もうピープルの話は終わりましたということで、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

あともう1点。はい。

委員（是枝綾子議員）

子どもの貧困対策についてですが、全般ですけれども、学習支援以外で忠岡町は子どもの貧困対策については何を考えておられるのかということと、貧困対策の計画というものは、忠岡町は考えていないかということですが。いかがでしょうか。貧困対策の計画は努力義務だと思いますけれども、都道府県は必須ですけれども、町はつくってもいいわけですから、どうでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

今現状、30年度におきましては、子どもの貧困対策の補助金を使いまして、学校におきますスクールソーシャルワーカー等の配置事業に対する補助ということで補助金を得ております。スクールソーシャルワーカーが中学校に、スクールカウンセラーが小学校にとという形の賃金をいただいて、事業を行っているというところでございます。

すみません、計画の分につきましては、6月に改正子どもの貧困対策推進法が成立ということで、議員おっしゃいますように、支援を行き渡りやすくするために、これまで都道府県を対象としていた貧困対策計画の策定の努力義務を市町村に拡大となっております。また、その後に政府のほうは、都道府県別の子どもの貧困率を正確に把握するために、統一指標を用いた全国調査を来年度、予算を取りまして実施する方向に行っているという形です。全国規模で比較分析しやすくするのが目的ということで、内閣府は予算要求して、関連予算に盛り込むということで、子どもの貧困に焦点を当てた全国初めての調査ということで、都道府県がどのように利用できるのか、また市町村もどのように利用できるのか、できないのか、その辺もまた国のほうは今後、説明会を予定しておるみたいですので、今後、動向を注視していきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町はソーシャルワーカー、スクールカウンセラーというところではされているとい

うのはわかりますが、それ以外のところですね。だから学習支援とか、そういったところ以外での直接的な対策というところは、これ以外にはちょっと今のところはされてないというところですね。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

そうですね。いろいろ他市町村の府の補助金の利用状況とかも見させていただくと、いろいろ学習支援のほうをされてるところとかもございます。また、この辺につきましては、教育委員会部局といろいろな事業ですね、調整ですかね、また補助金につきましては2分の1の補助という部分もございますので、また財政部局とも協議しながら、来年度に向けて検討はしていきたいなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

学習支援とかソーシャルワーカー関係は、また教育委員会のところで歳出のところでまたお聞きをしたいと思いますが、福祉という点で、福祉ですね、貧困の福祉の対策の部分での直接的ないろいろなそういうメニューというのが、他市では補助金の活用というか、そういう大阪府の資料で出てると思いますので、そういった対策をまたとっていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。また、計画も考えていただきたいということで、よろしく願いします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

では、一たんここで休憩いたします。5時半から再開いたします。よろしく願いします。

（「午後5時19分」休憩）

委員長（三宅良矢議員）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

（「午後5時30分」再開）

委員長（三宅良矢議員）

その他、質疑ございますでしょうか。

委員（前川和也議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

引き続きよろしく願いいたします。

決算書の62ページの自殺対策計画策定業務の委託料についてなんですけども、この調査結果と、その反映について質問させていただきたいんですけども、計画を策定するに当たり行った町民の意向調査の結果について、男性からの回答が約30%と、女性からの回答が70%ということで、女性のほうが圧倒的に多かったというところで、今度は年齢の区分で見ると、70歳以上が40%、次に60歳代、40歳代、50歳代の順番で回答があったということなんですけども、これまでの実際に忠岡で起きました自殺死亡者数を男女別で見ると、平成23年を除いて、21年から29までの9年間では男性が76%と、実際の結果では女性より男性のほうが大分多い数字となっているんですね。年齢区分で見ると30代が一番多いというところで、これは全国平均とか大阪平均と比べて高い数字となっているみたいなんですけども、こういうこれまでの結果を見て、最も拾うべき層からの回答が少なくて、それが反映された対策計画というのはどんなものかなと思います。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

議員おっしゃるとおり自殺死亡者の多い年齢層の方々の回収率が低くなっておりませんが、そのほかにアンケートにお答えいただいた方々の貴重なご意見も頂戴しておりますので、その2件を集計分析し、反映した計画となっておりますので、本計画において自殺対策を引き続き進めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

そういうご答弁だったんですけども、実際回収数ですね、実数の回収数も、配布数500票に対して回収数が163票と、3割ちょっとやったというところで、自殺対策計画というのは大事やと思うんですけども、ちょっと結果も少ないかなと思っていますので、も

う策定はされたんで、より、この策定にこだわらずにいろんな観点から、あらゆるそういう必要としている層に向けてアプローチしていただきたいなというふうに思っております。これは委託料なので、どこかの民間さんが調査されたんですかね。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

そのとおりでございます。

委員（前川和也議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

その調査会社さん、おっしゃってませんでしたかね。「ちょっと少な過ぎます」みたいな、そんなことはおっしゃってなかったですか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

特には申しておりませんでした。

委員（前川和也議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

続きましては、決算書の65ページの育成医療についてなんですけれども、この成果説明書で言いましたら11ページに記載されているんですけれども、これは昨年と比べましたら、30年度は支給件数が増加しているに対して、決算額というのは大幅に減っているんですけれども、これというのは、大きな手術等の医療処置が30年度はなかったためなのかというのが、まず1点。

2点目が、その治療によって確実に効果が期待できるものに対し提供されるという、これは事業なんですけれども、その後の経過観察ですね。これをされてて、無事にきちんと治療して生活できるぐらいまでの能力を回復されているかどうかというところの2点、教

えてください。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

まず1点目の質問でございますが、申請件数につきましてご報告させていただきますと、平成29年度は入院、あと入院外という捉え方をさせていただくんですけども、ともに4件ずつ、合計8件で、平成30年度につきましては入院4件、入院外8件で、30年度のほうが件数は多くなっております。入院時の手術の件数も変わっておりませんが、平成29年度で費用が高くなっている原因と申しますのが、生活保護を受給されている方が入院されまして、手術をされました。生活保護受給者の方につきましては、医療費の全額が育成医療制度においての負担となります。健康保険をお持ちの方であれば医療費から健康保険を使って自己負担が発生してくると。その中で残る部分を育成医療のほうで見させていただくということになるんですけども、生活保護の方についてはそういったことにならず、全ての金額が、医療費が育成医療の補助となったというのが原因でございます。

2つ目の質問、育成医療の制度なんですけども、身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、生活能力を得るために必要な医療費の助成を行う制度でございますので、医療費を助成ということなので、その後を追って経過を見るということには行っておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

追って追跡観察みたいなのはしてないですけども、支給の段階でほぼ間違いないだろうということなんです。回復は間違いないだろうということですね。

委員長（三宅良矢議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

以上ですか。

委員（前川和也議員）

今度は決算書の66ページ、緊急通報装置の整備事業なんですけども、これもこれに関して2点なんですけども、まず30年度ですね、本当に地震、台風と大阪でも災害に見舞われた年であったと思うんですけども、さらにその前年度の29年度と、この受理件数というんですかね、延べ件数がさほど変わらないんですけども、これはどう見るか。ちゃんと動いているんですかね、この装置というのは。それで、どういう装置なのかもちょっとあわせて教えていただけたら。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元課長。

高齢介護課（泉元喜則課長）

緊急通報装置は、主に在宅の方が病状が急変、悪化したときに、ボタンを押して他者に通報するシステムで、受け手のほうが大阪ガスセキュリティサービスというところになっております。たまたま在庫というか引き揚げたものがありましたので、ものはこういったものになります。これを電話回線につなげて、この緊急ボタンを押せば、その大阪ガスセキュリティサービスのセンター側が受けて、「どうされましたか」という応答になります。そのときに病状を訴えていただければ、「それでは救急搬送をお願いしますね」ということで、大阪ガスのほうから忠岡消防に入って救急要請をします。

もう1点、ペンダント型もありますので、家庭内でこのペンダントをつけていただいている、例えばトイレでぐあいが悪くなったといったら、これを押していただければ応答はできるんですけども、その中で押したが応答がない場合は、申請時に協力員さん2名をお願いしてまして、なるべくご親族の方がいいんですけども、近所のお友達なんですけど、押して何も反応がなければその協力員さんに見ていただくという形になります。協力員さんにも連絡がつかなかったら大阪ガスのほうから派遣もできますし、直接消防のほうへ電話して、「応答がないんです」ということで出動を受ける形になります。ですので、ちょっと災害とは1つ違うということになります。

去年は台風がありましたので、その状況もお伝えしないといけないということがありますので、今年度につきましては8月の台風のときに事前にこちらのほうから、そういう台風が来てますので、注意喚起ということで電話を入れていただいたということがございます。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。例えばそういう急病ですね。急にしんどくなったとか、どこどこが痛くなったとかいうのはもちろんなんですけれども、災害のときとはちょっと違うということでしたけども、例えばちょっと風が強くなってきて怖いとか、お年寄り、ご高齢の方なので、そういうちょっと心理的な要因で押されても、別に対応はきちんとしていただけるということですかね。

高齢介護課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

高齢介護課（泉元喜則課長）

一応押されても、いろいろ相談業務ができますので、受け手のほうは看護師、保健師が受けて、それで適切に対応するということになっております。当然、台風のときにはこちらの情報もセンターのほうにお伝えして、どういう体制ですかというのは、もし何か問い合わせがあればそういう応答ができるようにさせていきたいと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員、よろしいでしょうか。

他に、質問はございますでしょうか。よろしいですか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

すみません、私から質問させていただきたいと思っておりますので、交代させていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いします。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

まず、子ども医療費について少しお尋ねいたします。町が独自部分で負担されている分がありますね。いわば上乘せ部分で。その中でちょっと気になるのが、柔整とか鍼灸、あんま関係の請求の割合というのは大体わかるものでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長、すみません。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

医療費助成の全体の決算額が今回決算書に出ております4, 118万8, 980円で、

そのうち柔整及び鍼灸、あんまの決算の部分でいきますと36万1,939円となっております。割合でいきますと0.88%となります。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

すると、大体どのようなところ、例えばあとは歯科、歯がありますね。あと、内科の通院、あと外科の通院、どれが一番コストがかかっているんですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長がおっしゃるどの部分、歯科なのか内科なのか外科なのかというところにつきましては、そこまで詳しい支払いの請求というのが、審査支払機関のほうからはわからないような状況ではございます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

気になるのは、拡充していくとか今後も検討が常についてくるわけじゃないですか。ただ、じゃあ拡充して、拡充したことによってそれ以上に、予想した以上に医療費が、1人頭受けに行く、たくさんかかるという要因が、忠岡町としてどのようなことが考えるんだろうかというのをちょっとわかるようなことってありますか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

その細かい内訳は先ほどご説明させていただいた柔整の部分と鍼、鍼灸ですね。その部分につきましては個別にという部分が請求がございましてわかるんですけども、そのうち、内科なのか外科なのかという部分につきましては、なかなかその請求をいただいた中では出てこない部分がありますので、なかなか何%という形のものわからないような

状況ではございます。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

続けていきます。児童デイのほうでちょっと気になることでお尋ねします。最近、テレビとか報道で児童デイの子どもが亡くなったりとか、報道がようされますし、ただ、件数から言えばそれはばあっと右肩上がりにふえていった中でのことなので、そういうことも一種伴ってくるんであろうかという、社会問題として出てくるのは予見されたと思うんです。

忠岡には今、何カ所かある中で、事故につながる要件としたら、要は資格要件ですね。無資格の人、またそれに準ずるような方たちが、アルバイトの延長線上で、コンビニかそこかみたいな、極端な話ですよ、選んでこっちがバリがええから来たとか、そういうことでほんまに無資格で入ったか、それに準ずるほんまにヘルパーだけ取りに行ったとかあると思うんですけど、忠岡町の場合、その児童デイの資格管理に関しては一応きちんとされ、そこに関してはチェック等は行政としてはどのようにされてますでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

ご質問の件なんですけども、児童デイサービスの職員についてはそもそも指定が大阪府で行っておりまして、本町では管理は行ってはおりません。大阪府の指定申請の際には従業員の資格を証明するものの提出が必要であるということですので、そのときに大阪府は審査されているものと思われまして。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

すると、平素の身近でのそういうような監査なりチェック、介護で言うたら広域でやっていますけど、基本的に見るのは自治体が見てるわけじゃないですか。チェックというか事業所に対する指導なり、相談を受けたらこういうことの。そういうのは忠岡町としてはほ

とんど関与していないということなんですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

先ほど申しました指定のほうが大阪府となりますので、そのあたりは大阪府と相談しての指導なり監査というふうな形になると思います。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

実際、児童デイに対して、こういう風潮の世の中ですから、実際にチェックを入れていくというのはもう忠岡はやっていないんで、そういう部分に関しては忠岡町は基本タッチしていないということなんですか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

副委員長（小島みゆき議員）

直接我々職員が行ってという、我々だけ行ってというのはなかなか難しいかと思うんですけども、仮にちょっとあそこ、事業所おかしいんと違うかとかという状況でありましたら、大阪府に報告させていただいて、先ほど申しましたとおり監査なり指導なりの立ち会いなりをさせていただくことは可能かなと思っております。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

すみません。あともう1点なんですけど、ちょっとこれ、まだ事前の質問には言うてなかったんですけど、ちょっと今後お願いしたいなというのが、できるかなということをお願いなんですけど、今回さまざまな成果説明書に、例えば9ページであれば相談延べ件数578件でしたっけね。コミュニティソーシャルワーカーの、こういった件数の書き方以外に、実人数という表記ができないかなということがあるんです。何でかといいますか、

僕ももともとこういう業界にいたんで、言い方は悪いですけど、1人の人が1日3回来て3回ただし書きして、僕のことを好きなおばあちゃんがおって、その人が僕に会うためだけに1日何回も来てたんですよ。そのおばあちゃんのおかげで、僕がおった市の年間の相談件数の10何点、14～15%がそのおばあちゃんんです。それで、児相とかの友達、働いている友達とかと話をしても、やっぱり今年間10万件以上の虐待が起きてますって、テレビでセンセーショナルに出てるじゃないですか。でも、その友達から言わせると「あんなもの、半分以上うそや」と言うんですね。要はちょっとした連絡事項でもとりあえず書けみたいなね。何かそこに基準がないので、相談というクオリティに関して。

だからそういう意味では実人数、じゃあ一体、コミュニティソーシャルワーカーさんに、忠岡町民の何人が年間1回、最低1回は相談してるんだらうというのがわからないと、じゃあ変な話、毎日行く人はいないと思うんですけど、そういったチェックの仕方というのが今後ほかの、特に相談業務に関してもできていけないかなと思うんで、そういうようなチェックのカウントの仕方、年度途中なんで来年度から何らかの仕組みで変えていただきたいなと思うんですけど、そういうのは可能でしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

恐らく延べ件数と、おっしゃる実人数、出ているものもございますので、おっしゃっていただいているのであれば、そのようにさせていただくように努めてまいります。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。以上です。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代します。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

その他、ご質疑はございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、これで民生費の質疑を終了いたします。

委員長（三宅良矢議員）

次に、76ページから85ページの第4款 衛生費につきまして、担当課の説明を求めます。

(担当課：説明)

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございます。以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

災害ごみの処分業務委託料ということで、85ページ中段。これは主に人件費ということか。ごみの処理と、どの部分。内容的に言うたら主に。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

新浜緑地のところの駐車場からごみの搬出ということで、もちろん人件費もあつたりとか選別であつたりとか、運搬費ですね。その辺の部分がこの金額でございます。

委員（杉原健士議員）

わかりました。委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（杉原健士議員）

毎回、決算のときには誰かれなしに、いつも言われているところがあります。83ページ、粗大ごみ電話申込事業委託料432万円。いつもこれは、件数にして何ぼと言うたかな、1,800件ぐらいと言うたかな、1年間で。内容的に申し込み件数が。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

まず、申し込み件数が885件で、相談件数が1,937件でございます。

委員（杉原健士議員）

委員長。ということはふえてるということやな、前年度より大分ふえてるの。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

そうですね。若干ふえております。100件近くは。

委員（杉原健士議員）

台風もあったからな。件数は前から言うてるように、件数は聞いたら、さすがに何千件となるんやけど、1年間で割ったら、言うようにたかだか知れた、1日に知れた件数になるんでね。やっぱりこういうちょっと細かいところからもう1回チェックを入れ直して、これをやっぱり大昔、何十年前かは原課でちゃんと対応してたやつが、いつか知らん間にひとり歩きやって、こういうふうな金を予算計上しているというのが問題になっているというのは、いつもチェックは入ってるんですけども、まあこの辺、きょうの時代、予算委員会のときも僕言うたかもわかりませんが、皆さん携帯も持ってることやし、いろんな方法でどうにかこれできると思うんですけどね。

こういうところからクリーンセンター費等々というものは、やっぱりチェックを入れながら細かな点でやらんとというものは、広域の部分でまだちょっと先行きが見えないという中で、こういうところからチェックしていかんと、やっぱりどういうところにでもこういうのが波及していったらよくないと思うんですけど、1回、毎年同じようなことになってるんですけど、見解をお願いします。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

一応、粗大ごみの申し込みの事業につきましての経緯からお話しさせていただきますと、もともとうちの本庁のほうで粗大ごみの申し込みの受け付けというのはしておりました。ただ、件数がかかりふえてきたということで、その当時泉大津さんのほうからお声がかかりまして、泉大津の清掃組合の中で一緒に共同処理をしていこうじゃないかということで、本町だけでするよりも一緒にするというのが得策かなと思ひまして、その当時一緒にやった経緯があります。

やめた経緯というのは、その負担金におきましてかなり金額が上がってきたと。私が聞いているところでは、その当時約630万程度ということで聞いております。そこから年々金額が上がってくるということで、24年から町内業者のほうに、特に収集業者のほうで電話業務を行っていただくという経緯で過去から来ております。

今の金額が妥当かどうかということにつきましても、ある程度我々のほうで算定させていただきまして、その24年当初から比べるとかなりうちのほうも減らしてきたのかなというところでもありますので、当分ちょっとこの金額でいきたいなと思っております。

以上です。

委員（杉原健士議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

杉原委員。

委員（杉原健士議員）

大体もう内容はわかってきて、そもそも論からして大体、大津と最初にやったという、その最初のボタンのかけ違えというのかな、それから我々はいろいろこの議論に入ってたわけなんやけど、それからして本当にその数字は要らんという中やから、要は丁か半かやねん。100かゼロか。ゼロを目指せと言うてるようなものやから、その減額がどうのこうじゃないねん。「もうこんなもの、なしにせえ」と言うてるのが本音なんやから、この減額してくれてるといふ藤原君の言うてるのはわかってるんやで。わかってるんやけども、じゃないんやろうと。今後こういうやつはカットしなさいという意味を込めていつも言うてるねん。

だからもともと、そもそもその600何がしかというときは、マックス800何ぼのときがあったんと違うかな。機材から何やかんや。それを含めて泉大津とやって連携を結んで、800何ぼから、いや、減りましたさかい400何ぼでっちゅうて、こないやって出てんやけど、こういうのをそもそもチェックせえと。これを100かゼロかという。この400万円というのは別に、今言うてる内容はわかってるのや。しかし、これをもうなくせと。来年度、頑張って鋭意努力して280万にしますとかじゃなしに、もう100かゼロかというような感じで考えていかな、いつまでたってもこの衛生費のこの辺のチェックというのは甘うなっていくというかな、そういうのがあるんで、やっぱりこの辺をどうとらまえていくかというところは、いつも同じような答弁でもろてるのわかってるんや。その辺をどう考えていくかということやな。その辺をひとつお願いします。1回、一言だけでも。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原委員。

生活環境課（藤原直臣課長）

一たん課のほうで精査のほうさせていただきます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

ないようですので質疑を。いや、もう知っています。それは知っています。質疑終了しますよ、本当に。手を挙げてくれなければ。その牽制やめてください。手を挙げてくださ

い。時間も時間なんで。

じゃ、前川委員。

委員（前川和也議員）

決算書の77ページ、78ページにわたるところなんですけれども、保健センター費の健幸マイレージ事業なんですけど、30年度の参加申込者数は68人というところで、引き続きPRに努められるということなんですけれども、これはどのくらいの数の皆さんに登録していただけたらええなというふうに思っているのかが1点。

この健幸マイレージ事業の大きな1つの目標として、運動習慣の定着、促進とありますけども、運動習慣がないような方の登録に意味があると思うんですけども、そういう登録していただいた方々の習慣というのは把握できているのかというのが2点目。

3点目が、今さっきどのくらいの数が目標かと申し上げましたけども、どれぐらいの参加者数が集まれば受診率、がん検診とか健幸の受診率の向上との関係性が検証できるのか、3点教えてください。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

目標数につきましては、もう一つのご質問のどれぐらいの参加者数の時点で受診率の向上との関係性を検証できるのかという部分におきましてもかかわってきませんが、やはり30年度の3倍、4倍がないとなかなか受診率の向上に向けての検証はできないのかなというふうには思っております。また、運動の習慣がないような方の把握につきましてはできておりませんが、ぜひ運動習慣のない方にお話をさせてもらう中で、30日間の運動から始めていただいて運動習慣の定着につながればと考えており、住民の皆様がいつまでも健康でいていただけますように、これからも引き続きPRしてまいりたいと思っております。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

わかりました。次に行きます。

次は決算書80ページ、同じく保健センター費、事業名が特定不妊治療費助成制度なんですけれども、これは2点教えてください。不妊治療費ですね、これは大体1組当たりの不妊治療費の額をまずは教えてください。

2点目が、それで赤ちゃんを授かることができた組数も、あわせて教えてください。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

1組当たりの不妊治療費の総額ということですが、治療の回数、治療方法、医療機関によっても費用によっては異なってまいります。体外受精で言われております部分におきましては、毎回当たりの治療費で10万から30万かかる場合や、30万から50万、50万以上という、まちまちでございます。30年度、15件の助成の申請がございまして、治療に要する費用の平均額は39万4,347円となっております。29年度のちなみに平均につきましては、11件ございまして、1回の平均額が33万2,724円というふうになっております。なので、これの治療回数がふえれば3倍、4倍、5倍という形に治療費がかかってくるという形になります。ただし、大阪府の助成であったり忠岡町の助成がございまして、大阪府の助成申請していただいた後に忠岡町の助成をしていただくという形になっております。

すみません。2番目のご質問の赤ちゃんを授かることができた件数ですが、9組の申請がございまして、そのうち2組出産に至っております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいですか。他に、ご質問ございますか。はい、お願いします。

委員（是枝綾子議員）

まず、前のほうから。すみません、78ページのところから保健センター費に関しての健診、全体に関してなんですけれども、日曜健診の回数をふやしてほしいということで、1回から2回というふうにふやしていただいて、多分申し込みしてもすぐいっぱいになって、好評であるというふうにちょっと聞いているんですけれども、その受診率を、受診する人をふやす上では日曜健診というのは効果があるとお考えでありましょうかということが1点と。

あと、がん検診ですね。受診率がまだまだちょっと忠岡、平均か平均以下というところで、府下でもということで、無料化に戻すということはお考えでないでしょうかということで、検診費用からしたら500円とか1,000円というのは、そんなに取る意味がある金額なのかというところもあるので、もっともっと受けてもらって、早く発見してもら

って早く治療していただくとか、健康維持に役立てていただこうと思ったらやっぱり無料化をすべきではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうかということ。健診に関してはこの2つですね。

それと、続けて。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

違う項目やけど、4つか5つぐらいまとめて言うていいですかね。すみません。79ページの、これも保健センター費の予防接種の委託料に関してなんですけれども、ちょっと聞くとところによると、三種混合とか違う種類のものを2本同時に、1回に予防接種を受けるという場合があるそうで、そのときに1回しか打ってへんのになら複数のワクチンを打ったという、そういう接種のお金というんですかね、とか乳児の初診料とか、育児栄養指導料とか、いろいろそういう、お医者さんが一応診察をして、打っていいよって判断しはるところもあつたりするので、そのようにして、1回やのに何か2本、一遍に打つても2回分そういうふうに請求されてこられてるんじゃないかなというふうにちょっとお聞きしたことがあったので、その辺はどのようになつていらつしゃるんでしょうかということ。です。

まずは、とりあえずはちょっとそのあたり、保健センター費に関して。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

日曜健診につきましては、春夏、もう終わりましたけれども、秋冬、今ちょうど受け付けが始まっておりますけれども、やはり一定、1回ずつ実施しておりますが、かなり来ていただいておりますので、受診率向上にはつながっているというふうには考えております。

無料化ですかね、の部分につきましては、500円ということですが、委託料的に費用もかかっております。財政との調整もございますし、他市町村の状況も見ながら、今後検討はしていきたいなというふうには考えております。

予防接種の例えば四種混合とか、各ワクチンの種類によってお医者さんに払う委託料というのは異なっております、四種混合やったら幾ら、麻疹、風疹、MRワクチンでしたら幾ら、日本脳炎でしたら幾らという形になっておまして、四種混合でしたら例えば5千幾らとかいう形の接種代に対する委託料がございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

日曜健診の健診車というのがなかなか予約が取りにくいというところで、回数もなかなか、ふやしたいけどふやせないというところがあるのではないかというふうに聞いたことがあるんですが、健診の回数ね。あともう1日ふやしていただいで、年3回にしていだけないかなというところは、十分効果はあるというふうにおっしゃっておられるんで、やっぱり仕事に行ってる方とか、平日だとなかなか日程が合わないという方は日曜日というふうなことがありますので、ぜひふやす、来年度検討していただけたらなというふうに思いますが。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

今年度、昨年度、日曜健診、春夏と秋冬と一遍ずつで合計2回しておりますけども、この実際の受ける枠が完全に埋まっているのかどうかとか、また日曜健診することによって健診車が来ていただくのに費用もかかってきますので、それも含めてちょっとまた研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

がん検診の無料化というところで、年齢とかポイントで、無料ですよというはがきをいただいで行ったことがありますけどね。そういう「無料になりましたよ」ということでまたアピールして、行きやすくするということも必要ではないかと。費用対効果ということもあるんでしょうけど、やっぱり受けてもらうほうがいいですものね。500円を集めるよりも受けてもらうほうがいいという部分もありますので、ということで一遍に全部無料にはできないかもしれないけれども、これはというちょっとスポットを当てて、一部無料にいただいたがん検診がありましたね。肺でしたか、肺がん検診ということで、やはり緊急度の高い分というか、どんどん受けていただきたい分からやっぱり無料化をしていくということで、がんの死亡率の高い分からとか、罹患率の高い分からとか、順次一つ一つそういうふうにしていただくことで、ちょっと様子を見て無料化をしていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。部長さんですか。どなたにお聞きすれば。

無料化の話を。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

近隣の自治体の住民健診、がん検診の使用料の状況とかもちょっと事前にお調べをさせていただいているんですけども、実際、全部無料にされてるところはやはりございません。議員おっしゃるように、このがんにつきましては無料にしているとかいう、10個のうち例えば1つ2つという形で無料にされてるところもございますので、その辺はまた検討はさせていただきたいなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。あと予防接種について、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

別々のものを2本ね、混合ワクチンとかじゃなくて、別々のものを1本1本打ちましたよということやけども、1本というふうな感じで、いうふうにするのが合理的やなと思うんですけど、別々に請求されてるのかどうかというところをちょっとお聞きしたんですけど。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

谷野課長。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

ワクチンごとの委託料となっておりますので、同じ日にできるものがあつたとして同時に、同じ日に接種した場合におきましても、1つのワクチンに対しての委託料というふうな形にはなっております。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。はい。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

そんなに多くはないとは思いますが、聞いたときには何かちょっと変やなと思ひますので、1回にされたんやったら1回分でしょうというふうなね。薬剤は別々でしょうけ

ど、その辺をちょっと見直していただけたらなと思いますので、またご検討いただけたらと。

健康こども課（谷野彰俊課長）

はい、その辺も検討はさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。

そしたら、すみません、ここに出てないですけども、犬とか猫とかの火葬というのは、ここは予算的にはどうなんですか。生環で合うてますね。ここでいいですね。支出というところでちょっと出てないので、どんなふう到这里で出ているんでしょう。

委員長（三宅良矢議員）

何款の何項、何目で上げられていますか。

委員（是枝綾子議員）

どこに出ているんでしょうね。

委員長（三宅良矢議員）

どこかにあった。名目はその名前じゃないと思います。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

決算書の82ページから83ページに変わるところで、塵芥収集、一般ごみですね。このところに要は件数が上がってくれば、足して委託料という形で払っています。1件何ぼで。

委員（是枝綾子議員）

払っているというか。すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

クリーンセンターの中にある動物焼却炉というのか、火葬炉の関係は。

生活環境課（藤原直臣課長）

入の話ですか。

委員（是枝綾子議員）

犬とか猫とか。支出はちょっとここに出ていないんですけども。

委員長（三宅良矢議員）

歳入で払ってもらったというんです。

委員（是枝綾子議員）

料金は出てくるけど、それのお金というのは委託しているということなんで、すみません、思い出した。長期包括の中に入っているって聞いたので、クリーンセンターの長期包括契約の中に。

委員長（三宅良矢議員）

焼却料が。

委員（是枝綾子議員）

そうそう、でしたね。そこの中身でということで、動物の焼却、焼却と言ったら怒られるな。火葬について一定聞いたら、ちょっと前に大きな犬も火葬できるように変えたということで、それはよかったんですけども、個別の火葬ができないかというたら、「温度調節ができないので灰のようになりますので、拾えません」ということになったということで、今後の話としてなんですけれども、クリーンセンターは今後広域のほうにいくという話もされてるから、その動物火葬炉というのはどうなるんだろうという、そのあたりはどうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

まだちょっと広域の話も進めてるところで、その残ったところのクリーンセンターのあり方については、また委員会のほうとかで相談しながら、閉めるなり開くなりいうことを決めていくのかなというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点。この衛生関係で1つ、ここでしか聞く科目がないので、野良猫ですね。野良猫を地域猫として、避妊とか去勢の手術をするのに補助を、和泉市と泉佐野市と熊取町とかは出しているんですけどね。忠岡町は「餌をやらないでください」という呼びかけを、啓発してやらないようにということで対応されているんですけども、本来の動物愛護という観点からいけば、餌をやらないでじゃなく、餌をやるんだったらきちっとお掃除もして、ふんの始末もして、そしてそういう子猫がいっぱい生まれないように、ちゃんとしてやってくださったらいいですよというふうに、本来はそうなんで、あり方としてはね。でも、まだそういった補助金制度というのがこの辺では広がってないんですけ

ど、北摂のほうとか、北のほうではどんどん広がっていてということで、そういったことは忠岡町は、補助については何か検討したりとか、今後ちょっと考えていただくことはできないでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

過去にさかのぼってそういうふうな形の部分で、平成25年、26年、27年あたりでは一度そういうふうな形の部分を府内の市町村、どこがやってるかとかいうような調べをさせていただいて、検討した経緯はあります。我々としてもそういうふうな形の部分を検討していかなければいけないという認識は持っています。

また、忠岡の場合はワクチン接種にしろ泉大津と共同でやっていますので、泉大津とそういうふうな歩調を合わせていこうかというような話も大津とさせていただいた経緯もあるんですが、なかなかその辺の形の部分が、泉州地区についてはなかなかその当時進んでいるところがありませんでしたので、一たんその辺はそこで話がとまっておりますが、今後ともそういう動物愛護という観点からいけば、当然その辺のことも考えていかなければならないという認識は持っています。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなか地域住民の理解ということも、猫をお嫌いな方もいらっしゃるということもありますが、今後ふえていくとか、やらなかったらどこかに行ってしまうと、どこかでまたそういうふうに野良猫がということもふえていくということにならないように、きちんと管理をするというんですかね、していくということで、ぜひ近隣の状況も見ながら検討していただけたらなと。そういう個人やボランティア段階という方がふえてきたら、そういったこともぜひ対応していただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

今の回答は。では続けて。

委員（是枝綾子議員）

いいですか、すみません。あと、ごみのいろいろな回収に関してのところなんですけれども、例えば84ページのところの委託料ですね。ごみの運搬についてはやはりそういう運搬ができる免許を持った、許可を持った業者でないといけないと思うんですが、そうでなければどこの事業者でもいけるようなものがあるけども、そこもやっぱりそういうごみ業者に委託されているのではないかというご指摘もありまして、例えばその他プラの処分委託料であったりとか資源ごみの選別処理の委託料であったりとか、そういったところ

で運搬をしない分、処分をする、分別をしたりとか仕分けしたりとかいうところに関しては入札なりしてされたらどうかということなんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

先ほど、収集委託のほうにつきましては、是枝議員おっしゃるとおり漏れ等でいろいろあります。それ以外の選別等につきましても、うち、し尿のほうですね、し尿処理のくみ取りのほうが減ってきているというところで、合特みなしという形で、選別業務であったりとかそういう細々な業務に関して一応業者のほうにさせていただいているという経緯でございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

むしろそのくみ取りの業者の方々のお仕事が水洗化によって減っているということであれば、それこそまだ500世帯ぐらい残っていらっしゃるかと思うので、そこを集めてもらわないと忠岡町も困るわけで、住民も困るわけで。となると、先ほどの社会福祉協議会のように何かそういう補助金を出すというふうなことで委託をすると。補助金ではない、委託をするということで、委託契約をきちっと結んでするほうがすっきりと、運営もきちんとかみ取りの収集ができるということになるのではないかという提案を一度したことがあるんですけども、その話を聞いて、本当にそのかわりのお仕事をするんだったら、そのお仕事をきちっと最後までやり遂げていただけるように委託をするほうが本来のあり方ではないかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

そのあたりについてはちょっとまた検討はさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

考え方として、あり方としてはそうすればいいんじゃないかと。検討いただくということですので、よろしく願いいたします。

あと、クリーンセンターのほうに入っていきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

あと、クリーンセンター費ですね。84ページから85ページに関してなんですけれども、この年度というのは、30年度は7月から8月にかけて、今後、31年度からの長期包括が済んだ後、また10年、長期包括で同じようにやっていくという町の提案が議会で否決をされたという年の、この決算であります。

ということで、その点について再度繰り返すということではなくて、なぜそのようになったのかというところで、そこはやっぱり環境技術研究所というところの、そもそもそこに委託をする資格というのか、受注する資格がなかったような、何か議論を覚えているんですけれども、会計とかそういう経理的な、そういう資料がつかれない、そういうことで前任者、今の課長の前任者の方がその肩がわりでつくられたという、そういう議論があったと思うんですけれども、入札時にそういったことがわかっていながら応札されて、落札後、契約からその分が抜かれていたというふうな、そんな議論があったかと思うんですけれども、そういったことで、その点については問題はなかったのかというところを確認したいんですけれども。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

コンサル云々というよりも、実際決めたのはクリーンセンターの整備運営委員会支援等業務のメンバーですね。そこでいてるメンバーの中で決めていきました。その資料出しであったりとか議事録のところを、要はコンサルさんに一応拾っていただくという業務ですので、コンサル云々というのはちょっと違うのかなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コンサルタントは環境技術研究所がいっぱい、同時にいろんなものを請け負っていて、どの計画のときのどのな話かということで、収集運搬の何かそういうところでそういう話だったのか、10年の整備運営の支援業務の委託料のときだったのか、ちょっとよくわからないんですが、そういうこの資料ですね。前任者のつくってはった資料、どこにいったかな。すみません、ちょっとパッと出てこない。ちょっといいですか、捜します。

すみません。ちょっとわかりません。長期包括の10年間の、どれだけ経費が要ったの

かというそれを、長期包括以前の10年間との比較をされた、その資料をつくられたそれなんですけども、わからない。どこへ行ったか。というところで、その資料のことを言うてるんですけども、そのときは、それはこのときこの歳出のところに出ているこれではないんですか。クリーンセンター整備運営委員会支援等業務委託料の562万6,800円ではなかったですか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

恐らく是枝議員言われているのは、10年の包括前と包括の比較表のことやと思います。これをその委員会の中で諮りまして、経費がどうやったのかとか修理箇所がどうやったのかとか、そういう議論をして、今後どういう形がいいのかという方向性をあそこの委員会の中で決めたという経過があります。

委員（是枝綾子議員）

この資料ですね。本当は800万円ぐらい予算が出ていたと思うんですけども、途中で終わったから562万6,000円で終わったという、そういうことだったと思います。この資料を前任者の課長がつけられたという、こんなおかしい、それって、それこそこのつくる、そこに出す支援業務委託料に含まなければならない資料であったのに、これをつくる専門職の方がその環境技術研究所にいないから担当課長さんがおつくりになったというふうに何か説明があったと思うんですけども、で、入札の際そこが曖昧になっていて、入札後の契約の中ではこれを外したというふうに聞いたので、「それはおかしいんじゃないですか」ということがあったと思うんですけど、それはちょっと私の、会議録が今ちょっとよう探せなかったんですけど、そういうおかしい契約の仕方をしたんじゃないかという委託料なので、これはちょっとおかしかったんじゃないかというふうに。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

これはあくまで随契でやってるわけではなく、一応入札しておりまして、それでコンサルさんのほうが今後以降の、例えばクリーンセンターの募集要項であったり様式集であったり、それ以外のいろんな仕事のほうで協力いただいているというところで。

委員（是枝綾子議員）

入札の指名競争入札の仕様書ですね。こういう仕様書というかな、こういう業務ですよと、入札ですよというその説明資料の中に、こういった資料、本来つくらないといけない分があったにもかかわらず、応札されて落札されて、結局これはつukれないということになったんじゃないですか。そんなおかしなところに頼むからこんなことになるんじゃないかという、ちょっとそういう気持ちがありましたので、そういうことがあったということでもた確認していただけたら。そもそも何かそういうおかしな契約の仕方をされたんじゃないかという、ちょっと疑問が私の中にずっとありますので、そうではないということであれば、でも、当時は忠岡町が「それでいい」と契約をしましたのでということを進められたという経緯がありましたので、一応そうではないかということでも私、ちょっと投げかけさせていただいたので、またご確認いただきたいと思います。そういう事実があるのであれば確認いただきたいと思います。ということで確認していただきたいと思います。その契約の、おかしかったんじゃないかという。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

一応、仕様内容、業務内容ということで、私のほうも今手元に資料がありまして、その仕様内容を見ますと、委員会の資料の作成であったり編集ということで、漠とした形で書かしていただいています。コンサルにももちろんご協力いただきながら、我々は資料をまとめていったという経緯もありますので、まるっきりコンサルさんがやってないというわけではございません。ある程度の資料をいただきながらつくり上げていったという経過がありましたので、その辺はご理解ください。

委員（是枝綾子議員）

これに関する資料という大きな漠とした募集の仕方というかね、ということだったので、後で細かいところで話をすれば環境技術研究所は、これを直接はつukらなかつたということで、担当の課長さんが直接おつくりになったと。そこには環境技術研究所は、資料とか協力はしたんでしょうけども、やっぱりそれは委託料の中に含まれている本来の資料ではないかというところは、ちょっと私、指摘させていただいたんですが、忠岡町は「これは行政のほうでつukります」ということにしたから、それで契約を結んだ、それでスタートしたというところは言うてましたので、ちょっとおかしいんじゃないかということは意見としてあるけど、役所の人の方の、そちらの見解は問題ないということなんじゃないかということで、見解をお聞きしてるだけで。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

そのように思っております。

委員（是枝綾子議員）

見解はそうというところで、これはここで置いておきます。わかりました。

ということで、あとクリーンセンターに関しては、あと環境技術研究所ですね。これ、この年度のもう一つ、183万6,000円の84ページの一番下のクリーンセンター運営委託仕様書等作成業務委託料、これが多分今スタートしている、平成31年度の4月からの1年間の単年度の包括にしたという、その仕様書をつくったという委託料ですね。ちょっと確認なんですけれども。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ということで、それについてはやはり10年間の長期包括を1年に包括したような、そのような中身であるために、補修費の1億3,000万は要らないのではないかということで、私たちは反対をさせていただいたんですが、そういった委託料を、これの業務もやはり環境技術研究所さんがつくっていらっしゃるということなので、そういったところに委託して本当に大丈夫なのかというところは思いました。一応これについても議会での結論は出ておりますので、賛成と反対が同数で、当時の議長が議長裁決で議長が賛成と、可というふうにしたので通ったという、今、単年度の委託をしているということですね。わかりました。これについてはその1点だけちょっとお聞きします。これ1点だけ。

委員長（三宅良矢議員）

聞いてください。質問してください。お願いします。

委員（是枝綾子議員）

1年間の、まあ言えば普通に消耗品を買い替えたりとかいろいろちょこちょこと修理をせなあかんかもしれないけど、1年間は、前に10年間請け負ってきたJVが保証する期

間ですね。普通にちゃんとメンテナンスしながらしてたら、壊れたら前の10年間やっていたJVが修理しますと、保証しますという期間であるにもかかわらず、なぜそれがその間にそそくさと修理を1億3,000万も、また長期包括の10年間でする1年分をぼんとそこに入れるんですかというところの分を再度ちょっと質問したいと思います。もう1年待ったらよかったですよと、2年目から修理したらよかったですよというところ

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

この辺は再三こちらのほうからもご説明させていただいてるんですが、その辺が平行線ですと来てるわけなんです、これはどこの市町村がやられているごみ焼却施設であっても、かけらなあかん金額についてはかけておられますので、これが令和元年でとまるのであればもう、もうあと以降使いませんよというのであれば考え方は変わってくるんかもわかりませんが、広域にいくにしろ来年早々からいけるというわけではございませんので、その辺についてはご理解いただかんとしようがないのかなというふうには思っています。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保証期間内だから修理をするという答弁だったんです、その当時ね。3月はね。ということ、もう1年待って修理をされたらどうですかというところで、見解の相違だということ、そういうことですね。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

保証期間という考え方が、何もせんでもその1年もちますよというような形ではございませんので、当然有効なメンテナンス等をして、なおかつこの10年間、長期包括の中でその部分について大きいお金をかけているわけではございませんので、あと泉北環境との広域の話はしてございますが、先ほど申し上げたとおりすぐさまいけるわけではございませんので、その間忠岡クリーンセンターを運転管理していかなければならないという形になりますので、当然その辺に必要な金額を入れていくというのはこちらの考え方でござ

いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

私たち、「修理は一切するな」ということは言っていないわけで、必要な修理については別途すればいいということで、当時、前任者の課長がおっしゃっておられたのは「今すぐどうこうはありません。5年後、10年後使えるように」、3年後、5年後かな、まあまあ使えるように事前、事が起こる前の補修と、事前補修ですというふうに答弁されたので、だから壊れる前に補修をするということで1億3,000万ですか、したということなので。でも、その壊れる前にふぐあいというのが出てくるというのはわかりますので、その際にはそのときにそういった対処の補修をしたらいいんじゃないですかというところの違いですね。だから1億3,000万もしなくても、もっと少なくて済んだんじゃないかと。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

一応壊れてからというふうになりますと、またうち、1炉運転になりますので、結構とまる日が、停止の日数ですね、かなり出てきます。うちのピットでいきますと3週間ごみがたまってしまいまして、その工事箇所によってはやっぱり何カ月とかかる分もありますので、そういうのを事前に防ぐというのはどこの市町村でも大体こういうやり方はしているのかなと、予防的なこととは思いますが。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員

委員長（三宅良矢議員）

事前補修で1億3,000万円分をしなくても、例えば3,000万とか4,000万の必要なメンテナンス的な交換や補修という対応もあったのではないかと。ゼロか1億3,000万かじゃないです、補修というのは。もうちょっと、何千万か普通に使って普通に変えると。1年間だけとりあえず動かしておこうと、それで2年目にちゃんとどこを

どうするかというのを決めようというのが、そういうことだったと思うんですが、一遍に1億3,000万分もしたというのはちょっと出し過ぎではないかと。少し少ない金額の補修で対応できたのではないかというふうなことで、ゼロとは言っていないです。さっきのゼロか100かじゃないです。そういうことだということで、これはちょっと見解の相違ということで一応置いておきます。

町長（和田吉衛町長）

私たちは無責任になれないんです、発言が。無責任でいけと言うてくれているかしらんけど。

委員長（三宅良矢議員）

町長、押してからお願いします、発言は。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。これはそういうことで、私たちはこういうふうな理由で反対をしていると。町の当局のほうとしては必要な補修であると、事前補修であるから必要だということで、それだということで見解がちょっと違っているというところで、今回もここで置いておきます。もう結論が出ている話なので。でも、決算だから、そのことについては不問にするわけにはいかないから、今ちょっと質問させていただきました。

委員長（三宅良矢議員）

以上でよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

あとはクリーンセンターで。すみません、もう1点だけちょっと軽く。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

ごみの、一般家庭ごみのごみ袋の収支と言ったらおかしいんですけれども、どのぐらい、収入のところちょっとお聞きしたらよかったですけど、歳出のところでも多分、袋製作費とか出ているので、その辺の、どれだけ1年間で売れて、どれだけつくってという、その収支はちょっと変ですけどね、区切る時期が変ですけど、どのような状況であったか、ちょっとお教えてください。ごみ袋の売り上げと、あと、ごみ袋を製作した費用と、あと、置いていただいているところの手数料とかがありますよね。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

一般ごみの処理手数料につきましては1,999万1,600円ですね。ということで

収入のほうを上げさせていただきまして、つくったのが平成30年度で売り上げが、45リットルで2万4,887冊、30リットルで1万9,843冊、20リットルで1万234冊、10リットルで7,787冊、合計で6万2,751冊という形です。

委員（是枝綾子議員）

お金に換算したら。上はお金でしたね。1,999万というのはお金で、下は冊数で言われると、ちょっとどうだったんでようという比較にはならないので、またあしたでも構いませんので、金額でどのくらい売り上げがあって、どのくらい支出があってということで、あと手数料ですね。置いていただいている。

生活環境課（藤原直臣課長）

今の分が歳入で、冊数なんですけど。

委員（是枝綾子議員）

冊数ですか。すみません。

生活環境課（藤原直臣課長）

冊数ということは、1冊ということは10枚綴り、10枚になっていますので、枚数でいくと。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

1,999万1,600円というのが。

生活環境課（藤原直臣課長）

歳入。

委員（是枝綾子議員）

売り上げですね。

生活環境課（藤原直臣課長）

売り上げです。

委員（是枝綾子議員）

かかった経費についてはお幾らでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

そうですね。かかったお金が464万2,083円、あと取扱店の委託料ですね。それ

で145万4,208円になります。

委員（是枝綾子議員）

ということで。すみません。ごみ袋に関してはかなり間のちょっとあるけれども、その差し引きの分については忠岡町のほうに入ったということで、1,400万ぐらいですかね、に入ったということですね、差し引きで。わかりました。それはごみの運搬とかに使われたということで、いいわけですね。なるほど、わかりました。

あと、もう1点だけ。

委員長（三宅良矢議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

これで最後です。すみません。工事請負費、クリーンセンター費の85ページのところでなんですけれども、これは電気設備の切替工事とクリーンセンターの煙突の内筒整備工事と、長期包括には入っていない煙突の部分の工事、ですから長期包括の部分であれば請け負っているJVにしてもらうんですけど、関係ないところのこの煙突の工事は入札をして、1,200万で入札をされて、あと工事をしていただいたらいいのではないかというふうに思いますが、電気の設備も、長期包括以外のことでありますので別個に発注されたらどうですかということで。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

電気設備等の切替工事につきましては、高圧電源から低圧の電源に切りかえまして、高圧を使うような使用量でもないというところで低圧のほうに落とさせていただきました。これは2社見積もりで1社落とした経緯があります。

委員（是枝綾子議員）

これは相見積もり、まあ言うたら見積もりを取って。

生活環境課（藤原直臣課長）

電気関係の仕事のところから取ったと。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。もう1点、煙突の工事については、これは入札でしたか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

生活環境課（藤原直臣課長）

随契でございます。

委員（是枝綾子議員）

随契ということで、これはどういう形で。相見積もりを取られてという随契ですか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

生活環境課（藤原直臣課長）

1社随契でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

1, 200万であれば当然入札に付さなければいけないことですが、それで随意契約にするにも2社以上から見積もりなりを取ることが原則に、忠岡町の条例ではそうなっているかと思いますが、それはなぜ1社だけの、見積もりを取らずにそこだけになったんですかというところを。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

クリーンセンターの業務と関連のある施設でございますので、今、JVさんのほうに委託のほうを長期包括、この当時ですね、長期包括してたという関係で住重さんのほうにお願いしてまいりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

住重と松和メンテナンスのJVに頼まなくても、他社でも連携を取りながらすればできるものではなかったでしょうか、技術的にも。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

この部分については再三お答えもさせていただいていると思うんですが、これは平成13年に煙突が折れて全部取りかえたという経緯がございまして、その部分の修繕工事についても今の住重の部分でやっていただいているという経緯があります。全然クリーンセンターの長期包括からは外れているというのは、長期包括をお願いするに当たっての、平成20年の時点でもうかなりの年数がたっているということで、その長期包括の中には入れなかったという経緯がございまして。ただ当然運転管理、最終的には煙突から煙が出るというような形になりますので、その辺の運転管理の中で当然、最終的に排出する部分の部分でありますので、定期的に計画的に煙突の内筒、外筒についてメンテナンスをしていくというような計画をつくって動いている部分でございまして、運転管理しているJVのほうへお願いしたという経緯でご説明をさせていただいたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは、メンテナンスの計画は長期包括外ですよ、それは。長期包括の範囲ではないけれども、メンテナンスの計画をつくってもらって、それに基づいてやっているからそこにやってもらったというふうな説明に聞こえるんですけども。

住民部（軒野成司部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

若干、そういうふうにとられますと違うんでございまして、要は内部的に、生活環境の中で請負をされている業者さんとの間にこういう形で、3年に1回なり4年に1回なりというような形で計画表をつくっていたということでございまして、正式にその長期包括の中でそういうふうな形を盛り込んだ仕様書にはなっていないので、その辺、誤解をされるような発言であれば訂正させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。はい。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

業者の提案としては3～4年に1度はそういうふうにされたほうが良いということだということで、それはそれで提案として受けとめて、それで工事をするかどうか、どこにするかというふうなことはまた別の話であろうかと。そこに、計画を提案したところに工事を発注しないといけないということはないかと思しますので、これについてはこの金額もそんな1社だけの随契でというふうなことです。この金額が見積もりという、上がってきた見積もりで、それでいいのかどうかという、競争原理が全く働いてないところの話であるのと、あと業者がそこでないと絶対無理なのかといえば、いろいろ連携を取りながら、面倒くさいでしょうけど、できないことはない工事ではないかというふうに私は思うんですけれども、その点については忠岡町は、それは無理な話で、無理だということで、ここしかないということでされたということなのか。

委員長（三宅良矢議員）

回答はありますか。質問ですか。

委員（是枝綾子議員）

ここしかないという理由を、それでほかで相見積もりなり入札なりすることは無理な話であったということなのかというね。不可能なのかというところをちょっと、そこを。

生活環境課（藤原直臣課長）

すみません。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

ちょっと我々もこの煙突につきましては設計が組めないというところで、見積もりに関してもこの見積もりが正しいかどうかという審査のほうはまたコンサルさんのほうに投げさせていただいて、適切であると思う金額を設計という形でさせていただいています。ただ、業者さんから上がってきた分をそのまま使っているというわけではございませんので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのコンサルタント会社で、多分環境技術研究所に見積もりを見ていただいてというふうなことでこの金額ということになったということですね。わかりました。ちょっとそれ

もですが、そこでないとできない、入札に付すことができなかつたのかどうかというところは、その説明はできないんですという説明をいただかないと、随契でここしかだめなんですという説明にはなっていないので、そこをちょっといただきたいということで。

委員長（三宅良矢議員）

軒野部長。

住民部（軒野成司部長）

今、その当時の随契理由をここに持ってきておりませんので、その辺確認させていただいて、当然その随契理由というのをつけて回してございますので、そこには明確に書いているはずでございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。またそれを資料としてね。当時のことを、1年前の話ですのでちょっと忘れていた部分もありますので、よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

よろしいでしょうか。

他に、ご質疑ございませんでしょうか。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、何点か。

まず、し尿の負担金なんですが、し尿の量というのは昨年と比べて減っているんでしょうか、ふえているんでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

はい。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

すみません、ちょっと今、資料をお持ちしてませんので、またその辺は調べさせていただきます。

委員（松井匡仁議員）

負担金はふえている。

生活環境課（藤原直臣課長）

負担金はふえてございます。去年と比べてですけど。

委員（松井匡仁議員）

去年と比べて。だから量に合わせてふえたのか、そうじゃなく、負担金だけが上がったのでしょうか。それだけをちょっと教えてほしいです。またそれはあとで結構です。

委員長（三宅良矢議員）

今、時間がかかるようで。

委員（松井匡仁議員）

いいです。また後日でも結構です。

委員長（三宅良矢議員）

後日、報告ください。お願いします。

委員（松井匡仁議員）

それと私、今ちょっとお話をいろいろ聞いていまして、私、実はこの議員の職になる前に、とある県で焼却場で働いたことがあるんです。そのときに、この修理云々という話はどこでもあるんですけれども、実は今理事さんご説明されておりましたんですが、必要だからやったというふうには言うてはるんですけれども、その場所ではやっぱりどうしてもこれ、事故が起きるまで待てないんです。事故が起きると死人が出るんです、焼却場というのは。ですので、起こる前に必ずせなあかんわけです。そういう面でメンテナンスと修理というのはやってたというふうに記憶していることだけ、ちょっとお伝えしたいなと思います。

それと、最後にすみません、町長にちょっとお願いがあるんです。実は先ほど軒野部長にちょっとお願いはしたんですけれども、慰霊碑、お墓の慰霊碑ありますでしょう。これの手すり、これ何て言ったらいいんや。あれ何という団体でしたっけ。団体。遺族会の方から「もう慰霊碑に登っても、おりれない。もう足腰が弱ってしても線香を上げられへんのや。何とか手すりだけつけてほしいんや。線香上げたいんや」と。それでちょっと相談したんですけれども、予算がないと。墓地管のほうに相談するというお話でしたんですが、墓地管のほうも予算がありませんので、これはちょっと皆さん、遺族会の方も高齢になりまして、早急にそこだけ何とか予算をつけていただきたいと思ひまして、お願いさせていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

担当の方は何か。

委員（松井匡仁議員）

結構です。

委員長（三宅良矢議員）

他にご質疑、ございませんか。ないですか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

じゃ、僕のほうから質問させていただきたいので、副委員長にかわっていただきます。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。三宅委員長、質疑をお願いします。

委員（三宅良矢議員）

がん検診についてまずお聞きいたします。ことし、久留米市が線虫を用いた1万円程度の検査で10数個のがん検診、チェックできるという、尿を用いて、尿を線虫にかけて、反応したらステージ1、ごくごく軽微ながんから発見できるというものが確立されて、今久留米市と実証実験をやっているんです。ということがちょっとニュース等で、ネットでも調べてあったんです。

できたら忠岡町も、バリウム、僕もがん検診をことし40なんて受けましたけど、あんなものを飲んで発見できるというても、本当に例えば膵臓がん、肝がんなんてもう2、3ぐらいでしか発見できない。発見できたらほとんど9割の人は3年以内に死ぬというようなレベルを1の段階で発見できるって、すばらしい技術やと思うので、忠岡町のがん検診の方向性も、旧来の車のあんなんから、そういったところに移して行っていただけるような方向性で検討を進めていただけないでしょうかということ、ご回答をお願いいたします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

私もこれ議員からいただきまして、僕もテレビとかでちょうど見たところやったんですけども、テレビの中でのお話では、議員おっしゃるようにステージゼロ、1のような早期のがんも高感度に検出できるというのが特徴であると。ただし、10数カ所のどの部分のがんであるかということまではわからないというような形の報道であったというのを記憶しております。特定するに当たっては各個別のがん検診が要るんやというような形の報道内容であったかと思しますので、実際、企業側は運用試験を経て、ことし1月から健康診断に線虫を使ったがん検診を実用化したい考えということも、テレビ報道でもありましたので、実用化に向けて最終的な運用試験を行うことになったということですので、今後実用化された場合の動向を見ていきたいなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

少なくともそれで、どこかわかんけど発見されたら、国保やったら保険の範疇で全身精密検査できるわけじゃないですか。理解できますか。要は医療じゃないですか、そこから。だって、ほんまやったら100%自己負担で全部調べてもらわなあかんけど、がんっ

てわかったら、そこから医療に切りかえられるわけですね、基本的に負担が。じゃあ、それやったら入り口の1万円で毎年1回はチェックして、引っかかったんやったら医療で今度全身精密検査を受けて特定できるわけじゃないですか。負担としても絶対にトータルとしては個人負担は楽になりますし、発見するスピードは以前よりは絶対上がると思うんですよ。考えればこれを導入しないというロジックのほうが、僕は住民のメリットとか、僕自身、自分が長生きしたいという個人の意味からしても、メリットはそっちの導入していただくほうが勝ると思うんです。そういうところを踏まえた上で検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

ちょっと今、このテレビ報道でとかネットで見た限りの僕も情報でしかありませんので、実際ことし、久留米市ですかで試験的に行っているということですので、実際どういうものなのかというのはちょっと動向を見ていきたいなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

次です。浜霊園の関係です。毎回お願いはしてるんですけど、これから毎年1,000万ぐらいの負担と、隠れ借金というか返還金、トータルで言うと3億4,000万から7,000万でしたっけ、あるということで、原則こういったものって公で整備して、ある程度そこが終わったんやったら、もう利用者負担の枠内で今後運営を全てされていくべきやと僕は思うんです。「いやいや、ええよ。住民にもっと払ってもらったらええやん」という考えなのか、「いやいや、やっぱり利用者負担が原則だよ。それやったらそれに向けて仕組みを変えていこうじゃないか」って、方向の選択肢は2つあると思うんですけど、どちらのほうをいかがお考えでしょうか。

住民課（春日正人課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

住民課（春日正人課長）

今のところは少子高齢化とかでお墓を継ぐ者がおられないということで、墓じまいとい

う言葉がよく出ておりました、かなり返還される方が多いということをお聞きしております。本町におきましても返還数がふえている現状の中で、いろいろな購入者拡大に向け、条例改正や町広報、ページ等での呼びかけ等も行っておりますけれども、返還にはとどめをかけていない状態になっております。

ただ、購入者が少ない分もありますので、これからやはり施策としましてはなかなか、私も近隣市町村のほうによく聞くんですけども、なかなか歯どめをかけることができないと、施策がないということでして、できる限り購入者拡大に向けて今後も努力はしてまいりたいと思っているんですけども、最終的には、今後の動向につきましては近隣市町との情報交換とか社会状況等を今後注視していきまして、また墓地管理委員会にもお諮りして方向性を見出していければなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

僕の質問は、税負担で埋めていく方向性でいくのか、利用者負担が原則だよねって、どっちの方向性を考えてはるのかということなんです。そこをある程度明確にさせていただかないと、税負担でいくんやったらいくでいいんですよ。それはそれでいいと言うたら語弊があるかもしれないですけど、じゃないと今みたいな回答されたら、いつまでたってもずるずる引き延ばされていくじゃないですか。この隠れ借金を含めて。それは僕は行政のあり方としては正しくないと思うので、どちらかというところ、そこはしっかりとした方向性は決めていただきたいと思っております。いかがでしょう。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

住民部（軒野成司部長）

今回だけじゃなしに、三宅議員からは再三そういうふうなご質問もいただいていると思います。町の方針としてどういうふうな形でいくかというのは、ここで明確にお答えすることはできないんですが、ただ、もう前々回の墓地委員会にはこういう案もという形でご提示はさせていただきました。ただ、早急にそれを、要は今みたいに全額、墓地を返されたときに、いただいているお金を全額返すというような形で、今現にやっている部分でございまして、周りの市町村を確認しましても、全額返しているような市町村はございませんので、その辺、どの辺を落としどころにするかというような形で、ある一定のパターンを決めてご提示はさせていただいた経緯はございます。

ただ、その中でちょっと結論が出なかったということで、方向的にはその全額返していくというのはどこかで歯どめをかけたいと。今、第3次分譲をして販売している部分につ

きましては、応募をいただいたときにそういうふうな形になるでというようなお話は窓口でさせていただいておりますので、今後どの辺でその辺を、墓地管とあわせてご理解いただけるかなというような形になってくるのではないかなと考えてございます。

委員（三宅良矢議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

ですので、一定の結論って今おっしゃいましたけど、大体いつごろをめどに考えてはるんですか。そうじゃないと、ある程度それを見越さないと、いつまでたってもずるずるいつてしまうわけじゃないですか。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

住民部（軒野成司部長）

すみません、そのめどというのは、墓地管の中でもちょっとお話しさせていただいたんですが、今ちょうど管理料の期限が切れているというんですか、20年の管理料の部分が切れて、役所のほうからその分をお願いするというような通知を出ささせていただいて、その中でも、要はお受け取りになられた方が、要は墓地を持っているという人自身も、家族の中で引き継ぎが行われてないというような形で、これは何やというようなお話も出てきたりしておりますので、我々も当初のいきさつというのを聞いている中では、募集をかけたときにそういうふうな形で返還するでというような話をしたということも聞いてございますので、古い部分については当然それを受けてご購入されているご家庭もございまして、その辺あわせて検討していかなければならないなということで、いつからという即答はできかねますが、今回その管理料についても20年というような形ではなしに5年ぐらいの部分で考えてございますので、一定、その辺で考えていかなければならないかなというふうに考えてございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

すると、5年以内ぐらいにはもうちゃんとめどはつけて、けりつけるということでいいんですか、今の話でいくと、最大。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

住民部（軒野成司部長）

その辺は墓地管理委員会のほうともお話をさせていただいて、ある一定の部分については、こういうパターンもありますよというような形の部分はお示しはさせていただいているんですが、その中で、要はあまり、今購入されている方に、要は落としどころを考えてくれというような話でございましたので、若干ちょっと時間をいただきたいなというようなところでございます。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

僕、何度も言うようですが、いつまでもずるずるいったら、ただ税金で埋めていくしかないですね、事実。ですね。ずるずるいくということは税金で埋めていくしかないということですね。今の状況でいけば。だって税財源以外でこれ補填ないでしょう。それが続いていくということがゆゆしき事態やと僕は思っているんですよ。収入いうても返す金額以下でしか入ってきてないわけじゃないですか。ふやしていくと言うけど、じゃあ例えばですけど、じゃあうちの忠岡の墓地、こういうふうにして売るようにしましょうなんて案、聞いたことないです、対案として。

例えば広告を載せます、PRしていきます、例えば職員組合の人らにして、職員組合に割引するように補填しますとか、そんないろんな方策あるのかな。あつてやったらわかるんですよ。なしに、ただ「頑張ります」、片方では「ふやすように頑張ります」と言われて、ただ実際問題、返すほうはるかに多い。だんだんと負担だけは毎年変わらず、それは税金で埋めるしかないですよ。だって事実上、今返してるお金、税金ですよ。

住民部（軒野成司部長）

いや、それはお預かりしているお金ですよ。

委員（三宅良矢議員）

預託。

住民部（軒野成司部長）

分譲して買っただけのお金を一般会計、その当時であれば。

委員（三宅良矢議員）

特別会計から一般会計に移って、今もう収支の中に入って、事実上組み込まれているから、基本支出ですよ。

住民部（軒野成司部長）

そういうことになります。

委員（三宅良矢議員）

全部はトータルでいえば。わかってます。そこは理解してるつもりです。別にどこかにプールしているわけじゃないのはわかっているの、実質問題、じゃこれからは負担でし

かないわけですよ。

住民部（軒野成司部長）

そういうことです。

委員（三宅良矢議員）

そうですね。そこが残っていくという、そこに対してしっかりと検討していかないというのは、僕はどうかなのというのと思うんです。そこはしっかりとご理解していただいた上でできるだけ早く、僕もこれからも何回も言うと思うんですけど、進めていっていただきたいということです。何らかの仕組みの取り組みを。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

住民部（軒野成司部長）

その辺は検討させていただいて、できるだけ早くということ考えていきたいと考えております。また一応、何もしてないというわけではございませんで、周りの市町村に対しても、広報にそういうふうな形で上げさせていただいているというようなところもございます。どこの市町村も今、墓じまい等で墓がかなり余っているんです。同じような形で、墓についての問題を抱えている市町村、周りに全てございますので、泉大津の広報紙に載せていただくとか、そういうふうな形の部分はやらさせていただいておりますので、できるだけ使っていただければありがたいということで、条例も改正させていただきましたし、なお一層の努力をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

今回はこれで終わらせていただきます。

すみません、あと、以前から何度か質問させてもらってる不妊治療の件で、もう一度ちょっと質問させていただきたいと思います。この資料の22ページの上に、今回、保健センター費で特定不妊治療助成制度、さっきたしか前川委員が質問されたと思うんですけど、これの助成を受けた夫婦の数の15組のうちの年齢属性とかわかりますか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

その15組の年齢を調べてはおりませんが、ごめんなさい、ちょっとお待ちください。助成を受けられる年齢が、奥さんの年齢が40未満または40歳以上で回数が違います。助成できる回数が、大阪府の助成事業におきましても本町の助成事業におきまして

も。なので、現状、今資料としては持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告させていただきます。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

委員長。

委員（三宅良矢議員）

何が言いたいかというと、やはりその不妊治療に対して、前もお伝えしたと思うんですけど、誰でも基本的には、言い方は悪いですけど、妊娠ってやるとなると、理屈上閉経さえしてなければ60、70でもできるわけですよ。でも、大体37ぐらいをめぐって大体、要は不育ですよ。妊娠してでも、まず妊娠する確率、妊娠しても育つ確率、これは極端に落ちていくと。不妊治療を受ける方はどうしても結婚の晩婚化で高齢化していくので、そこは出てくる問題としては常に出てくる問題だと思うんですけど、ただ、啓発に関してもやはり年齢が上がれば上がるほど妊娠できる、子どもがおなかの中でも育ちにくい。

特に男性も、昔は男性は90歳でも70歳でも、言い方は悪いですけど、子どもをつくれるんやなみたいなことを言う人がいました。奥さんが若けりゃ。でも精子だって実際問題、コピーミスを起こして穴のあいている精子だっていっぱい出てくるし、いろいろそういう不妊につながる要素というのはやはり年齢が高くなれば高くなるほど出てくるということは、多分事実としてご存じやと思うんです。

今のこの不妊治療のPRの活動でいえば、その辺の年齢リスクということをしかりとお伝えしてほしいんですよ。ビラで、不妊治療のチラシで「受けられるようになりました」って書いているんですけど、やっぱり同時にそれは年齢が高くなればそういうリスクがかなり高まっていくという教育というか啓発も合わさった上でのものやと思うので、保健センターとしては若い世帯だけじゃなく、年齢の高い方とかもそういう相談なりあると思うんです。やっぱりその辺に関しては今後啓発、さまざまな場でそういうように年齢というものは、年齢が高くなればなるほど、やはりこういう不妊治療をやってもかなりの確率で厳しくなるから、早う産もうと言ったら変ですけど、その辺はしっかりと意識していただいた上で、やはり妊娠というのに臨んでいただきたいというような啓発に力を入れていただきたいんですけど、どのようにお考えでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

保健師と、相談を受けた場合につきましては、議員おっしゃるように若い年齢で妊娠ということをお話はさせていただいております。ただ、そういう広報等の啓発におきましても、その辺、年齢に対する記載ですよ。その辺も広報していく中で記載していきたいなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

特に、男はあほなんで、僕も男ですけど、あほなんで僕も勘違いしたことがあるんですけど、幾つになっても子どもが、精子というのは幾つになってもちゃんと出てるんやと思ったら大間違いやという、そういう部分もあると思うんですね。そんなんを含めて、やっぱり年齢が来たらそういうことに対してリスクがあるんだということも合わさっていかないと、ただ何かやれば幾つになっても産むことができるんだということばかりをしていけば、お金だけ負担がふえていくだけになるので、その辺もあわせて啓発していただきたいなということで、ちょっとまた研究になると思うんですけど、お願いいたします。

最後なんですけど、すみません、先ほどのクリーンセンターの関係なんですけど、1点だけちょっとお伺いしたいんですけど、各クリーンセンターに関連して、例えばですけど、包括業務の中に、例えば今後仕様書をつくるに当たって、例えばさっきのように電話とか、例えばですけど分別とかいろいろあるわけじゃないですか。その包括に入っていないまた委託の、そんなんも何か合築して委託とかの選択肢というのは描けないものなんですか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

お願いします。

生活環境課（藤原直臣課長）

今、コンサルさんのほうに上げさせていただいている中ではそういう案は入れてません。要は、方向性についてどうしていくかということなので、それを入れるとなればまた議会に報告するのが遅くなるのかなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。以上で。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

はい。

生活環境課（藤原直臣課長）

先ほど松井議員の中で、し尿のところかふえているじゃないかというところで、件数に関しては今ちょっと手元に資料がないんですけど、ふえている要因としましては、台風2

1号の関係で工事費がふえたということで聞いております。

以上です。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、三宅委員長の質疑が終わりましたので、進行を三宅委員長に交代いたします。

（進行を三宅委員長と交代）

委員長（三宅良矢議員）

他に、質疑はございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（三宅良矢議員）

お諮りいたします。議事の都合により本日の委員会をとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議なしと認め、延会することに決定いたしました。

なお、明日10時より再開いたします。あすは第5款 労働費から始めますので、よろしく願いいたします。

委員または理事者の皆様、大変お疲れさまでございました。本日はこれで延会させていただきます。

（「午後7時23分」延会）